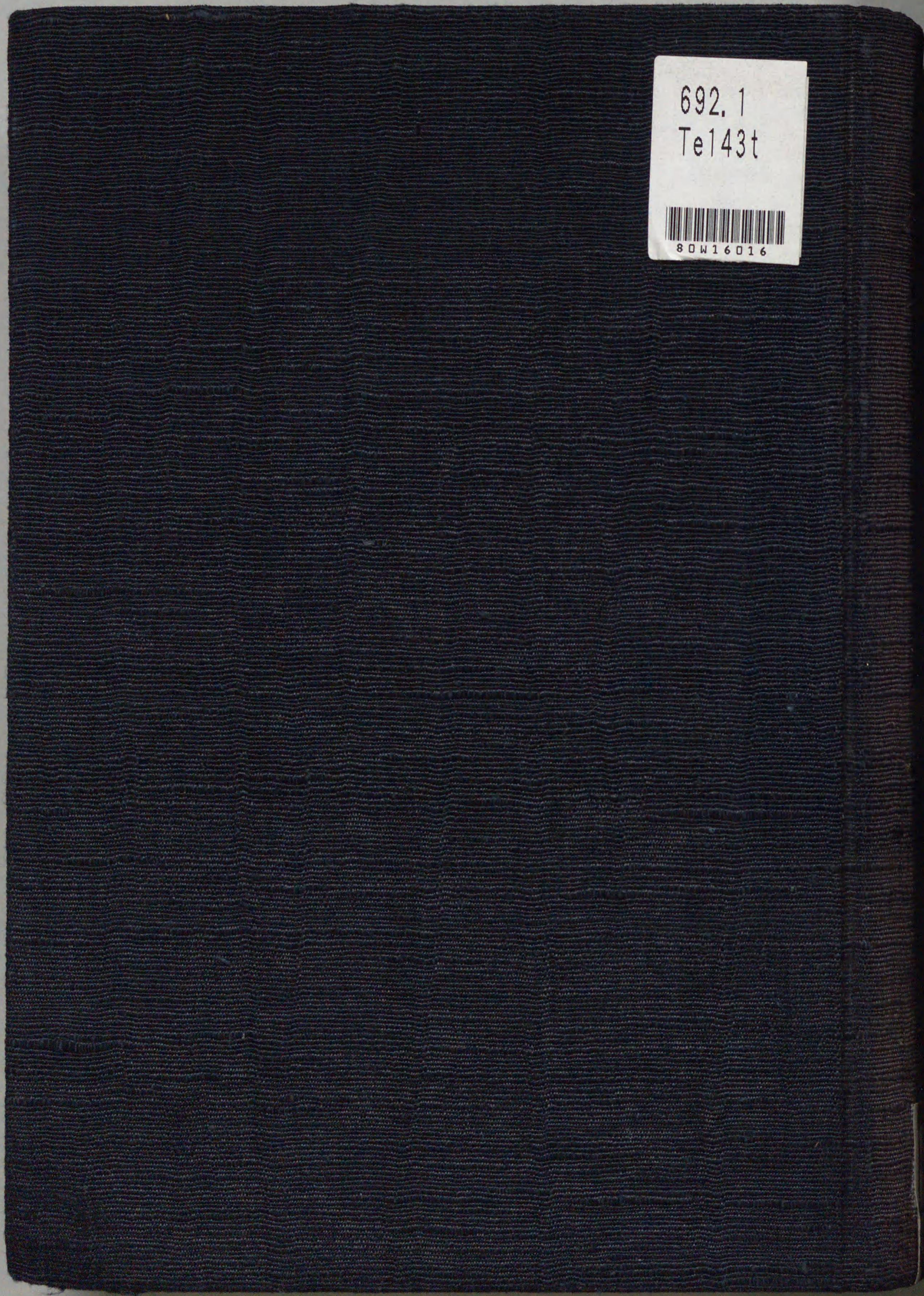


692.1
Te143t



貴族院
B
~~3099~~
690



通信事業史

第二卷

692.1
Te 143 尤
II

遞信事業史總目次

第一卷	第一篇	總說
第二卷	第二篇	郵便
第三卷	第三篇	電信
第四卷	第四篇	電話
第五卷	第五篇	無線電信及無線電話
第五卷	第六篇	郵便貯金郵便爲替及附帶事業
第六卷	第七篇	簡易生命保險及郵便年金
第六卷	第八篇	電氣
第六卷	第九篇	電氣試驗
第六卷	第十篇	管船

目次



80W16016

第七卷	第十一篇	燈臺
第十二篇	航空	
第十三篇	經理	

第二卷 目次



第二篇 郵便

第一章 郵便の起原	一
第一節 通信制度	一
第二節 郵便制度の見聞記	八
第二章 郵便事業の創始	一九
第一節 我國郵便の創始者	一九
第二節 郵便創業立案	二三
第三節 郵便の創始	二九
第四節 飛脚業者の抗爭	三六
第五節 郵便の専掌	四六
第三章 郵便機關	五三

第一節 中央機關…………… 三

第二節 地方管理機關…………… 七

第三節 現業機關…………… 六

第四節 請願通信施設…………… 七

第四章 郵便法令…………… 九

第一節 法令の變遷…………… 九

第二節 内部の取扱手續…………… 八

第五章 郵便物…………… 六

第一節 郵便禁制品…………… 六

第二節 通常郵便物…………… 九

第三節 小包郵便物…………… 四

第六章 郵便物の特殊取扱…………… 一五

第一節 序説…………… 一五

第二節 書留郵便…………… 一五

第三節 價格表記郵便…………… 一五

第四節 引受時刻證明郵便…………… 一六

第五節 配達證明郵便…………… 一七

第六節 内容證明郵便…………… 一七

第七節 速達郵便…………… 一七

第八節 航空郵便…………… 一七

第九節 別配達郵便…………… 一八

第十節 代金引換郵便…………… 一八

第十一節 集金郵便…………… 一九

第十二節 年賀特別郵便…………… 一九

第十三節 訴訟、審判、審査書類郵便…………… 二〇

第七章 郵便料金…………… 二七

第一節 序説…………… 二七

第二節 通常郵便料金…………… 二五

第三節 小包郵便料金…………… 三五

第四節 特殊取扱料金……………二四一

第五節 特殊取扱料金の變遷……………二四二

第六節 料金の低減……………二六七

第七節 無料郵便……………二七八

第八章 特別郵便制度……………

第一節 軍事郵便……………二六八

第二節 選舉無料郵便……………二六九

第九章 郵便物の集配……………

第一節 序 說……………二七七

第二節 郵便區……………二四〇

第三節 集配度數……………二四三

第四節 集配施設……………二四六

第五節 配達方法……………二四八

第六節 郵便函……………二五〇

第七節 通信地圖……………二五五

第十章 郵便物の遞送……………

第一節 序 說……………二五七

第二節 郵便線路……………二六九

第三節 遞送機關……………二七二

第四節 鐵道遞送……………二七五

第十一章 郵便の取扱……………

第一節 差出方法……………二八〇

第二節 郵便休日及郵便窓口取扱時間……………二八二

第三節 郵便物の轉送及還付……………二八五

第四節 郵便物の取戻及名宛變更……………二八六

第五節 還付不能の郵便物……………二八六

第十二章 外國郵便……………

第一節 外國郵便の發達……………二八八

第二節 本邦の外國郵便…………… 四九

第十三章 郵便従事者の養成…………… 四〇

第十四章 郵便切手類…………… 四六

第一節 序説…………… 四六

第二節 郵便切手…………… 四七

第三節 郵便葉書…………… 四八

第四節 郵便封囊(封皮)…………… 四九

第五節 郵便帶紙…………… 五〇

第六節 價格表記郵便物封皮及封緘紙…………… 五一

第七節 郵便切手類及收入印紙の賣捌…………… 五二

第八節 郵便切手類の穿孔又は打出…………… 五三

第十五章 通信日附印…………… 五七

第一節 序説…………… 五七

第二節 普通通信日附印…………… 五九

第三節 特殊通信日附印…………… 五八

第四節 風景入通信日附印…………… 五〇

第五節 小型通信日附印…………… 五〇

第十六章 雜纂…………… 五二

第一節 郵便專掌の範圍…………… 五二

第二節 損害賠償…………… 五一

第三節 郵便特權…………… 五六

第四節 郵便刑罰…………… 五三

第十七章 郵便統計…………… 五三

第二篇

郵

便

第二篇 郵便

第一章 郵便の起原

第一節 通信制度

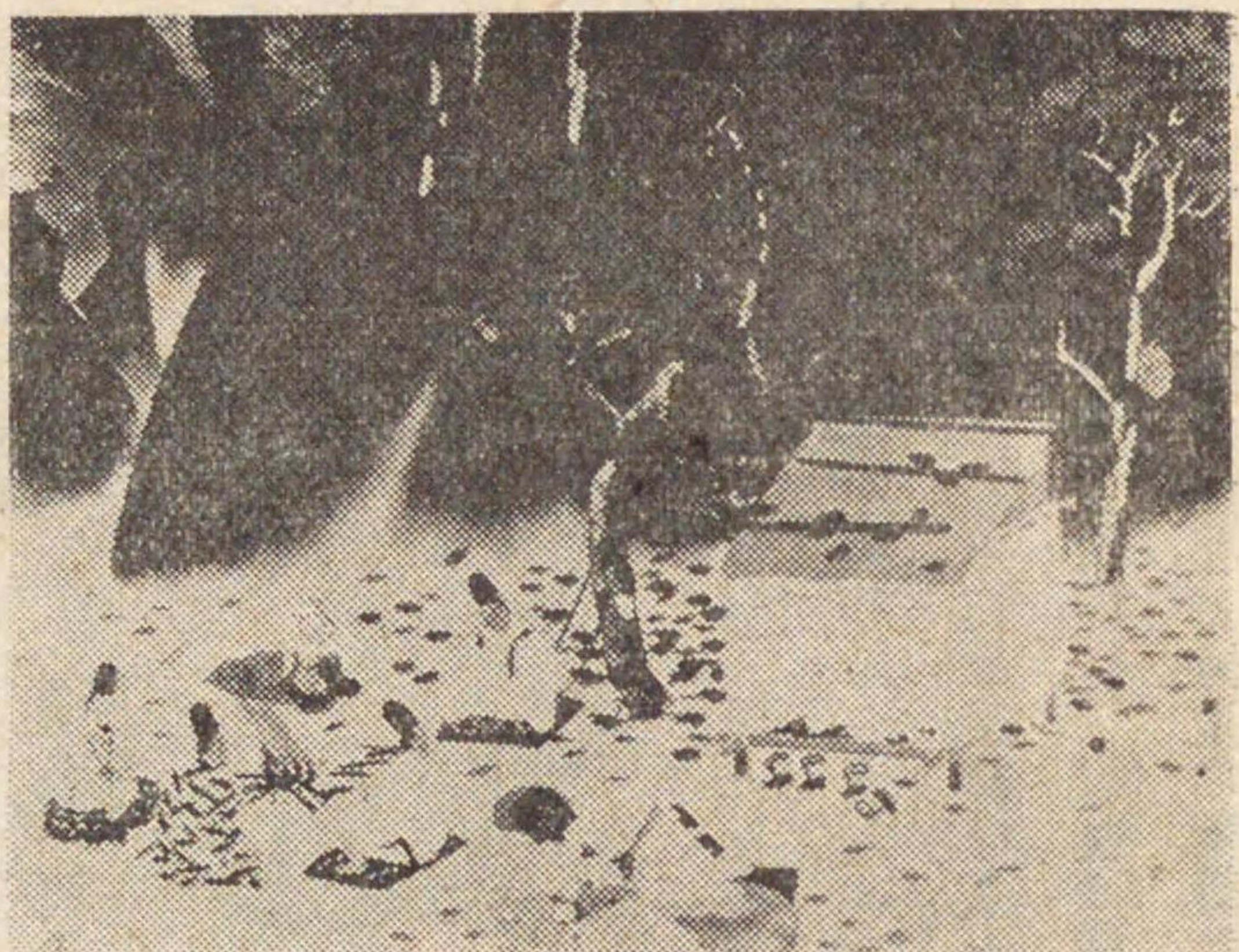
第一款 徳川氏以前

我國に於いて通信設備の制度として存在するに至つたのは千三百年代に入つてからのことである。即ち大化二年正月改新の詔に「初脩_三京師、置_三畿内國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬」と宣して諸國に驛馬傳馬を置き、養老令に於いては諸道には三十里毎（此の一里は六町を以て一里とし、三十里は現在の五里）に一驛を置くの原則を樹てた。又諸道を大路、中路、小路に分ち、大路には二十四匹、中路には十四匹、小路には五匹の驛馬を置き、驛長、驛子、驛舎、

驛田、驛稻等に互つて驛制は整備されるに至つた。斯くて奈良朝時代迄は驛制は整頓され、通信の疏通は圓滑に行はれたが、纏て平安朝時代に入るに及んで驛家の疲弊は漸次顯著となり、延喜式の明文に拘はらず驛制は崩潰の一途を辿つた。次で源頼朝鎌倉に據つて政治を行ふや、中央集権のための通信機關の必要を感じて、又驛制に心を用ふる處があつた。吾妻鏡文治元年十一月の記事に「今月二品驛路の法を定めらる、此間の重事に依り、上洛の御使雜色等、伊豆駿河以西、近江國に迄るまで、權内庄々を論ぜず、傳馬を取りて之を騎用す可し、且は到來の所に於て、其糧を沙汰す可きの由云々」の一項がある。而して鎌倉幕府の衰滅に伴ひて驛制も亦弛緩し、後戰國時代に於いては地方の豪族で、例へば北條氏の傳馬朱引、武田氏の篝火飛脚等の通信設備を有してゐる者もあつたが、全國的な驛制は徳川氏に依つて再び完整されるに至るまでは一時中斷された。

驛馬、傳馬に依る通信以外、脚力に依る通信送達も行はれた。脚力とは徒歩の遞送夫のことである。此の語は既に大寶令に見るのであるが、後飛脚の語と屢々混淆して用ひられるやうになつた。吾妻鏡元暦二年正月六日の項に「參河守範頼の去月十四日の飛脚、今日參著す」と記し、右を受けて頼朝から範頼に宛てた書翰に「十一月十四日御文、正月六日到来、今日自是脚力を立たし候つる程に此脚力到来」とあるのは其の例である。飛脚は此の脚力よりも廣い意味を持つことは此のことでも明かであるが、此の用語の持つ意義は徳川時代となつても同様であり、徒歩に依るもの及傳馬を用ふるものの兩者を含んだ。

斯様に上代から戰國時代に至る迄の間に於いては驛制に興廢はあつたが、之等の設備は官用通信のために存するものであり、又其の規模も大であつたとは云ひ難いので、私人の通信を達する術もなく、用事のあるときは本人自ら旅

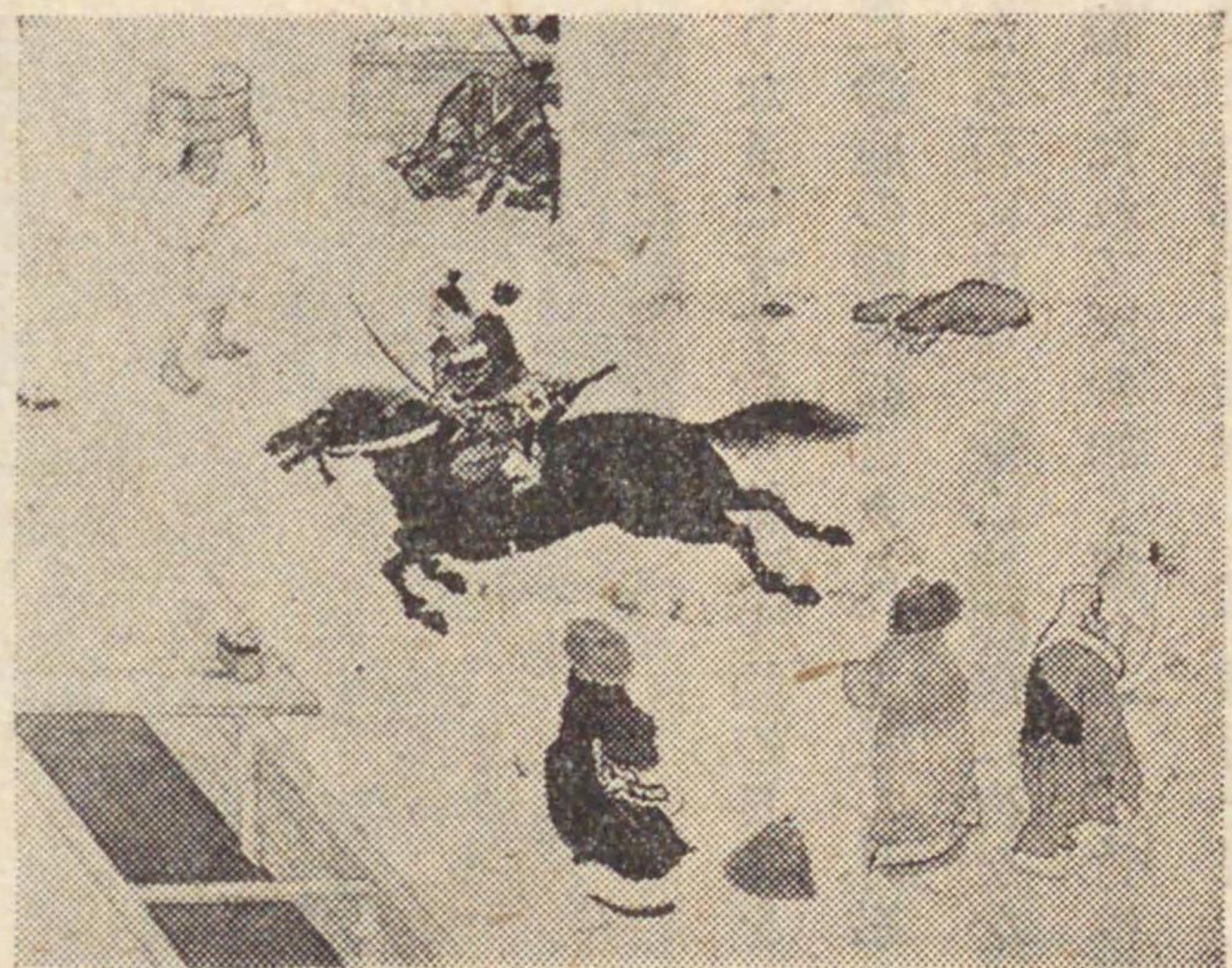


(筆徑古林小) 宿假の中旅羅るけ於に朝安平

行するか又は家人をして旅行せしめて之を傳へしむる外なかつたが、其の旅は甚だ困難なものであつた。

平安朝末期の旅記更級日記には「二むらの山の中に泊りたる夜、大きな柿の木の下に庵を作りたれば、夜一夜、庵の上に柿の落ちかかりたるを人々拾いなどす。宮路の山といふ處越ゆる程十月晦日なるに、紅葉散らで盛なり。」と道筋の荒涼、旅の寂寞を啣たれてゐる。作者菅原孝標の女は、當時の上流階級に屬する人であつたが、此の人に於いては「仁治三年の秋八月十日あまりのころ都を出でて、東へ赴くことあり、まだしらぬ道の空、山かさなり江かさなりて、はるく遠き旅なれども、雲をしのぎ霧をわけつつ、しばし前途のきはまりなきにすすむ。終に十餘の日數をへて、鎌倉に下り着きし間或は山館野亭の夜のとまり、同じく海道記には「薄暮に鈴鹿の關屋にとまる。上弦の月峯にかかり、虚空徒に歸雁の路に残る。下流の水、谷に落ち、奔箭速にして虎に似たる石に中る。爰に旅驛漸に夜をかさねて、枕を宿縁の草に結び、雲衣曉さむし、席を岩根の蘿にし、松は君子の徳をたれて天の如く覆へとも、竹は吾友の號あれば蔭に臥て夜を明す」と旅の苦しさは述べられてゐる。

鎌倉京都間の旅程には十數日を要したことは右に述べた東關紀行に依つても知られるのであるが、飛脚の速度も徒



(鎌倉) 六波羅飛脚に到る (町田曲筆)

歩に依るものは之に近似してゐた。只傳馬に依るものに就いては吾妻鏡に行程を其の時々に、三箇日、五箇日、七箇日と定めたものがあり、延應元年五月廿三日の記事に「申刻、赤木左衛門尉平忠光六波羅飛脚として参著す、廿日の未刻に京を出で、四日にて馳付、殆んど飛鳥の如し」と四日目の到着を驚異の眼を以て見てゐる。

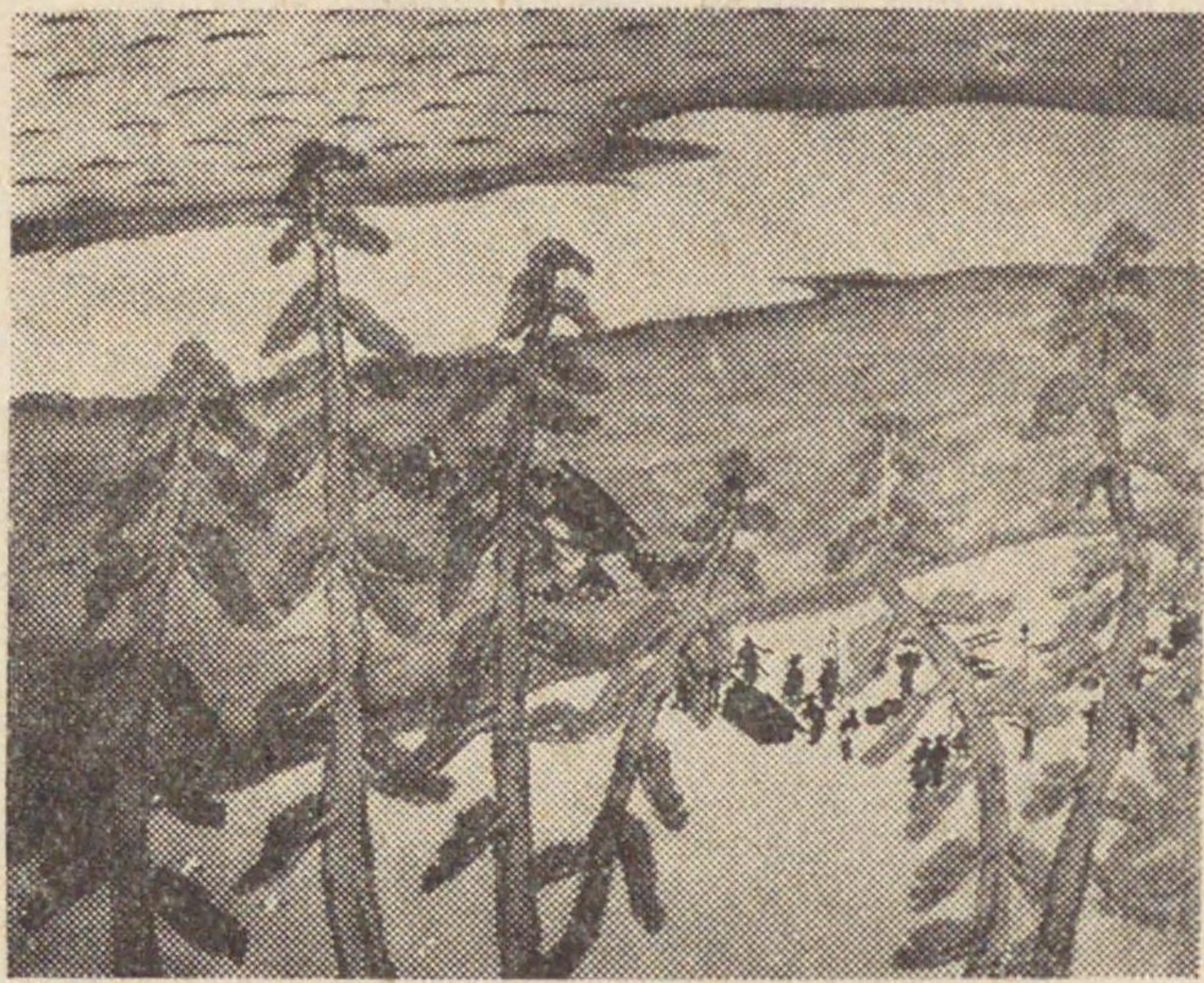
第二款 徳川時代

紀元二千二百年豊臣秀吉は小田原の北條氏を降し、其の所領關東の地に徳川家康を轉封した。同年八月徳川家康は江戸に入ったが、此の時寶田村及千代田村の里民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等は駄馬人夫を率ゐて之を迎へ、家康之を賞して道中傳馬役を命

じ、糶飛脚給米として高十二石三斗六升を給した。之徳川氏の驛制に手を染めた初めである。徳川氏は驛制の創建及維持に多大の力を注ぎ、其の施設に見るべきものがあつたが、其の目的とする處は一般の利便を増進することよりも自己保存に多く在つたことは當時の事情よりして容易に首肯し得る所である。元和二年洪水のため矢矧橋の流失した際に、家康は徳川家の諸士が事故あるとき敵に備ふるために、之が再架を見合すべしとしたのを抑へて、古蹟の保存と海道の困難救済のために架橋を命じたが、寛永三年徳川家光は上洛の際大井川は海道の險



(藏所館物博信憑) 袋書文がのるいてけ懸に首の者使 使早の代時倉鎌



(筆花耕村山) 越 臺 運 川 井 大

でも尾張家及紀州家の七里飛脚が最も聞えてゐる。七里飛脚とは七里毎に脚夫を備へて書信を遞傳せしめたために起つた名稱である。併しながら民間飛脚業が漸次發達するに従つて、之等の大名飛脚は其の存在の必要を失ひ漸次衰滅するに至つた。

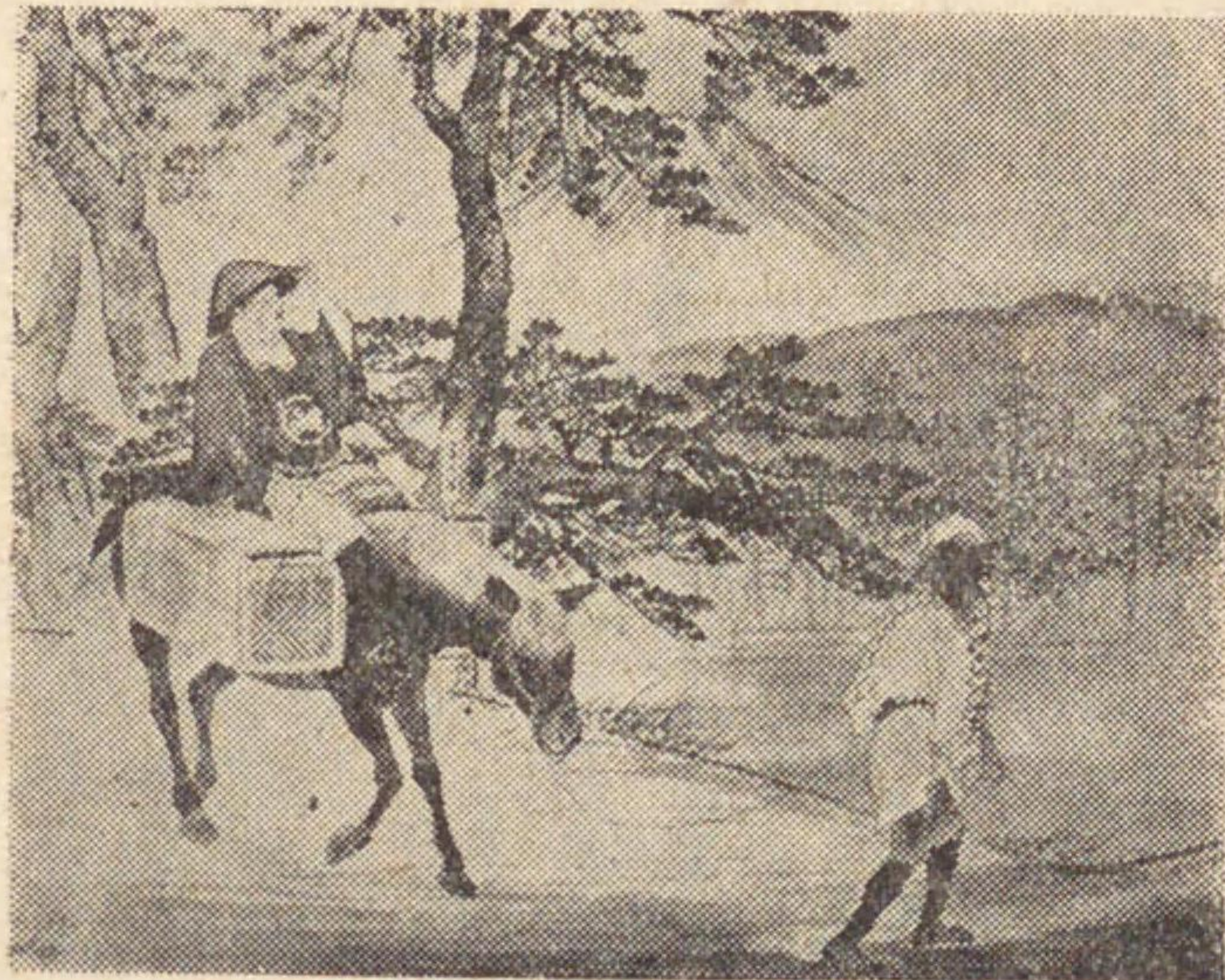
郵便制度の先驅をなす町飛脚の發端に就いては、驛遞志稿に「元和三年(一に寛永十
六年に作る)に至り大阪城定番の諸士東海道各驛驛長等と相議し始て其家隸を以て飛脚となし毎月八の日を以て之を發す、人呼で三度飛脚と言、其發行三回な

要であるとして浮橋を設けたのを喜ばなかつたと傳へられてゐる。之等はいづれも徳川氏を中心とした思想の表はれに外ならない。

併しながら徳川時代に於ける通信交通設備の發達は漸次民間の需要をも充足せしめるに至つた。前に述べた繼飛脚は諸國に達する幕府の公文書を遞送するものであるが、宿驛に於ける人馬の設備、參勤交替に依る道路の改良等は新に政治の中心地となつた江戸と、從來から文化の淵藪であつた京阪、其他諸藩の所在地等との連絡の必要と相待つて、自然に一般の通信量を増大せしめ、此處に幕府直轄の通信設備たる繼飛脚以外に、諸大名の飛脚及民間の飛脚が自然に發生するに至つた。

大名飛脚は江戸と諸藩との通信連絡のために設けた飛脚であり、中

るの故を以てなり、其後大坂商賈等竊に之を倣ひ飛脚を以て其業となす者ありと雖、皆其地衛戍兵の庇蔭に頼り名を其下卒に藉り、其法被を服し、雙刀を帶す、此法を以て其業を營むこと五十餘年、寛文三年に至り三都商賈等相議し、大に舊制を更革し、大坂城衛戍諸士の保護を辭し、新に町飛脚問屋抱宰領と稱し始めて賈人の旅裝をなす」又「享保三年紙屋平左衛門飛脚屋を上州高崎に開く、十四年島屋佐七飛脚問屋を上州伊勢崎に開く、二十年近江屋五兵衛等飛脚問屋を上州藤岡に開く」とあり、別に金子遞送のために「(寛文)十一年大阪飛脚商等江戸同業と相議し始めて兩地商賈



元和元年初め大坂と江戸との間に三度定度脚設く(尾形月耕筆)

の金銀遞送をなす、依つて金飛脚の招牌を掲ぐ、其後組合中月番を定めて之を擔當す仍て名つけて手板組と云」とあつて、次第に通信設備の整つたことを記してゐる。

併しながら此の飛脚制度も遞送を主としたもので、其の差出及配達に至つては極めて幼稚なもので、同じく驛遞志稿中には「當時大坂飛脚の江戸に着するや各其旅亭の戶外に於て筵席を敷き、書狀及轉輸する所の貨物を排列して路人の縦覽に供す、若自己の姓名を認る者あらば則飛脚屋に乞て之を領し、且つ其歸便を問て復書を投するを例とす」と當時の状態に就いての説明がある。

飛脚の速度に就いて、驛遞志稿考證元祿九年正月の項に「江戸傳馬役發する所の宿繼公狀は……大阪は通常四十八時、京都は通常四十五

時、若急行すれば四十一時と爲す、又其無剋と名つける最急便は廿八時より三十時……」又「(寶曆)十三年京都、大阪發する所の公書遞送の時刻を定む、京都より江戸に至る剋附證文を以て遞送する急公用は三日限、中急用は四日限



正徳二年江戸日本橋に始て驛遞(池田方筆)

、問屋賄諸官吏大急用は五日切、中急用は六日限、平常便は七日限と爲し、又大阪より江戸に至る剋附公書函は三十六七時限、若中山道を通行すれば一日増即四十五六時と爲す」と繼飛脚の速度を定めた。又町飛脚に就いては最初は東海道を六日間にて通行し定六と稱したが、大凡三日間乃至十日間を要した。

飛脚の賃錢は吉田博士の日本文明史話に據れば、江戸大阪間四日限のもの四兩二分、五日限のもの三兩、十日限のもの銀四匁であり、金一兩を二十圓に換算せば、それぞれ九十圓、六十圓、一圓以上となるのであつて、之等の賃錢は時に依り高低はあるが、之に依つて凡その程度を知ることが出来る。

又徳川時代の末期文化文政天保頃に於いては、江戸市内だけの町飛脚が起り、二十文乃至百文、即ち十錢乃至五十錢の賃錢を以て用便を達した。

第二節 郵便制度の見聞記

第一款 外國人の見た日本の郵便制度

往時に於ける我國の郵便制度を實際に見聞した外國旅行者の記録中には、往々にして當時の状況をよく傳へてゐるものがある。元和年間に來朝した英人リチャード、コックスの日記に依れば、一六一六年大阪から江戸迄の旅行に十六日、同江戸から京都迄の歸路に十三日を費してゐるが、之は當時に於ける一般人の普通速度の旅行と見ることが出来る。

獨逸の醫師ケンプエルは元祿三年に來朝し、來朝の翌元祿四年（一六九一年）に江戸へ上つたが、下記（吳秀三博士の譯に據る）の參府紀行中の一節は當時の状況を繪のやうに後人に傳へてゐる。

我大街道に沿ひたる主要なる村落には旅人の便宜のために各一軒の公設郵便局（郵舎）Postofficeありて、數多の馬、驛夫、郵便、其他旅行に須要なるものは何時にても一定の貨銀にて便する様、又人馬の疲れ果て又傭ひ切となりたる時、之を交換する様に設備しあり。かかる交換所又郵便局を日本語にては宿 *Stück* と言ひて、そこには旅行の必要品あり、又便宜なる旅宿もあれば旅人は好みてそこに投宿す。これは一里半乃至四里の距離毎にあり。九州に於ける小旅行に於いては其宿驛は日本本土に於いて大阪より江戸迄の五十六宿の如くに設備は整ひもせず、良くもあらず。家屋は本來旅人の旅宿と言ふよりは、馬

を繋ぐの站厩として築造せしものにして、前に廣場を置き、そこを街道に向ひて閉ざさず、人馬を交換するために爲べきを爲し得る様にせり。多數の書記役 *Schreiber* 帳付役 *Buchhalter* は郵便事務に執掌して出入の公計は之を領主の金庫に纏めざるべからず。旅客に關する貨銀は全國に通じて確定してあり。或宿驛より次の宿驛へは距離のみでなく。通路の性質、馬糧の値段其他の事態によりて加減するなり。各宿驛を平均すれば都て宿と宿との間、一里につきての平均支拂額は左の如し。

- 一頭の乗掛 *Norikaechi* と二個の行李と一個の寢具を積みたる馬に騎るは三十三錢
- 一頭の輕尻 *Karasiri* と二鞍置きたる馬は二十五錢
- 一人の駕籠舁又は荷夫は十三錢

此等宿驛には又將軍及び藩主の文書を郵送する爲め晝夜とも郵便脚夫の準備あり。此者は其文書を携えて絶間なく駈足にて少しの遲滞なく次の郵舎まで持行くべく、其文書は發信者の定紋を描きて黒く漆したる小箱に入れ、之を棒に固定して肩に擔ひ、常に二人連れにて走りて、一人に故障起れば、他の一人が之に代り文箱を以て先方に急ぐ様にするなり。將軍の書信を持ちたる郵便ならば、何人も、國主の行列も之を避けて彼の疾驅する妨げとなるべからず。之れが爲に郵便は常に鐙を鳴らして遠方まで知らすなり。

又我國に海外文化を齎した著名な外人の一人である獨人シーボルトの來朝したのは、文政六年（一八二三年）であつたが、同文政九年長崎からの東上の下記記録（吳秀三博士の譯に據る）中には、大阪を中心とする信書の送達に就いて稍、詳しい記事がある。

是よりは吾人の注意を要する他の事柄に移らん之は郵便制度及び國境の警固なり。歴史は此二事につき孝徳天皇の朝に我紀元六百四十六年に爾他の緊要なる國家制度とともに制定されたりと記す。日本の地方は是によりて盡く此の官吏を得、官府と

の関係密接となり、整規の郵便宿驛を必要とし、之を設置するの動機はここにありしならん。現在にては全國を通じて交通最多き街道に沿ひては驛舎あり、ここにて馱獸人夫を仕立て又繼代ふる様になし、いづくにも弘き廠舎を備へたり。それを驛站 (Yekien) (郵便停所) 又は馬繼 (Mumadsuki) (馬停所) と稱ふ。人夫、馱馬は一大名の行列にも數百を要することあれば、人馬の設備は一人の稼業としては及び難く、荷の輸送、荷馬の飼養は驛站のある土地全體の一大利得なり。驛站は旅客が官府の監督の下に安全に又遲滞なく、須要なる保護を得る所にして、國中交通の管理する所なり。(中略)

手紙の郵送、急配達の中央部は大阪なり。大阪は日本第一の商業都市にして此より京都江戸の兩都に向け、諸大名の城下に向け、又外人の貿易市たる長崎へ向け郵便は盛に往來す。毎月七日、十七日、二十七日には大阪より長崎へ、毎月八日、十八日、二十八日には大阪より京都江戸へ定期に出發す。京都へは距離近くもあれば、其他に毎日の便達あり。長崎へは飛脚は七日にて達し、其間海上を下の關小倉迄、帆の整ひて擢の多き小船を用ひ、小倉より飛脚を以て目的地に配達す。脚夫は油布にて包みたる書狀の荷を棒にて繋り、大聲に叫びつつ次の驛に至り、これを他の脚夫に移し、下にも置かずに、行先きへ齎らすなり。大切なる書類には不慮の事を避くるため二人脚夫とす。これを日本にては飛脚 Hikiyaku 支那にて Hikeo 即ち翼せる脚と稱ふ。かかる定期の郵遞の他、何時にても早飛脚を仕立つべし。その賃銀は季節により天候によりて相違あり。大阪より長崎迄には百ギルデン乃至二百ギルデンを支拂ふなり。大阪の商業殊に米及び乾魚の商業は我歐羅巴の手形商業と全く同様に行はれて、早飛脚はよくその用をなすなり。

なほここに述べんは電信の如く緊急の報知を迅速に傳へんとする装置なり之は火の籠 (烽火臺 Hokwadai) を最高き山に數多列べて設け、外國軍勢の上陸などの國家の重大事件あるとき、そこに火の信號を擧ぐるなり。左程に重要にはあらぬ事件には支那日本の戰術に最古より知られたる狼烟 (Wakachen) を用ふ。

明治以後に於いては東京帝國大學の講師を勤めたアメリカ人イー、エス、モース博士の下記(石川欣一氏の譯に據る)



の日本滞在記録中の斷片は、明治十年我國郵便事業の搖籃時代の様相を傳へ、我々をして微笑を以て過去を想起せしめるものがある。

「我々は東京行き郵便屋に行きあつた。裸の男が、竿のさきに日本の旗を立てた黒塗の二輪車を引つ張つて全速力で走る。このやうな男はちよいと交代し、馬よりも早い。」

「私は郵便局の主事をしてゐるファート氏に紹介された。同氏の話によると私宛の手紙を江の島へ轉送することはすこしも不便でないらしい。」

「私がやつと眠りにつくと、心配さうな顔をした男が片手に棒の先につけた提灯を片手に手紙と新聞紙とを持つて、私の部屋へ入つて來た。彼は日本語で何か喋舌つたが、それは恐らく『私が藤澤から特別な使者として持つて來たこの包みはあなたに宛てたものか』といったのであらう。起きた私は激怒のあまり、若しそれが故郷からの手紙だつたら、どんなにうれいしことを理解さへしなかつた。名を見るとダンラップと書いてあるではないか。私はその男に悪魔にでも喰れてしまへといった。その調子で彼ははいはれたことを知つたらしく、即座に引き下つて行き、私はもう一度眠らうとして大いに努力した。」

「午後は横濱に向けて出發、途中山村藤澤に立ちよつた、江の島に一番近い郵便局はここにある。桑港からの汽船が着いたので、私宛の郵便が轉送されてはしまいかと思つて寄つて見た。我々が郵便局に着いた時、恰度郵便が配付され始めた。圖は郵便局長が、手紙や新聞の雜多なかたまりを前にして、坐つてゐる所を示す。私宛の手紙を日本の小さな村で受取ること及び局長さんが、私の名を日本語で書いた紙片をつけた手紙の束を渡してくれた無邪氣な態度は、まったく新奇なものであつた。」



私が單に「モース」さんと言つた丈で、手紙の束が差出された。他の手紙の配分に夢中な局長さんは、顔をあげもしなかつた。横濱郵便局長の話によると、日本が萬國郵便聯合に加入した最初の年に、遞信省（驛遞局）は六萬弗の純益をあげ、手紙一本、金一仙なりともなくなつたり盗まれたりしなかつたといふが、これは日本人が生れつき正直であることを證明してゐる。藤澤からの六哩、私はゆつたりして手紙を楽しんだ。だが、元氣よくデコボコ路を走る人力車の上で、手紙をみな讀まうとしたので、いい加減目が赤くなつて了つた。」

第二款 日本人の見た外國の郵便制度

外國人の見た我國の郵便制度は、先進國民である彼等の眼に異様に寫つたであらうが、幕末から明治初年にかけて歐米の地を踏み、親しく彼地の郵便制度を見聞した我國人にとつては、今日から見れば極めて平凡な事柄でも當時に於いては確に一の新知識であつたに相違ない。従つて之等の人々の記述した所は、多く之を嘆賞したものであつたことは當然のことである。

福澤諭吉氏は早く歐洲に遊んだが、其の當時を想起して福澤全集緒言中に左の如く記してゐる。

彼の郵便事業の取調べに苦しみたるは今に記憶に存して忘れず佛京巴理在留中に何れへか手紙を出さんとして其手續を偶然來客の一人に尋ねしに、客は紙入より四角なる印刷の紙片を出し此印紙を手紙に張て出せば、直に先方へ達す可しと言ふ。夫は飛脚屋へ頼むことかと問へば否なると巴理にそんな飛脚屋はなし、町内何れの處にも箱のやうなものあるゆゑ、唯その箱の中に投ずれば手紙は自然に表書の屈先に届くと言ふ、いよゝ不思議に堪へず、江戸の飛脚屋京屋島屋に手紙を頼むに、江戸

より京大阪まで七日限りと言へば書狀一本に付き金貳歩の定價なり、日を限らぬものにも一本に付二三百文を拂ふことなるに、佛蘭西では唯印紙を張れば手紙は恰も獨りで先方に届く、扱々奇なりと無理に客を引留めて全體の次第柄を聞けども、其日は要領を得ずして相分れ、翌日は此方より客の家に出掛けて不審の残りを質問し、尙ほ合點行かすして重ねて訪問する等、凡そ時を費すこと三四日にして始めて腹に落ちて、成程旨い通信法なりと獨り感心したるは他なし、今日我國一般に行はるる郵便法なり。

栗本匏庵（鋤雲）は明治三年五月佛國に派遣され、翌四年五月歸朝したが、曉窓追録中に於いて左の如く述べてゐる。「コンミツシヨネル」なる者は、ここに云ふ町飛脚なり。唯、規則法度ありて漫忽ならず、その人、毎街必ず在りて事を缺かず、凡、巴里に在りて、某氏々々へ簡を投じ信を傳へんと欲するもの、皆この「コンミツシヨネル」に託す。その方、何れの人何れの家にも先づ豫め紙店に於て一の鈴印紙を購ひ貯ふ。その紙單して三十六區となし、區ごとに人面像を印せり。凡人に書を贈るに臨み、簡筒上彼の名所を記し、この一區の印紙を貼し、その人に託すれば必ず達し誤るなし。且遠近を論ぜず賃銀を用ゐず。蓋しこれを須るざるに非ず。その價既に官税及び飛脚の雇賃を紙店購入の鈴印紙價中に籠め收めて在ればなり。これ小事と雖も、繁を省き勞を減ず、極めて簡易の法なりとす。（中略）

書を海外に寄する又「タンブルポスト」を貼す。緊要事件なれば其數を多くす一封の書六七片を貼するものあり。印紙紅色あり、青色あり、黄色ありその細を知るに及ばずと雖も、思ふに其色に寄せて其價を異にし、通常は青色を用ひ、稍重きは黄を用ひ、最も重きは紅を用ゆる等の別あるべし。凡、書を人に寄する起居及小事件の類は筒に收むると雖も糊封せず、その糊封するものは内事にして旁觀を許さざるの書なれば、そのこれを遞するの價も亦隨て貴し。海外、遠方へ遞するも亦然り。刊行新聞紙、或は小冊子の類を遞する中間紙帶を以て、これを束ぬるのみにして、公然刊行の書たるを知らしむれば至廉の價を以て、遠方に遞すべし。寫書或は寫字を交ゆる者は此數に非ず。

明治四年十一月遣歐米特命全權大使岩倉具視、副使木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尙芳の一行は、歐米廻遊の途に上り、同六年九月歸朝したが、同使節一行の見聞した所を記した米歐回覽實記中には、ワシントン、ロンドン及ベルリンの郵便局又は印刷局に關する事項を左の如く説明してある。當時に於いては既に我國に於いても新式郵便制度を敷かれてゐたのであるが、之等の記事を見るときは使節團の一行は之等諸國の郵便施設の規模の大なるに一驚したもののやうである。

○ワシントン郵便局

午前十一時より「マヤ氏」の案内にて「ポスト、オフィース」に至る。即郵便院なり、此館の建築も亦壯大にして褒巧院「パテント」と相對し、又白石を以て築き共に府中にて眼目の館たり、先づ「デット、レットル」に至る、没書といふ義なり、此にては郵便状の内に、名宛所附等分明ならずして持歸りたるを開封し、差出人の家に返さんとして、夫れも分明ならざる分を裂き棄て、製紙所に委し、若し金貨にかかる要件なれば、其文面年月日までを、別冊に寫記して、他日の尋問に備ふ、數年前まで、此の如き没書には其手數料を納めしめられたれども、今は廢せり、此寮に使ふ男女、すべて五十餘名、毎日此局に送る書状も、約一萬餘あり。夫より收信局に至る、諸街に立たる、郵便箱に投せる書状を集めて、多人案を挟み整頓し、種類を分ち券紙を抹消し、重き書状は斤目を改め、所付を査して、配當の部分をなす等數百人各部署を分つてとのふ、寮中の規則一冊を贈れり。郵便の仕組は貿易隆盛を務むる國に於ては、保民厚生の道に最も緊要なる事務なれば、西洋にては早き時代より其法は始まれり、昔波斯國「タリウス」王第一世の代、紀元前五百二十五年（今より殆ど二千四百年以前の古代）に、國內各地方より訴訟をなす便利の爲め驛馬を國內の諸驛に繋ぎ、訴狀を遞送せしを起りとして、久しく歐洲に行はれ、米國は英の屬地のとき、一千七百年に英の代權政府の申立にて、巴力門パインポの議定をうけ、始て「ポスト」局を設けしを始とす、獨立の

後に至り、規模を張大にして、當府に此館をたて、民部省の管轄にて全國の郵便を總轄せり、此頃までは鐵道の發明なかりしにより、此館の手當にて、驛々に馬車を分付して、書状を相載し、各都に達し、夫より各人へ配達したるに、鐵道の起りしより、更に簡易となり、貨錢も別て僅少に定め、迅速に往復するに因て、郵便の差出人、年年に其數を増加したれども、一體米國は人稀に地廣きゆへ、近年までは其貨錢にては費用引足らず、猶幾分の費額を政府より補ひしとなり。凡郵便の信書を掠奪するは、國に於て殊に嚴重なる罪科に處す、然れども歐米各國にて商買訴訟等の争ひに依り、郵便を取扱ふものに賄ひて竊に披見なし、或は竊に棄るなど惡弊多かりしを以て、米歐一般に行はるる郵便の書状には、封皮の面には差出人の姓名を記する事なく、只届け先の宛名のみを書し、封皮内の書翰紙に、自己の姓名住所は記しおく事習慣となり、自己の姓名住所は、没書局に反り來るとき、開封して其記載を見て、差出人へ返すためなり、偶々其記載を遺忘したるは、已むを得ず此館に留む、是を眞の没書とす。郵便の制は便利を盡す如此なれども、金銀の爲替、物品の取遣りなど、猶便利を缺を以て、三四十年前より早飛脚の仕組を設けたり、是も米國會社の勸建にかかり、果して大益ありしを以て、歐洲の各國に行はれたり、今は米の全地に、早飛脚の路を定めたる事、蜘蛛の如く、商業上に一日も缺へからざる大便宜をあたへたり、夫電信線の發明にて千里の間も、頃刻に問答すへし、郵便の法備はりて、遠隔の地も數日に信書を取換すへし、早飛脚の仕組にて奴丁を勞せず、物を遠地に送致すへし、其他郵船あり、保險會社あり、領事館、銀行は、各國の港に派出し、生濟の道に於て便を謀る一にして足らず、如此ならざれば、今日の際に富庶繁榮の國とならん事難し、歐米の都府にて市店を過ぎ物品を買ふとき、評價定まれば持届ける「アッドレス」を請ふ（「アッドレス」とは居住を記せる名札なり）若し荷作りして本國に送致せん事を記すれば必ず諾し、其横濱に届くへきか長崎に届くへきかを問ひ、漁船若くは風帆船、其人の好みに從ひ、備に運賃を書出して送致す、買主より郵便若くは電信にて、之を本國に通達しおけば、日を刻しても家に達すへし、日本の人は西洋を想像する、俘撻星漢の如し、西洋の商人は世界を視る事、一都府の如し、豈盛ならずや。

○倫敦郵便局

郵便館、是も「シチー」にあり、倫敦にて郵便局の設けは甚だ多き内に當時は此館を以て大總館とす、近來別に新に郵便館を此側に經營を起し、廣さ二百八十六尺、長さ二百四十四尺の地域を占め、棧屋を五層となし、高さ八十四尺の大館を建んと正に建築中なり。英國の内地已に庶殷にして、屬地も亦廣大なれば、郵便館の設け、内外に二總館ありて、其法を異にすれども、皆これを倫敦の郵便總館に管轄す、郵便の一項、其事務たる實に劇要なり、五洲の列國と締約し、遐陬僻地にも達す、政府事務の一大部分におるものなり。郵便の法は米歐各洲に於て、凡そ貿易を盛にし、文教を普くする國は殊に緊要なる務とす、大都には必ず郵便館を置いて、之を總轄し、郵便の券子を印刷して、全國に賣捌く、英國に於て製する券子は、大抵長さ八「インチ」許、濶さ六「インチ」許、他の國國にては、些の大小あれども、大般は同じ、價によりて色を異にし、模様を異にす、券背に樹脂を塗り、信書に糊貼するに便にす、此券子を賣捌く店あり、其價を出し買入れて貼用すれば、已に信書を差立る賃を拂へる理なり、市街村巷には郵便差入の鐵製轉斗あり、信書を此所に投すれば、時を以て郵便丁來り其信書を收めて去る。若し券子を貼用せざる信書あるも、亦其届くべき地に配達すれども、扱所にて定法一倍の券子を貼して、其價を届け主より徴求す、是各國の通則なり。英國にて郵便の仕組は、人口五千人に一の取扱所を設く、倫敦の一府にて例すれば、全府人口三百二十五萬餘人あり、之を十大區に分ち、郵便館を設く、每區に百ヶ所の取扱所を統轄す、即ち全府にて千ヶ所なり、英、蘇、威、愛の各地、みな此に例す、是内國の郵便の制なり、外地の制は、少しく之に異なるも、外地にて加拿他、印度、「オースタラリヤ」等の屬地、各其内地に設けたる制は、亦此例により酌量せり、内外の郵便みな之を倫敦の「ポストオッフイス」に統轄す、綱紀瞭然として、網の綱あるか如し。郵便館にて通信を收め、之を見調へ、届先の地方を査へて部分なし、夫夫に取束ね、麻布の囊に盛り、時を定めて配達丁に付し、遠近の地に送る、英國にても、今より四十年前、蒸氣車も創まらざる時には、驛驛に駿馬を繋ぎ、配達丁、馬を疾駆して遞送せり、其時にても一日に二百四五十英里の速きまでは届けたりしに、蒸

氣車の便興りてより、「ポスト」の車を定め、一日に四百英里の遠に達す、夫より更に速かならん事を務め、近年にては「ポスト」にかゝる疾行車は、例して日行七八百英里に及ぶ、其快も亦至れり、故に倫敦より蘇格蘭の北地「ホロラ」港まで、路程八百餘英里もあれども、三日間には郵便を應返するに至れり、昔時人馬にて繼送りたるときは、信書の輕重と、届け先きの遠近によりて、券子を貼するも差あり、重量五錢の書狀を、内地四百英里の距離に送るには、券子に「シルリンク」も貼用せり今は蒸氣車の便によりて、内地の郵便に遠近を一にして、重さ五錢に付唯一「ペニー」の券子を貼用するのみ、屬地の郵便所は、三十年前までは、僅に四百五十ヶ所ありしに、今は増して二萬ヶ所に及べり。千八百七十一年、一歳に内外の信書を總計せるに、十一億一千七百萬封、其内届け先不明にして、「ポストオッフイス」に回せるもの、只三百五十萬封ありて、中に全く没書となりたるは、十七萬封にすぎず、郵便切手の代價を收める事、四百八十八萬磅、其内より三百六十一萬一千磅を雜費に消却し、餘る所の一百二十六萬九千磅は、大政府の歳入に歸せり、米國の如きは、地大に人稀に、亦内地同價の法にて、券子代を收むれども、年年闕あり贏なしと言、

歐羅巴の貿易、月月年年に盛んにして一全球世界に舟跡を普くし、各其業とする所に従事し、其相隔て、交際するは、郵便の便に頼るものなり、加之に文學も亦益開け、人みな言語に習ひて談話に富む、門を出て數町を歩し歸れば、必ず一二の新聞異見の話すべき事ありとす、其言語を綴りて、文字となすや、率爾の語も之を録記す、家族相離るゝ兩三日、必ず數回の消息あり、家猫の子を産するも、亦相報知するに至る、殊に英國の如きは貿易最も盛なる國なれば、郵便の夥多しき實に甚し、郵便館の前、收信丁は四方より郵便箱の信書を收め、袋に套して來り、嚮ち入るゝもの、五秒七秒時を隔て、續續絶へる事なし、是を整理し、之を査驗し、輕重を衡り、記名を閱し、配達の地方を分ち、以て各其主名に配り、遠きは香港橫濱に至るあり、近きは數町の内に達するあり、大封小封雜錯して來る、貨幣を送るは別に懇囑の口あり、局内の忙しき事、之に比するに物なし。

○伯林印書寮

「プリンチンオフフィース」は（印書寮の謂なり）政府より建てたる寮なり、此にて國債證券、紙幣、諸證券、郵便切手を印刷し出す、四層の屋造にて、建築新に、規模宏大なり。郵便切手は、印摺の紋間に、凸稜の白紋を隆起せしめ、宛として雕刻せしか如し、之を印するには、器械を以て銅版を上下し、下面に紙をおき、上より壓する仕掛にて、印し出す、各國の銅版印刷と異なり、是を切手のみにて分派するあり、又書翰袋に印刷し、封皮にて分派するあり、又尋常の消息は、書翰の案文を印刷して之に證印す、印刷して分派するあり、端書紙もあり。封袋を作るは、初め紙を菱形に截て、其面へ淡墨にて二行の文を印す、以て贗造を防ぎ、兼て用ふる人人に證印を印する位地を指示するなり、此文にそつて證印をなし、而て後に其紙をとりて、器械に上すれば、自ら折れ、封袋となり出つ、其器械の大略は書翰封袋大の方孔を穿ちたる鍍盤あり、印紙を其方孔上におけば、上より同度の方鍍あり、下り入るに従ひ、紙の四隅なる三角形の分は、皆上に仰きて孔中に入る、因て其方鍍を擡け再ひ下せば、此時には最初紙の四尖、上に向ひて、其尖りみなや伏したる其上を、一壓するにより、自然に封袋を折なし、盤の下より斜めに刎出す。案文を印刷せる端書紙には、人間交際に於て、普通の書狀、假令は享宴の招狀、暑寒の見舞など、歐洲にては殊に定りたる案文多ければ是を印刷し、併せて證印を押したる大幅の切手なり、是に二三字を補ひ、姓名を記して郵便箱に投すへし。

第二章 郵便事業の創始

第一節 我國郵便の創始者



前島男

我國の郵便事業を説くに當つては先づ前島密氏を語らねばならぬ。明治の人物評論壇の鬼才鳥谷春汀は其の著「明治人物小觀」中に前島氏に就いて

舊幕の遺臣といふ中にも、世祿を徳川氏より受けたる三河武士の血統あり。幕府の末造に當り才藝學術を以て草莽の間より登庸せられたる人物あり。前者は純然たる譜代の幕臣なるがゆへに、之を正系といひ、後者は幕府の官に就きたるにより特に幕臣の籍に例したるを以て、之を閥系といふ。閥系の幕臣を

擧ぐれば、大島圭介氏あり、澁澤榮一氏あり、前島密氏あり、加藤弘之氏あり、福地源一郎氏あり、孰れも一たびは徳川家の粟を食み、今も現に舊幕の遺臣として生存せり。

前島氏は本姓上野氏越後頸城郡の人なり。始め醫を學び後ち航海測量術を修め、頗る海防の事に精しきを以て幕府の爲めに

用ゐられたり。其の前島氏を冒かしたるは、幕臣前島家に養はれたるがゆへなり。前島、澁澤の兩氏は過渡の時代に於ける徳川家に頗る功勞あり。江戸城引渡の難局を平和の間に結了したるは勝海舟の智略に負ふと雖も、其の徳川家の財政を事後に整理するに與つて力ありしは澁澤氏に非ずや。徳川家の駿府に封ぜらるゝに當り、其の公用人と爲りて當面の急務を裁決し、遠州中泉の奉行と爲りては、幕臣の移住及び授産の經營を全ふしたるものは前島氏に非ずや。獨り前島氏は帝國驛遞事務の創設者として、交通機關の發達には多くの功勞ありたる人なれば、少くとも男爵を授けらる可き資格は十分あり然るに氏が未だ授爵の恩典に浴するを得ざるは、氏の爲めに竊に氣の毒に堪へざるものなくむばあらず。されど氏は資性和易にして名利に執着せず、風格清雋にして心を以て形の役と爲さず。是れ一個の商人なり、榮爵彼れに於て何ぞ重きと爲すに足らむや。其の管絃を弄し、謠曲を嗜む如き英雄の閑遊戯たるに過ぎざるも、亦氏の美情の富めるゆかしき人品を窺ふに足る可し。と述べてゐる。

驛遞明鑒には郵便創業當時の當局者に就いて「明治三年五月十日租稅權正前島密驛遞權正ニ兼任ス履歷。同年六月十七日杉浦讓愛藏。靜岡縣士族驛遞權正ニ任ス表案。同日驛遞權正前島密上野大藏大丞英國行差副ヲ命セラル履歷。廿二日租稅權正兼驛遞權正前島密兼官ヲ免ス履歷。明治四年三月十日驛遞權正兼地理權正杉浦讓任驛遞正兼官如故履歷。七月廿七日前島密追而御沙汰候迄東京滞在可致事履歷。同月廿八日濱口成則儀兵衛。和歌山縣士族任驛遞正表案。同廿九日驛遞正杉浦讓大藏省出仕被仰付但シ少丞准席ノ事表案。八月十日驛遞正濱口成則任驛遞頭履歷。同月十七日驛遞頭濱口成則任和歌山縣大參事履歷。同日御用滞在前島密任驛遞頭履歷。と記されてをり、我國郵便制度の創建が明治四年三月一日(舊曆)であつて見れば、制度開設當時の最高擔任者は前島杉浦の兩氏であつたことが窺はれる。

先に前島氏の評傳中に澁澤榮一氏の名が出たが、明治維新後に於ける實業界の巨擘として著聞する澁澤榮一氏は、

又郵便創始に淺からざる因縁を持つものやうである。澁澤榮一氏は慶應二年徳川昭武に隨從して歐羅巴諸國を巡歴し、同四年即ち明治元年に歸朝した後、旅行報告のため當時徳川慶喜公の在つた靜岡に赴き、暫く藩廳に出仕してゐたが、間もなく明治政府に仕官した。幸田露伴の「澁澤榮一傳」にはかう書かれてある。

榮一は靜岡藩の幽谷から出て中央政府の喬木に遷つたが、大概實務の經驗は有してゐない壯年者流であつたから、事に當つて政を爲すには茫然として著手のところを知らず、已むを得ず幕府の遺臣を引いて各省に配して指導者としてゐた。民政、財政、海軍の如きは特に然様だつた。さればと言つて幕府の舊式を追ふのみでは濟まないから、一半は範を西洋先進國に取らんとしてゐたのである。そこで榮一は舊の改むべきを改め新の立つべきを立つる爲に特別の調査機關を設置し、人材を多く此機關に集め置き、何事も此機關に掛けて査定すべく爲し、これを改正掛と稱へんとして、大隈等の贊同を得た。當時は民部と大藏とは一になつてゐて、民部卿、民部大輔、民部少輔は同時に大藏卿、大藏大輔、大藏少輔であつたのだ。それ故此改正掛の議にかかることは甚だ多く改正掛は有力な一機關となつたが、其組織たる別に長官を置かず、掛員は各寮司より兼務せしめ、そして何によらず研究合議して決定を得ることとし、卿、大輔、少輔も會議に臨み會議に尊卑の別を置かず十分に討論するを得るやう、御誓文の深衷を奉體すべし、といふ建前で、規程を定めたのだから、明朗公平で愉快に且有力なるものとなつた。そして又榮一は人才學識を網羅するの必要を説いて、舊靜岡藩より前島密、赤松則良、杉浦讓、鹽田三郎等を推擧し改正掛に登庸するもの、前後十餘名に及んだといふ。

郵便創始の籌劃に當つた前島、杉浦の兩氏及澁澤氏が共に靜岡藩の縁故者であつたことは誠に奇である。

杉浦讓氏は在任期間が短かつたので、其の事蹟は多く傳はつてゐない。又濱口成則氏の在任期間はそれよりも更に短く、僅に三週間に過ぎなかつたが、前島密氏は歸朝後驛遞頭、驛遞局長、驛遞總官を歴任し、後再び遞信次官の職に就く等、前後十二年八箇月に互り遞信事業に盡瘁するところあつたので、明治三十五年六月勳功に依り男爵を授

けられてゐる。郵便事業創建の跡を尋ぬる者には、翁の事歴を傳へて餘りなき「鴻爪痕」のあることはあまりにも有名であり、同書は郵便創業當時の状況を述べて詳かである。

第二節 郵便創業立案

前島氏は明治三年五月十日に租稅權正を以て驛遞權正に兼任した。前島氏は言ふ。「私が驛遞權正兼任（本官は租稅權正でした）の命を拜しましたる第四日目、即ち明治三年五月十三日は、實に初めて帝國郵便の一粒の種子を私の胸中に蒔きましたる第一日です。此の日私は一通の廻議書を檢閲しましたが、其の廻議書は東西兩京の間に往復した官文書などの運送費、即ち飛脚屋へ支拂ふべき賃錢の件でした。此のことは私が最も知りたいと思つてゐた處の要件でしたから、特に注意して檢閲しまして、又同時に既往數日間の費額も併せて調査しました處、毎月費額の平均は、凡そ一千五百兩に上ることを見出しました。「事物の効果は豫期の外に見る」といふた人の言葉を此の時私は實驗した。私は少年の折から四方に漫遊して、好んで山川形勝の地を跋涉した者であるから、帝國内地の大都市通邑は殆ど私の行かない所はないといふ位であつた。勿論此の漫遊の目的は郵便創設を豫期した譯ではなかつたが、計らずも今後の郵便計畫のために意外の効果を得たので、全國各市邑の地位を初め、道路の遠近、人口の多寡、貿易の繁閑からして、山川舟車の難易に至るまで、歴々として私の眼中にあつた者だから、今此の計畫をするに就いて、局を置くべき地位、線路の開通、統合と云ふやうなことの大概を地圖の中で定めることが出来て、頗る便利であつたのです。それから翌六月になつて、一通り立案が出来たので、之を本省の廻議に廻した。私の所謂、帝國郵便の種子は、此の時初めて芽

を出して他日喬木となる徵候を現はしたのです。」

此の前島氏の述べる處に合致すると思はれる記録が驛遞明鑒に在る。

明治三年庚午

五月

十九日民政部大藏兩省會議 決判

當午四月中諸局ヨリ差立候御用仕立飛脚賃別紙之通山田屋八左衛門ヨリ願出候ニ付取調候處相違無之候間右賃金御下ヶ渡相成

可然存候別紙相添此段相伺申候 別紙

附紙

諸官省御用仕立飛脚賃錢當四月中八百金餘ニ相嵩ミ一ケ年ニテハ壹萬兩餘ニモ相成候ト餘程之御入用ニ付仕立飛脚法改正被仰付度、就而驛遞司中並右分課共申談取掛度存知候此節目論見中ニ御座候右標目左ニ

一 郵便書翰法改正

一 諸官省之外府藩縣並ニ四民之者共驛遞司へ願出候得者廉價之賃錢ニテ郵傳出來候様組立申度

一 郵便ニテ金子送り之義者爲替手形法ヲ組立度事

此方法相立候時ハ上下金子送之便ヲ得候事

郵便書中ニハ現金無之事ニ相成候得者書狀ヲ盜取候不都合之根源ヲ絶可申事

一 陸輸ハ驛遞司之所轄ナレトモ海運ハ通商司ニ屬シ海陸兩途ニ分レ候ヨリ自然ニ重之費用モ不少ニ付海運モ驛遞司之取扱ニ

被仰付度事

但通商司管轄無之テ不都合之事ナレハ通商驛遞兩管ニテ適宜之事件モ可有之其邊之事ハ商議之上適宜ニ歸度事

右之四件合併從事被仰付候得者追々文明之取法モ相立可申敷ニ存候也
所謂新式郵便は此の前島密氏の著想に依つて其の萌芽を發した。當時は萬事急速にことを運び得たと見えて、新制度の樹立のためには多くの日子を要さなかつた。即ち次の記録は斯かる新施設が意外に早く具體案となつて現れてゐることを示すものである。

同年六月

二日民部大藏兩省會議決判

追而官便郵傳法取立國內普ク信書物貨之往來自由相成候様致度就而者馬車等相用ヒ簡便之方法モ可有之ト存候得共多分之御入用相掛リ殊ニ新規之儀ニ付全國總躰申合規畫相整候ニ者多分之日子相掛可申然ルニ兩京大阪之三地ハ國家之咽喉百政之機軸ニ候處未タ日々報知信書ヲ通スルニ至ラス東西之景況遠近之人情貫徹イタシ兼政令上於テ不都合不少且月々御用狀之費東京而已ニテ金八百兩餘之數ニ及ヒ候得共人民信書之便利ニ毫モ與リ難ク蓋シ文明政府之缺典トモ被存候ニ付何様ニモ郵便法差急御取開相成度依テ試驗旁先東海道筋西京迄三十六時大阪迄三十九時限之郵便毎日發行之御仕法別紙之通取調候間何卒至急御評決夫々御施行有之度依之別紙件々相添此段相伺申候

付

此儀御評決相成候後東海道宿々申合併ニ京大阪郵便役所其他之處置銅板彫刻切手摺立ヲヨビ各地方エ賣出シ方諸件充備致シ夫ヨリ郵便相通シ候義ニ付何卒御評議中間時日無之様急速御覽希處ニ御座候

付

御用狀貨概算(六月十日民部少亟玉乃世襲)
午正月ヨリ四月マテ平均シ一月分

一、六百八拾金東京ヨリ西京 一、六百三拾金 西京ヨリ東京 合計千三百十金 外ニ大阪ヨリ東京二百金ニ下ラサルヘシ諸府縣ハ算入セス
右ノ概算ニ據レハ官費一月千五百金ニシテ一歳一萬八千金ニ上ル頗ル巨費ナリ今此ノ儀ニ從ヘハ後來此費ヲ除クニ足ルヘシ因テ改正ノ際ハ右ノ入費ヲ打込一大釐正ヲ行ハ舊費ヲ除キ新利ヲ興シ以テ海内無窮之便ヲ得ヘシ豈ニ至急施行スヘキ兩便法ニ非ラスヤ

辨官へ御伺案

信書往復ハ全國之景況聲息ヲ通シ物貨平準之路ヲ疏シ實治國之重任世上交際之要務ニ付一日モ不可闕候處是迄是ヲ商賈ニ附シ或ハ驛吏ニ委ネ候ヨリ未タ百里ニ滿サル之地モ十數日之久シキヲ經サレハ尋常之ヲ達スル能ハス或ハ速ニ可達モ一片之音書ニ多少之金ヲ費シ僻陬邊境ニ至テハ殆ト音信之便ヲ絶シ不然モ淹滯遷延甚シキハ之ヲ失ヒ終ニ梗塞セシムルニ至リ全ク信書往來之道自由簡便ナラサルヨリ百般之弊害相生シ沿道不遍交際不厚様成行候ニ付追々官便郵傳之方法相設國內周ク信書之往復自由ナラシメ候様致度就而今般之ヲ試候爲メ先東海道筋西京迄三十六時大阪迄三十九時限之郵便法ヲ相開キ公事私用ニ不拘低價ヲ以テ繼送り上下之便ヲ起シ度且諸般之方法極テ簡易ナラシメン爲メ書狀貨錢切手發行爲致候間別紙ノ件々御了解至急御評決夫々御布告有之度依之御布告案並規則書共相添伺申候也

付

本文建議之趣准允有之上ハ三府郵便會所ノ取設各驛送致之仕法其他實地施爲之手續モ有之候間諸般整頓發行期限尙可申上ニ付其節御布告被成下候様致度候

箋

編者言原書此次ニ於テ左ノ七件アリ然ニ此各條ハ本年十一月十三日民部大藏兩省再議並ニ辛未正月二十四日御布告ノ草案ニ係

ル因テ之ヲ略ス

- 一 飛脚便ヲ可成文簡便自在云々御布告案
- 一 今般別紙御布告ノ通云々民部省布達案
- 一 今般新式郵便ノ御仕法云々民部省布達案
- 一 繼立場驛々取扱規則案
- 一 書狀ヲ出ス人ノ心得案
- 一 各地時間賃錢表案
- 一 郵便役所規則案

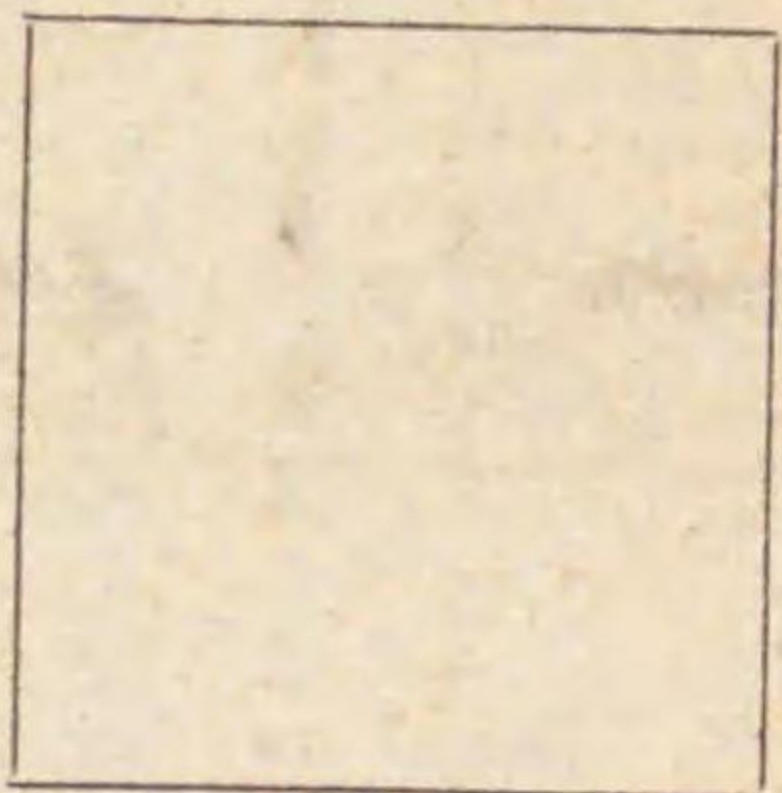
新式郵便之仕法

- 一 春秋平分一時間貳里之道ヲ行者ヲ常歩トシ四里ヲ行者ヲ急歩トナシ六里ヲ走ルモノヲ飛行ト名ク常歩ハ一里之賃錢貳百文急歩ハ四百文飛行ハ六百文トス然共長途ヲ走ル者ハ種々ノ障礙アルヲ以必此度ヲ限ルヘカラス故ニ飛行ハ壹里ヲ恕シテ五里ヲ一時ノ速度ト定ム
- 一 東京ヨリ西京迄百貳拾八里飛行之郵便ヲ用ル時者直行貳拾七時ニシテ達ス然共脚夫之繼替或ハ山嶺渡川ノ費アリ其他算外ノ費アレハコレヲ充ルニ九時ヲ以テシ通計三拾六時即三日ニシテ達スルトス而シテ此賃錢七拾六貫八百文ナリ今毎日東西兩京ヨリ壹人宛出ストスレハ賃錢百五拾三貫六百文ナリ然共毎日戌ノ刻ヨリ寅ノ刻マテ盜賊惡徒ヲ防護之爲壹個之脚夫ヲ副フルトシ又夜行之賃錢定額三分一ヲ増シ與ヘ合シテ壹百六貫六百文ヲ右ニ加ヘ是ニ諸雜費各所書狀分配之人足賃錢等一切ノ費用全數一割ヲ算入シ合計貳百八拾六貫貳百貳拾文ナリ故ニ一日三百通之書狀ヲ傳送スル時ハ壹通之賃錢九百五拾四文ニ當ル然シ限外之費アリ其他種々之差違アレハコレヲ平均シ東京ヨリ大阪迄之賃錢壹貫五百文西京迄者壹貫四百文ト定ム餘ハ皆此割合ヲ以テ

定ムル事別紙賃錢時間表之如シ

- 一 右之如ク毎日平均三百通之書狀之外沿道市在ヘ送ル之書狀モ亦百通ニ及フヘキカ然ラハ此賃錢全ク郵便之利益トナルヘシ
- 一 三府之中央ニ一區之郵便役所ヲ置驛遞司職員出張シテ諸般之事務ヲ掌ラシム
- 一 集信函ヲ東京者外櫻田御門外兩國筋違御門外淺草觀音前牛込御門外赤坂御門外京橋芝神明前赤羽根橋四ツ谷御門外永代橋並ニ郵便役所之前ニ置キ御布告其外規則等ヲ揭示シテ各所便宜ニ隨テ此函中ニ書狀ヲ入レシム
- 一 右集信函ハ毎日郵便ヲ發スル前壹時ニ會所ニ集メ書狀之部類ヲ分テ行囊之内ニ入レ七ツ半時ヲ限り之ヲ發セシム
- 一 行囊ハ極テ輕ク布ヲ以テ製シ繼場毎日壹個ト定メコレニ宿名ヲ記ス譬ハ神奈川最寄ニ送ル書狀ハ神奈川ト記セル行囊ヘ容レ熱田邊ハ熱田ト記セル行囊ニ納ルナリ
- 但京都大阪共皆是ニ倣フ
- 一 前條集信函ヲ置キ極メテ簡便之法ヲ設ル時ハ書狀ヲ發スル之都度正賃錢ヲ請取ル如キハ甚煩ニシテ更ニ其効少シトス故ニ賃錢切手ヲ製スヘシ
- 一 切手者百文貳百文五百文之三通ニシテ百文ハ白地ニ暗紅字貳百文ハ青地ニ黑字五百文ハ紅地ニ黑字ヲ以テシ紙ハ和唐紙ヲ用フ
- 但後ニ出セル寸法模樣者凡雛形之通
- 一 郵便愈盛ニ切手之數益多ニ至ラハ此餘利モ亦大ナラン故ニ紙代摺料等ハ今別ニ經費中ニ算入セス
- 一 驛々繼立並其宿最寄書狀之配達及差立共驛場出張地方職員ヘ申付爲取扱可申尤人足請負者傳馬所或ハ宿中人選之者或ハ望者ヘ申付候モ妨ケナシトス
- 一 是ヲ施行スルニ方リ御布告其他御規則ハ別紙之通有之候

貨錢切 八
手雛形 分



此中心へ百文貳百文五百文ト認入レ三通彫刻之積

右ハ銅板ニ面彫刻可致積簿郵便課第壹號

斯くて郵便開始の腹案は成つたが、其の月即ち六月十七日に前島密氏は上野大藏大丞が特例辨務使として英國へ差遣されるに就いて差添を仰せ付けられたため、同月二十二日兼官たる驛遞權正を免ぜられ、翌四年八月十五日に歸朝する迄故國を留守にした。即ち杉浦讓氏は六月十七日を以て驛遞權正に任ぜられ前島氏の後を擔任することになり、爾來銳意郵便創業の準備を繼續した。尙同年十一月に左の記録がある。

十一月

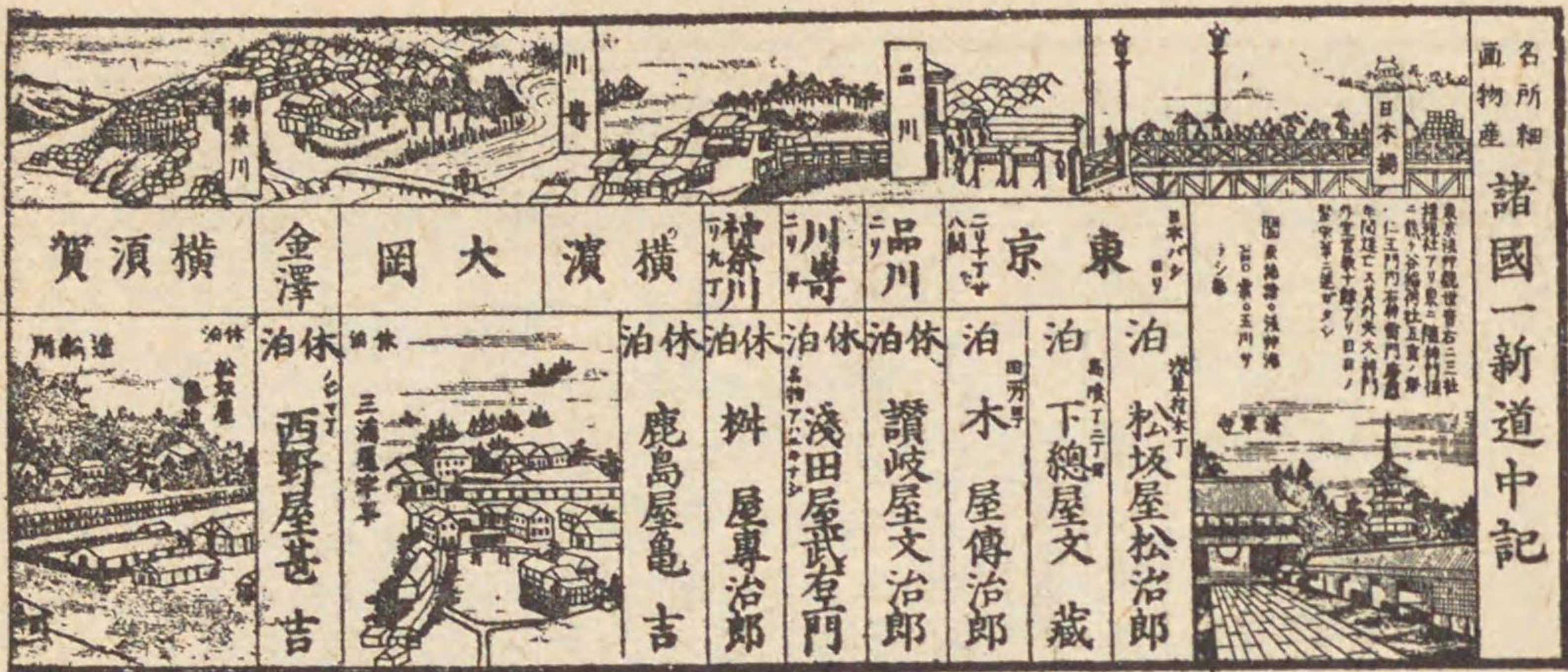
十三日民部大藏兩省合議決判達
日並闕

信書往復者百事之機軸四方之景况遠近之人情ヲ通シ國力ヲ調達スル最大ナルヲ以テ先般書類概略取調相同猶實地巡回夫々折衷別紙之通り御布告及ヒ諸規則取調候間至急御再評有之度件々此段相伺申候

辨官へ之御伺案

信書往復者百政之機軸タルヲ以テ差向兩京大阪之三都エ郵便所御取開ニ付先般書類概略取調相同猶巡回爲致候處實地點檢之次第モ有之夫々方除折衷取調候間別紙諸件至急御了解御布告有之度依之伺案相添此段伺申候也

民部省



第二章 事業の創始

付箋 伺之通

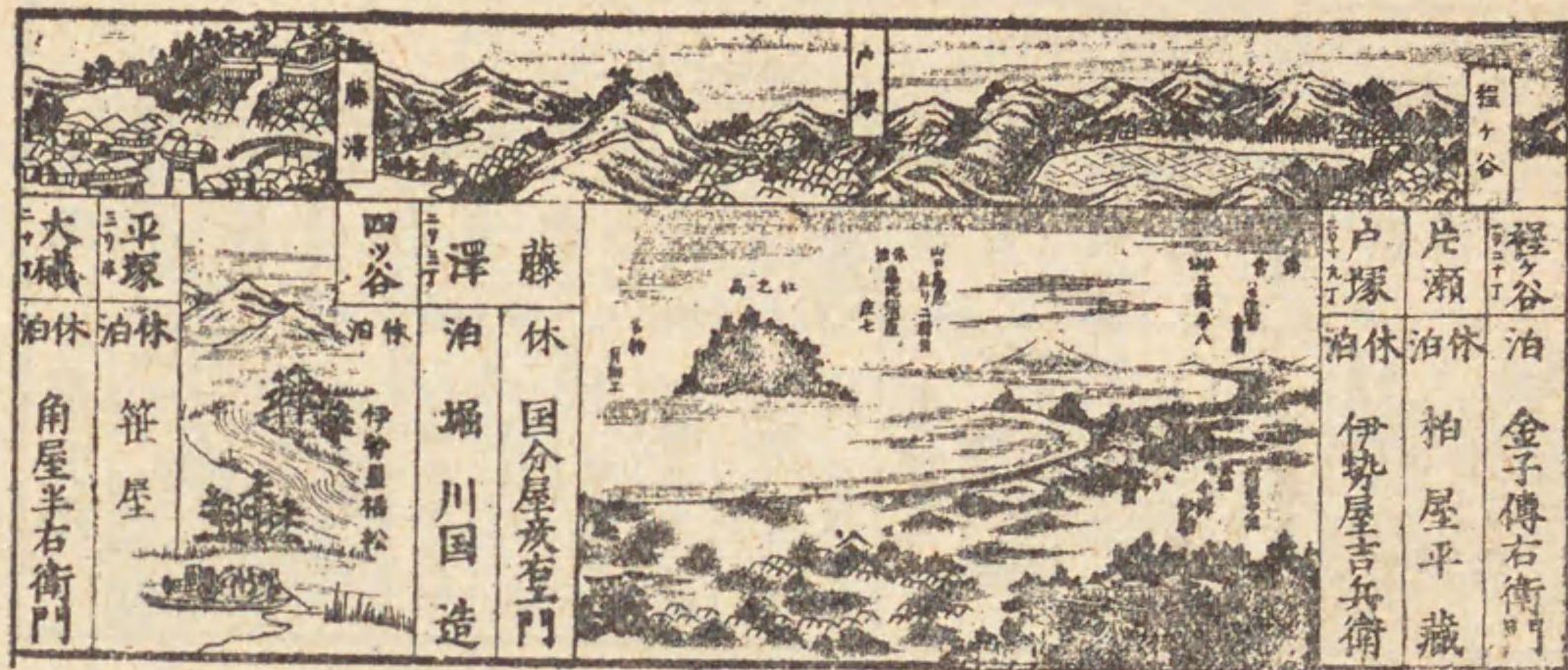
編者曰原書此次ニ於テ左ノ六項アリ然ニ此各條ハ辛未正月廿四日御布告ノ草案ニ係ル故ニ之ヲ略ス其郵便役所規則ハ本條ノ下ニ出ス

- 一 飛脚便ヲ可成丈簡便云々
- 一 繼立場驛々取扱規則
- 一 郵便貨錢切手高並代錢調書
- 一 各地時間貨錢表
- 一 書狀ヲ出ス人ノ心得
- 一 郵便役所規則

第三節 郵便の創始

第一款 東京大阪間郵便の開始

郵便創始の立案の漸次具體化するに伴つて、政府は各地へ頻々と吏員を派して實地の調査並に準備に當らしめ、又關係府藩縣へ郵便實施上の手配を命じて遺漏なからしめた。斯くて明治四年正月二十四日左の太政官布告を發し、又民



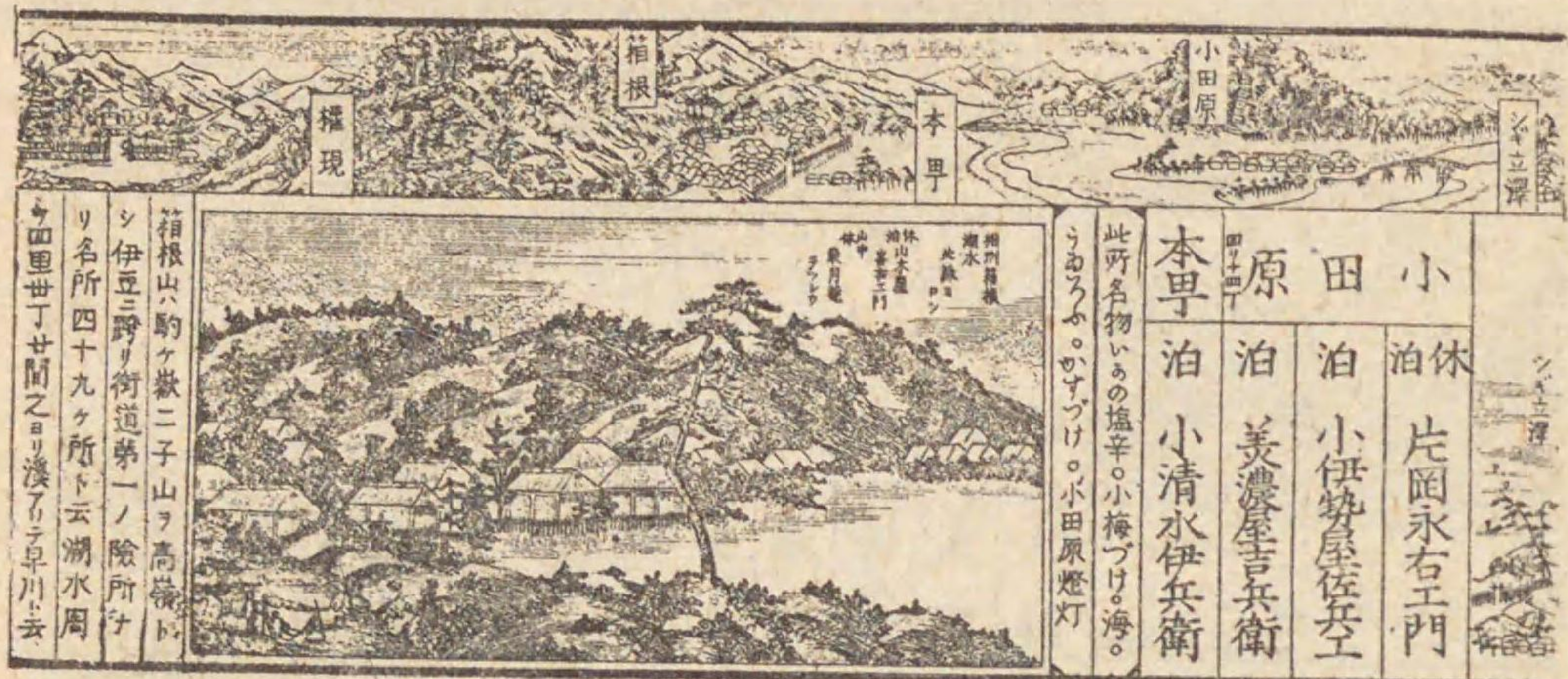
部省の名を以て此の諸件を公示した。

飛脚便ヲ可成丈簡便自在ニ致シ候儀公事ハ勿論士民私用向ニ至ル迄世上ノ交ニ於テ切要ノ事ニ候處是迄商家ニ相任セ置候ヨリ書狀ノ届方兎角ニ日限相後レ其遲滞ノ甚シキハ僅數十里ノ道法ニテ十日餘モ相掛リ或ハ終ニ達セサルノ掛念モ有之殊ニ急便ニハ賃錢高値ニテ貧窮ノ者共遠國近在互ニ其情ヲ通シ兼且四方ノ安否品物ノ相場等モ急速ニ不相分ヨリ道路不取留風説ニ惑ヒ候者モ不少哉ニ相聞エ不便ノ事ニ候依之追々諸街道ヘ遍ク飛脚ノ御仕法被爲立遠近ノ人情ヲ通シ四方ノ模様モ急速相分リ上一般急便ノ書通自由ニ出來爲致候 御趣意ニテ先試ノ爲メ來ル三月朔日ヨリ京都迄三十六時大阪迄三十九時限ノ飛脚毎日御差立兩地ハ勿論東海道筋驛々四五里四方ノ村々並勢州美濃路等モ右幸便ヲ以相達シ候様ノ御仕法相成候條其意ヲ得書狀差出人心得書ノ通可致事

一 是迄諸官省諸局共公事信書ハ都テ驛遞司ヘ差出往復致シ候處今般東海道筋新式郵便御開相成於驛遞司賃錢切手發行致シ候ニ付テハ以來各局ノ定費ヲ以右賃錢切手買入置規則通り相拂書狀ハ東京ハ四日市京都ハ姉小路車屋町大阪ハ中ノ島淀屋橋角郵便役所ヘ差出可申事

但諸官省並府藩縣ニ於テ賃錢切手入用ノ節ハ三府郵便役所或ハ各地賣捌所等ニテ都合次第買上可申事

今般別紙御布告ノ通公私ノ書信簡便自在ニ致シ度 御趣意ニテ差向東海道筋新式郵便御開相成候處正賃錢受取渡候様ニテハ更ニ其詮無之儀ニ付書狀賃錢切手驛遞司ニ於



テ雛形ノ通り發行致シ夫夫拂下候條得其意各管内便宜ノ地ニ於テ身元正敷者共ヘ申付爲賣捌候様可致事

但賃錢切手ハ公然免許賣捌所ノ外一切賣買不相成候條嚴重取締可致尤賣捌所ノ者ヘハ百文ニ付錢四文宛手數トシテ被下候間驛遞司ヘ可承合事

辛未 正月 民 部 省

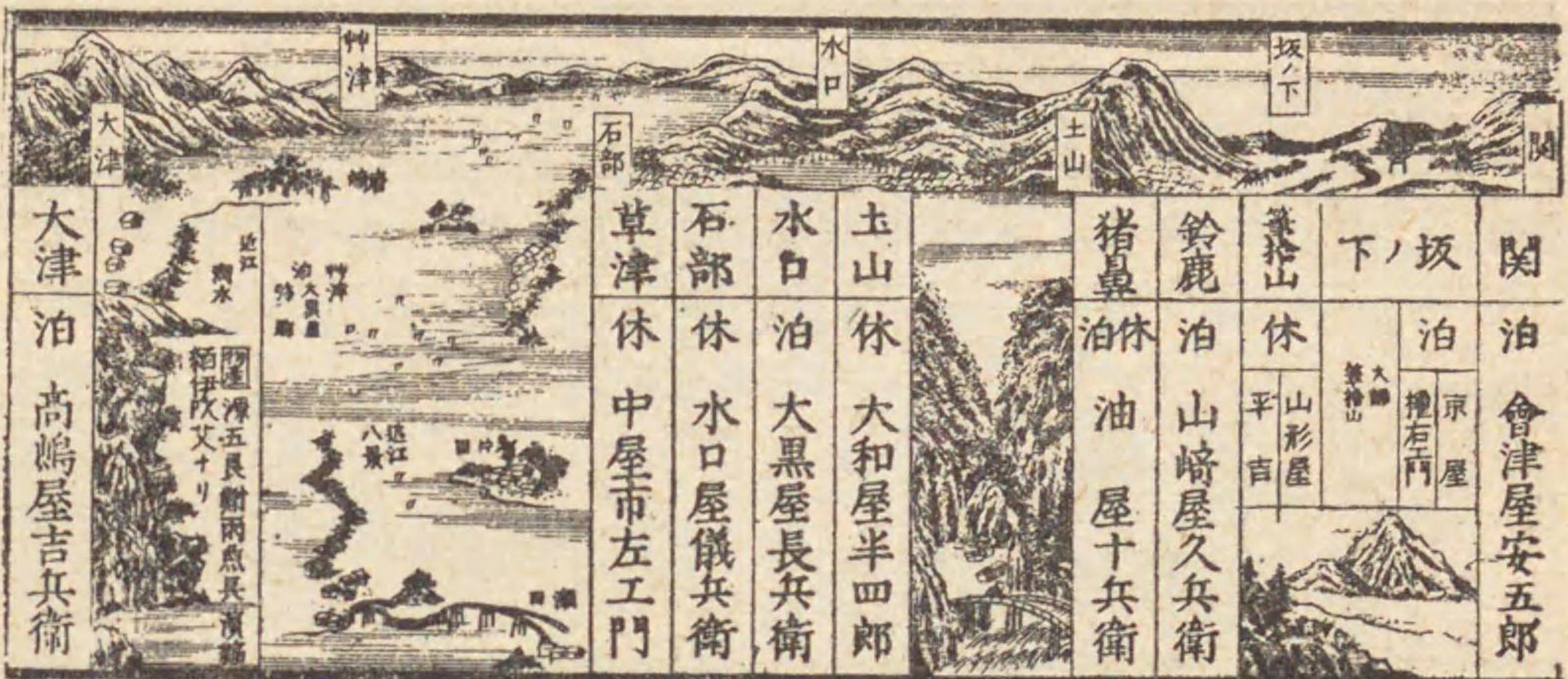
今般新式郵便之御仕法御開相成候ニ付驛々繼立方切手賣捌取締向等都驛々地方官員ヘ申付候條左之規則ニ遵ヒ施行可致事

辛未 正月 民 部 省

繼立場驛々取扱規則

一 日々繼立之刻限ヲ量リ前以飛脚人足ヲ備置行囊ノ到着スルヤ否瞬間ノ猶豫ナク其宿名アル行囊ヲ取替直ニ繼送り可申事

但繼送り帳ハ其時々相添候間時刻及ヒ其驛ニテ集リシ書狀ノ分腹附ニ書記シ地方官員證印ヲ押ヘシ受取配達スル驛ニテハ地方官員落手ノ證印ヲ押シ繼送スヘキ事行囊ハ繼場驛々ノミヲ製シ候間繼場ニ無之間ノ驛村ヘ可達書狀譬ハ東京ヨリ繼場ニ無之江尻驛ニ可達書狀ハ繼場與津驛ノ行囊中ニ入置又京都ヨリ江尻驛ニ可達分ハ繼場靜岡驛ノ行囊中ニ可入置故ニ東京ヨリノ分ハ右與津驛ニテ取出シ脚夫ニ是ヲ爲持飛行ノ節江尻驛取扱所ニ立寄り同驛ヨリ京都ノ方ヘ可達書狀ト取替直ニ靜岡驛ニ至リ夫々肩先ヲ區分シ其行囊中ニ可入送總テ間ノ驛村ニ可達分ハ皆此規則ニ遵ヒ可取



前年込御門外赤坂御門外京橋芝神明前赤羽根橋四ツ谷御門外永代橋西京ハ下立賣島丸今出川大宮五條寺町四條室町大阪ハ本町橋西詰安堂寺橋西詰阿彌陀池表門前雜子場安橋北詰源左衛門町天滿天神へ書狀集メ箱差出置候間東西兩京ハ八ツ時大阪ハ九ツ時限右ノ箱へ入置可申事

一 總テ書狀差出候節正貨錢取引等之儀ハ一切不致答ニ付三府郵便役所其外書狀集メノ箱場並最寄書狀切手賣捌所ト相認メ候掛札有之場所ニテ買求メ右切手貨錢表之割合ヲ以書狀ノ裏へ糊付可致事

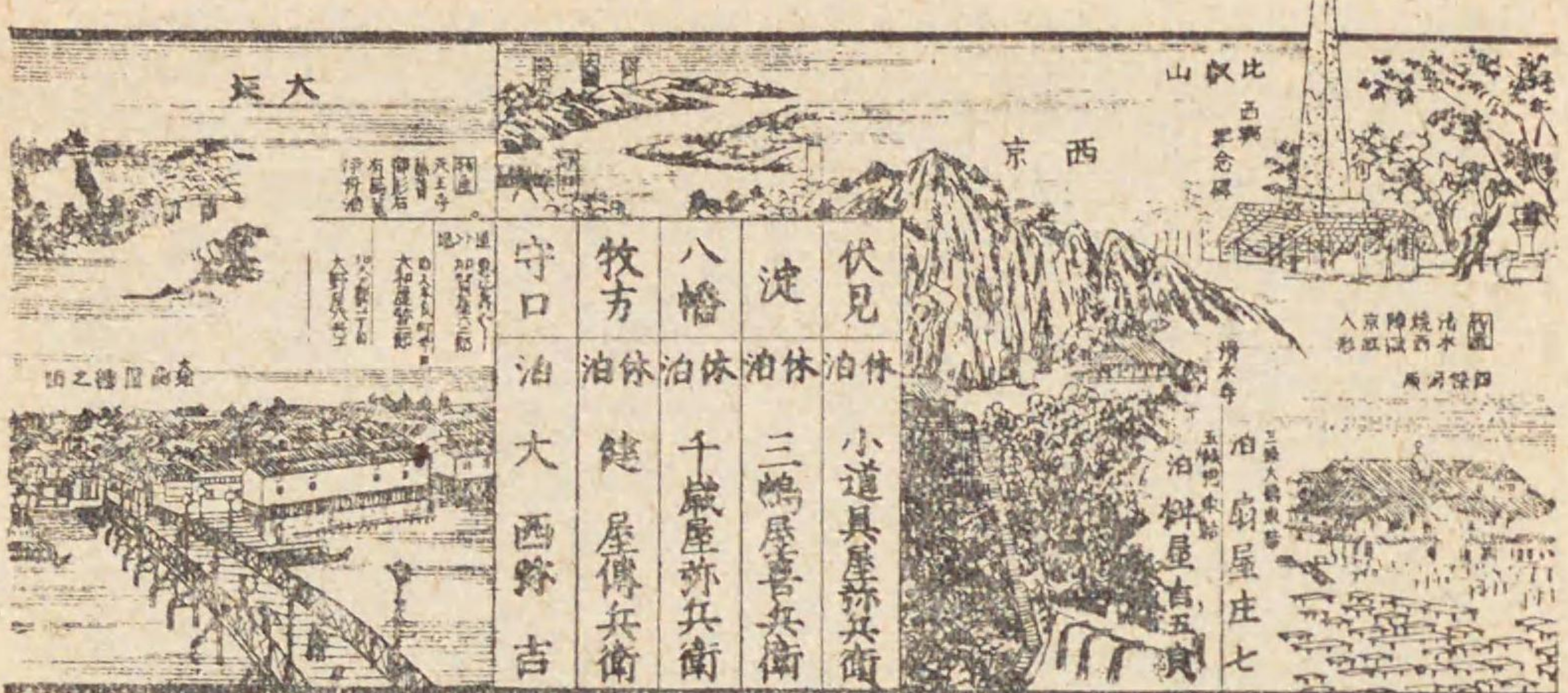
但ハナレサル様シカト張リ置可致事

一 都テ書狀差出候節ハ表面之通先方名宛並自分姓名等別段小札ニカキシルシハナレ安キ様ニ書狀へ張置可申事

一 都テ書狀差出候節ハ表面之通先方名宛並自分姓名等別段小札ニカキシルシハナレ安キ様ニ書狀へ張置可申事

一 都テ書狀ハ三府郵便役所前其外所々へ差出置候書狀箱へ差入置候得ハ無違失先方へ相達候ニ付總テ取扱所ノ場所ヨリ請取書ハ不差出候得共爲念請取書申請度節ハ前書ノ通先方名宛自分姓名等相記シ候小札ニ枚張置ヘシ右小札へ請取ノ證印ヲ押シ翌日元ノ書狀箱ノ場所へ張出シ置候間可請取事

但東海道驛々へモ書狀集メ箱差出置候間同様相心得可申尤右驛ニ於テ差立ノ制限ハ其地ノ都合ニ寄致候故其繼立場ノ定メニ隨ヒ可申事



一 書狀ハ都テ長サ曲尺九寸巾三寸迄ニ限ルヘシ日方ハ五匁ヲ一通ノ重サト定ム故ニ五匁以上拾匁迄ハ一通半拾匁以上拾五匁迄ハ二通分ノ貨錢ヲ拂フヘシ是ヨリ以上ハ皆此割合ヲ用フヘシ故ニ書狀ハ可成丈ケ薄キ紙ヲ用ヒ文字ハ細字ニ認ムヘシ

但五匁以上ノ書狀ハ唯一通分ノ切手張置候節ハ決シテ差立不致事

一 兩京並大阪其他東海道筋驛々最寄在々へ急書狀差出候節ハ朱書ニテ兩京並大阪カ或ハ何驛ヨリ仕立ト相認メ日方ニ不拘一里六百文ツツノ割合ヲ以貨錢切手張置ヘシ一時五里ノ早サヲ以可相届事

但入路里數割合貨錢切手張置方不都合ノ節ハ先方へ届方時刻相後レ可申事

一 上ニ記ス繼場間ノ驛村へ書狀相達度節ハ登リ下リ共先繼驛迄ノ貨錢切手ヲ可張置事

一 上ニ記ス地名最寄一里四方ハ書狀ノ日方ニ不拘其場所迄ノ貨錢へ一里百文ノ増切手ヲ張一里以上ハ都テ一里二百文宛ノ割合ヲ以増切手ヲ張置ヘキ事

但里數不相當ノ切手張置候節ハ勿論自然届先不分明ニ認メ置候分ハ一切繼立不致候間書狀表ニ何驛最寄ト睨ト相分候様可書入事

一 大切ノ書狀ニテ先方ノ返信或ハ請取要用ノ節ハ朱書ニテ先方請取或ハ返書要用ト相記シ倍増ノ貨錢切手ヲ可張置屹度先方ノ返書或ハ請取書可相届事

一 兩京並大阪ノ外時間貨錢表ニ記セル某地ヨリ某地へ書狀差出候節ノ貨錢拂渡方ハ譬ハ静岡ヨリ熱田迄貨錢表面ニ見合東京ヨリ静岡迄錢五百文熱田迄錢一貫文ト有之

各地郵便時刻表

目的地	時刻	備考
東京
大阪
京都
神戸
名古屋
横浜
仙台
青森
函館

候得ハ右東京ヨリ静岡マテノ賃錢ヲ差引殘錢五百文相拂ヒ候儀ト相心得其餘モ右振合ニ習ヒ可申事
但賃錢先方拂ノ書狀ハ繼送不致事
一 書狀差立方並賃錢拂方不相分儀有之候ハハ箱場ニテ承合可申事右之通可相心得事

驛 遞 司

斯くて東海道を上下する新式郵便は明治四年三月一日(舊曆)を以て、愈々實施さるるに至つたのであるが、初日第二字に大阪を發した上り第一便は三十七時半餘を以て、四日第五字三十五分に東京に著し、次で二日同時刻に大阪を發した上り第二便は、三十八時餘を費して五日第七字三十九分東京へ著し、同三日亦同時刻に大阪發の上り第三便は、三十九時半を以て第九字十六分東京に著し、東京大阪間三十九時限(現今の七)の豫定は大體に於いて達せられたのである。又開始當時に於ける書狀の取扱數は左の通りであるが、其の内四日以降西京以下の欄の空欄となつてゐるのは、同表は三月七日に作製したものであり、當時未だ空欄の箇所に就いての報告を得てゐなかつたがためである。

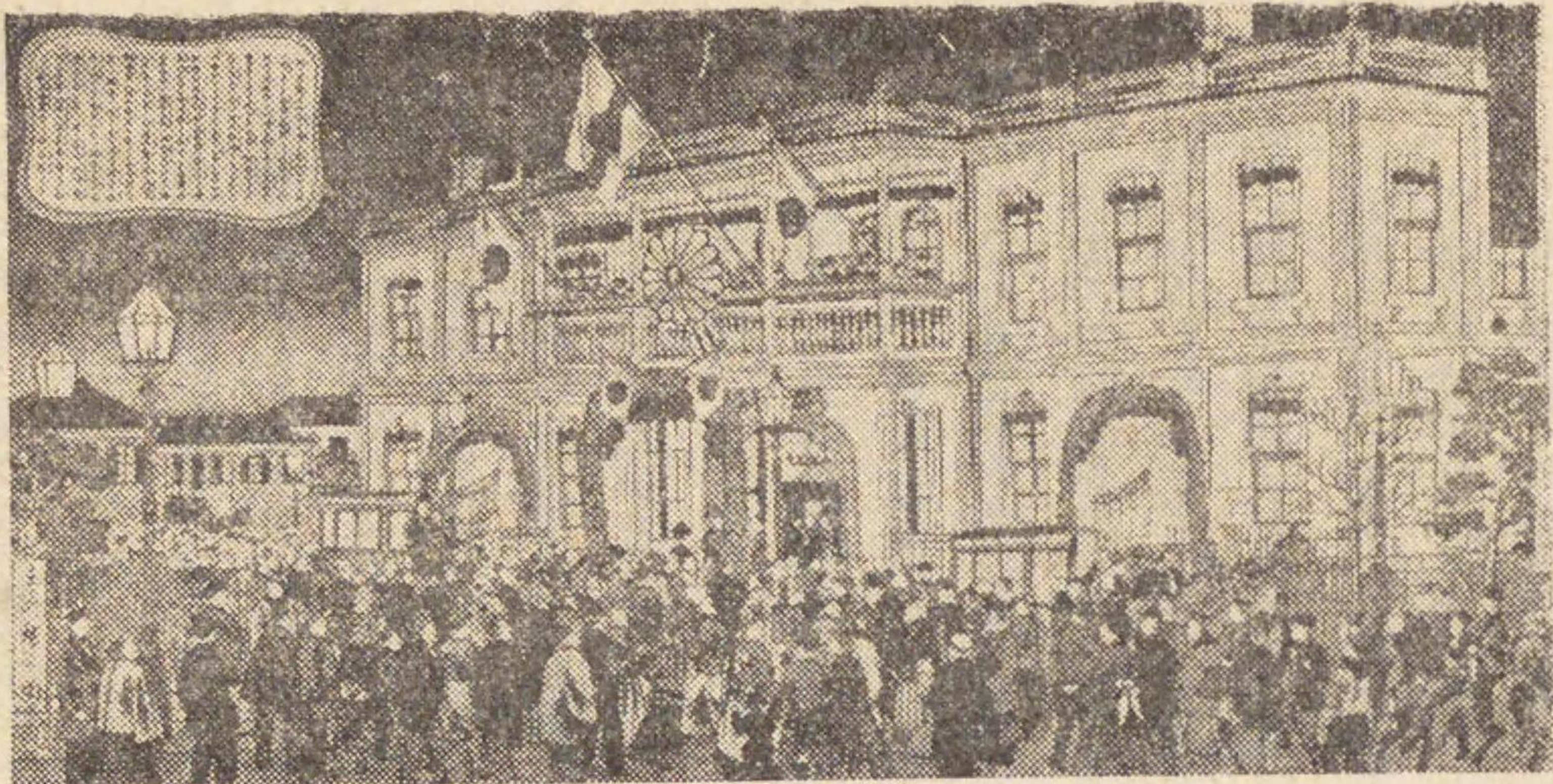
各地郵便書狀出發員數表

辛未三月	東	京	西	京	大	阪	途上	方中	下	方中
朔日	百三十四通		二十一通		十九通				百三十四通	
二日	百五十五通		二十二通		二十三通				九十四通	
三日	八十四通		二十一通		十一通				百五十四通	
四日	九十一通									
五日	百十二通									
六日	百十六通									

此の東西兩京及大阪の書狀數は當初當事者の豫定した毎日平均三百通には遠いが、種々の障碍を克服して急遽郵便制度を實施した當時の事情を考へれば、又止むを得なかつたものと思はれる。

第二款 東京横濱間郵便の開始

東海道筋郵便開始の後四箇月にして、東京横濱間の郵便は開設された。即ち同年七月三日太政官布告を發し、同月十五日から其の取扱を開始したのであるが、右に先ち東京横濱間郵便開設に關して、民部省よりの伺及之に附隨する概略仕法書は右開始の事情を示し、殊に概略仕法書は郵便計畫



式成落局便郵濱横年八治明

案として見るときなかなかの興味を覚えしむるものである。以下順次之を掲げる。

民部省同四年五月日附

信書往復ハ全國ノ景況聲息ヲ通シ物貨平準ノ路ヲ疏シ實ニ治國ノ重件世上交際ノ要事ニ付當三月中三府並東海道筋郵便方法御發行ノ處追日盛大相成就中横濱表ノ儀ハ三府其外ヘノ信書往復多數ニ付同港ヘ郵便役所取設東京中ハ勿論各地普通仕立便方法取開候ハハ一層得辨理可申殊ニ外國人金子取引書狀往復專要ノ地ニテ千萬金ヲモ仕立便ヲ以テ差立悉皆飛脚渡世ノ者共請負來候ヘ共届方兎角相後レ不都合ノ取計モ有之哉ニ相聞依テ横濱表ヘ郵便役所取設差向東京横濱ノ間信書ハ勿論金子往復等都テ取扱候ハハ自然御取締モ相立郵便方法御發行御趣意貫徹致シ可然儀ト存候依之御布告案竝時間賃錢表及仕法書相添大藏省ヘモ打合ノ上此段相伺申候也

概略仕法書

- 一 横濱表郵便役所御取設相成場所差向相應ノ地所明官所等無之候ニ付辨天通三町目山室龜吉所持明家作表間口四間半餘奥行貳間半餘二階家一箇所縣廳ヘ借上ケ當分郵便役所ニ相設驛遞司員一銘地方官員一銘爲取締出張致候事
- 但驛遞司出張日數三十日ニ相定毎月十日交代前月出納取調仕上可持歸事
- 一 東京横濱往復書狀ノ儀ハ金子入ノ方多數ニテ千萬金ノ取引ヲモ悉皆仕立便ヲ差立候儀ニ有之右ヲ不取扱ニ於テハ今般郵便役所御取設仕立便方法御發行相成候トモ其詮無之尤夜中差立候儀無之哉ニハ候ヘ共萬々一途中ノ災害決テ無之トモ難申左候節ハ償方之備無之候テハ難被行依テ金子入書狀増賃錢ノ分別廉ニ立一箇月毎ニ括リ同港身元ノ者ヘ相當利付ヲ以テ貸付
- 一 萬兩ニ滿候ハハ右ヲ以テ償金元立ニ備置可申事
- 但本文元立金全備ノ上ハ増賃錢ノ分悉皆御益ニ可相成候尤モ其以前災害有之候テ一時大藏省御出方ニ相立追テ元立金全備ノ上右利足ヲ以テ返納ノ積リ

- 一 横濱港中書狀集箱置場野毛町吉田町元町右三箇所ヘ取建御布告其外時間賃錢表ヲ揭示シ東京ハ各所箱場並市在辻々二百六十五箇所ヘ張出候事
- 但書狀集箱見守番人兼切手賣捌人身元ノ儀ハ別紙ノ通縣廳ニ於テ取調候事

- 一 東京横濱互地毎日第九字出發三時半限別仕立郵便差立候事

但是ハ返書取別仕立便ノ外金子入書狀日々數百通ニ可及依テ飛行人足ヲ以テ差立右着ノ上爲致一泊翌日朝出發ノ書狀持出シ飛行歸著ノ手續兩地同様ノ事

- 一 東京ヲ除クノ外横濱ヨリ各地ヘノ仕立便緩急ニ寄賃錢高下可有之候ヘ共先規ニ基キ一里六百文ノ定額ヲ以テ請取夜行ハ倍増其餘時宜ニ可寄事

- 一 金子入書狀差立方ノ規則ハ別仕立別便トモ書狀一通定額賃錢ノ外金高ニ應シ持賃請取之千兩以上ハ一個ノ宰領ヲ副差立拂殘御益ト成ル又千兩以下ノ金子ハ人足請負人ヘ相渡通飛行脚夫ヲ以テ差立候故別ニ増方無之此分全御益可相成事

- 一 郵便役所諸入費積ハ出納概略目途ニ書載ノ事
- 一 書狀發著取扱候者出張官員ノ外縣廳人撰ノ者當分三人ニ相定郵便役所書記役ト唱袴羽織ヲ着シ一刀ヲ爲帶支給ノ儀ハ三箇月繁隙ヲ試ミ給分確定且人員増減等モ可有之事
- 但當分金五兩ツツ支給候事

- 一 横濱港中書狀集メ配達人慥成者相撰當分二人ニ相定此者ハ日々午後二字同港出發神奈川驛ヘ書狀持出シ歸路着狀受取來即各所ヘ配達ノ手續ニ付一箇月金七兩ツツ支給候事
- 一 日々不限何時仕立便頼來次第幾度モ差立時間無誤事各地郵便役所ヘ飛行ノ者參着検査ノ上請取證書相渡代リ飛行ノ者同道ニテ宛所ヘ達シ返書請取書等取之速ニ飛行候事

但差込ハ見込ノ外

一 金子入書狀ニテ一時ヨリ二時半限別仕立ノ分ハ定額賃錢ニ割テ引持夫ニ相渡三時ヨリ三時半別仕立ノ分ハ定額賃錢皆渡ノ事

但差込ハ見込ノ外

右箇條ノ外郵便役所中規則書狀取扱方及出納仕上ノ件々都テ根局ヘ比準シ若其土地ニ不應事務ハ遂詮議根局合議ノ上本省ノ可經決議ヲ事

横濱郵便役所出納概略目途

一 仕立便金子持込賃錢ハ別廉ニ仕上ケ殘金御益可相成事

定 式

一 日竝發著書狀凡五百通横濱港中飛脚屋七軒ニテ取扱候書狀發者凡千通餘ニ付右ノ半數ヲ以目途トス但竝通ニ見込一通ニ百文

此賃錢百貫

一箇月三千貫文

内

一通ニ付百文ツツ引去積ヲ以テ諸入費辻ヲ立ル

此錢五十貫文

一箇月千五百貫文

替金百二十五兩

十二貫文替

引殘錢五十貫文

一箇月千五百貫文

替金百二十五兩

一箇年千五百兩

御益相成分此内ヨリ切手摺立御入用御出方

郵便役所諸入費一箇月分引去辻金百二十五兩ノ内

一金十八兩

大少令史ノ内一員出張御手當凡積

一金三十兩

假役所家賃

一金十五兩

書記役三人金五兩ツツ當分假定

一金十四兩

配達飛行人足二人金七兩ツツ 但抱切

一金七兩二分

日並別便東京ニテ飛行人足一日銀十五匁ツ、

一金十五兩

役所中筆墨紙其外諸入用凡積

金九十九兩二分

外 二

東京所轄ニテ横濱仕拂

一金七兩二分

東京ヨリ横濱ヘ飛行人足別便ノ分

一金七 兩

横濱狀増ニ付配達人東京ヘ一人ヲ増

金十四兩二分

二口金百十四兩

差引 金十一兩

月々返上

上納御益ノ分

一ケ年

第二篇 郵便

一金千五百兩 定式
 一金百三十兩 月々返上

ノ外ニ

一金千八百七十兩餘 仕立便金子持込賃
 但不定ニ付凡積

東京持出ノ分

以上

太政官布告 四年七月三日

上下一般書通便利ノ爲メ當三月中三府並東海道路筋郵便方法御發行相成候處横濱表ノ儀ハ内外國人輻輳ノ地ニテ各地信書往復切要ノ事ニ候然ル處是迄届方兎角相後レ不都合不少哉ニ相聞候ニ付今般横濱表へ郵便役所御取設東京横濱ノ間並各地信書ノ往復更ニ便利ノ方法當七月十五日ヨリ御發行相成候條公私ノ別ナク時間賃錢表ノ通可相心得事

東京横濱 每日不限何時別仕立郵便時間賃錢表

時間	書狀	賃錢	金子	賃錢
一時	掛目三十目限	金一兩一分	金札一兩三分餘迄	二百文
一時半	同 四十四目限	金一兩	同 五兩三分餘迄	四百文

二時	同 六十目限	金三分	同 四拾九兩餘迄	一兩
二時半	同 七十五目限	金二分	同 五兩餘迄	二兩
三時	同 九十目限	金一分二分	同 九百兩餘迄	三兩
三時半	同 百目限	金一分	同 一萬兩ヨリ以上	四兩二分

東京横濱 每日朝五半時三時半限別便仕立
 横濱ヨリ各地別仕立郵便里程賃錢表
 書狀一方五匁迄通
 賃錢二百四十八文

各地名	里程	書狀	賃錢 (但夜行倍増)	各地名	里程	書狀	賃錢 (但夜行倍増)
武州長津田	五里	壹通	三貫六文	上州桐生	三十三里	壹通	拾九貫百文
同 原町田	六里	壹通	三貫六文	同 高崎	三十六里	壹通	二拾一貫六文
相州横須賀	七里半	壹通	四貫五百文	同 甲府	三十六里	壹通	二拾一貫六文
同 浦賀	九里	壹通	五貫四百文	上州富岡	四十二里八町	壹通	二拾五貫二百文
武州八王子	十二里	壹通	七貫二百文	信州上田	五十七里	壹通	三拾四貫二百文
同 川越	二十里	壹通	拾二貫文				

表外各地ノ仕立便ハ里數ニ隨賃錢可拂事

第二章 事業の創始

横濱ヨリ近傍村々へ届状賃錢表

一里以内 仕立六百文 幸便百文	尾張屋新田(以下省略)	二里以内 仕立一貫二百文 幸便三百文	瀧頭村(以下省略)	三里以内 仕立一貫八百文 幸便五百文
關村(以下省略)	四里以内 仕立二貫四百文 幸便七百文	柴村(以下省略)	五里以内 仕立三貫文 幸便九百文	町谷村(以下省略)

横濱港中書狀集箱置場

右ノ通相心得東京ハ四日市横濱ハ辨天通三丁目郵便役所へ書狀可差出事

但定式郵便是迄ノ通

明治四年辛未七月

民部省布達 四年七月九日

今般別紙御布告之通横濱表へ郵便役所御取開相成東海道筋定式急便ノ外各地至急便利仕立ノ方法竝東京横濱ヨリ毎日朝五ツ半時出發三時半限別便御發行相成候條定式郵便書狀ハ是迄之通相心得別便之分ハ都而郵便役所へ書狀持參可致事

大藏省布達 四年八月

東京横濱之間書狀往復郵便差出左ノ通相定候事

驛 遞 司

東京 横濱 往復書狀差込便賃錢表

前日夕七ツ時ヨリ 當日朝四ツ時マデ 持參書狀	其 日 届	賃 錢	四 拾 八 文
但金子入書狀ハ從前ノ割合ヲ以テ賃錢相拂ヘシ 右之通當分相定候尤至急其他ノ規則ハ總テ是迄ノ通可相心得事	翌 日 届	賃 錢	同 上

辛未八月

驛 遞 司 郵便 役 所

東京横濱間の郵便施設に就いては、其の後と雖も種々の改正はあるが、外國郵便の開始に伴ひ、明治八年一月横濱郵便局の新館落成し、盛大なる開業式を舉行した。同年一月六日及七日の郵便報知新聞は之を左の如く記してゐる。

「今回横濱郵便局は縣廳に對せる地に新築竣工したり。是れ米國と結約ありて自今海外各國への通信を開かれしに因てなり。茲において昨五日開業式を行ひ外客には十ヶ國駐劄公使を招待し午後第五時には盡く參會あり、唯獨逸公使は病を以て參せず、本日の主たるべきは大久保内務卿なるが湯治不在中のゆへ伊藤工部卿之れに代る、列席の諸君は林内務大丞、寺島外務卿、石橋外務少丞、長田外務六等出仕、中島縣令並に前島驛遞頭、山内、眞中兩驛遞權助、塚原七等出仕、同寮御雇米人ブライアン、ラム、カー三氏等なり。第五時各國公使東京より著するや、郵便局より馬車をステーションに備へて之を迎へ應待所に招じ參議其他諸公と一禮畢て然る後食堂に會す。堂内晚餐の結構海錯山珍善美を盡し、且海軍の樂隊二十八名樓上に於て樂を奏す、樓上には國旗二旒を建て門の中央には局の徽章ある旗を懸し、樓上、樓下諸門口には數百の紅燈を掛連ね、且黄昏より樓上の正面に大なる菊章を擬せる瓦斯燈を點じ、欄干には長管を渡して數百の點火、恰も時ならずして上林二月の花を見る如く、其光輝爛漫たる白日に異ならず、第六時過奏樂起るに及び内外の看客局前に群を爲す者堵の如く夜景又最も美觀たり。扱局の結構たる中央はホレインデリブリーとて、外國人へ郵書を渡し或は談判を爲す所にして、其の右の方に外國の書留並に通常の切手口あり、左に内國人のため同様の設あり、又プライベートボックスと言へる箱數百を連設す、こは内外人とも買ひ切り置きて信書を受取るべき爲にてホレインデリブリーの左右に列せり。該局新築成りたるに付、是迄の本町六丁目郵便役所は閉鎖したり。」

「昨六日記載せし郵便局開業にて各國公使來會せられし姓名を得たり、獨逸公使不參の事は前號に載せたれども西班牙公使も

不参なり。

米國全權公使エービング公、阿蘭辦理公使ハンウキケルリン、白耳辦理公使スイテグロート、佛國全權公使ベルトミー、英國全權公使ハルレー・パークス、伊太利全權公使カキントデフキ、魯國辦理公使ケーデーストローフ、澳國辦理公使チワルリーデシエホル、祕魯國代理公使イフィルモア
伊藤工部卿各國公使へ陳述せられし祝辭

「諸君此新年の始に當つて日本國政府は國內衆庶の信書を合衆國に又同國と交信の約ある他の諸國へは合衆國を経て之を郵致するの任を執り以て日本國と米歐諸國との往來をして益々間斷なからしむ。是に於て我政府は當帝國第一の港に驛遞寮の分廳を建設し此盛大なる書信往復の便を圖れり。余思ふに今此の開業式を行ふに當り、各國公使に於ても我輩と喜悅の情を共にせられ今茲に各位の來臨を忝す切に望むらくは此郵便局を經由して彼我人民の間に往復する群書信悉皆平安好意の消息たらんことを請ふ、各位に於ても此意に同せられれば幸甚」

新政府の意氣の甚だ昂れるを見るべきである。

第三款 大阪以西への郵便の延長及郵便施設の全國への普及

東京横濱間郵便開設の七月一方大阪以西への郵便延長を企圖し、翌八月を以て左の大阪以西の郵便賃錢表を頒つた。

大阪以西郵便賃錢表

東京ヨリ大阪迄道中三十九時着夫ヨリ部類ヲ分チ翌日午ノ刻同所ヲ發シ左ノ時間ニシテ相届候間大阪以東ヨリ差立候節ハ各地共大阪迄賃錢ノ外左ノ賃錢切手張置ヘシ

國名	地名	入路地名	時間	賃錢
攝州	尼カ崎ヨリ 東西須磨迄	住吉戸麻田池田神崎伊丹三田	大阪ヨリ一時三里行 上	百文 三百文
播州	明石ヨリ 有年迄	三見木高小野高根木市井場 赤穂	大阪發 翌日着	三百文
備前	三ツ山ヨリ 岡迄	網高小野 龍野	大阪ヨリ一時三里行	五百文
備中	板倉ヨリ 高屋迄	西大寺下津井大城 瑜伽	大阪發 三日目着	五百文
備後	尾ノ道迄	淺帶倉敷岡玉宮田島内 笠庭岡瀬鴨撫方川高妹松尾 足早守島	大阪發 三日目着	六百文
備前	三原ヨリ	福山	大阪ヨリ一時三里行	八百文
備前	三原ヨリ	福山	大阪發 四日目着	八百文
備前	三原ヨリ	福山	大阪發 五日目着	六百文
備前	三原ヨリ	福山	大阪發 七日目着	七百文
備前	三原ヨリ	福山	大阪發 九日目着	八百文

河大	内和	市在一圓	日高郡	田邊	有田郡	和歌山	信達	堺	松山	高松	讚州	豫州
					市在共	市在共	山口	岸和田	新谷	圓龜	多度津	金刀比羅
						市在共	山中	貝塚	小松	吉田	宇和島	西條
								伯太	佐野	尾崎	今治	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
翌	四	六	三	三	翌	翌	翌	翌	翌	翌	翌	翌
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
二	二	四	三	二	二	二	二	百	九	七	七	七
百	百	百	百	百	百	百	百	文	文	文	文	文
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文

一 大阪以南ノ向ハ其月ニヨリ四五日或ハ五六日宛差立之休日アルヘシ
 一 書狀差出心得方ノ議ハ都テ三府間郵便之規則ニ倣フヘシ
 右之通當分幸便ヲ以相達候事

辛未 八月

驛遞司 郵便役所

次で同年十二月五日東京から長崎迄九十五時限の郵便を開設したが、右に付沿道縣々へ御達し交付の節の口上覺書として記された中に「丁抹國電信會社之機線既ニ長崎表へ到着候處、我電信機出來迄ニハ多分ノ時日モ相懸リ、其迄ノ間兩地之音信阻隔候而ハ彼我之不都合有之儀ニ付、不取敢郵便ヲ以テ相通シ候様可致之御趣意、且各國公使方ヨリ

懇々申出候次第モ有之」云々の旨があり、東京長崎間郵便開通の急がれた事情を語つてゐる。

同四年十二月二十一日からは、尙相州横須賀松輪三崎並武州金澤迄、毎月凡そ十二度宛往復の郵便を開設し、翌五年三月朔日からは「信書往復ハ唯遠方ヘノミナラス近傍ヘモ亦肝要ノモノニ候處、或ハ人少或ハ雇人之高賃錢ヨリ自然往復ノ數ヲ減ジ、交際自由ノ便ヲ失ヒ候ニ付、來ル三月朔日ヨリ府下ノ郵便ヲ被開、朝晝夕ト日々三度宛信書新聞紙共配達致候」云々と東京府下一日三度の郵便を開き、同六月十七日太政官布告第百八十二號を以て「來ル七月朔日ヨリ北海道後志膽振兩國以北ヲ除クノ外、國內一般諸街道筋往還共縣廳有之地ハ勿論、港津市驛等公私ノ要事繁多ノ地ハ、總テ其地ノ模様ニ寄、毎日或ハ毎月五六度宛往復ノ郵便相開、右往還筋近傍ノ市村ヘモ夫々往復相成候條從前ノ規則相心得、信書等各地郵便役所及ヒ郵便取扱所等へ可差出事」を公布し、茲に實に郵便創始以來一年四箇月未滿にして大體に於いてとは云へ、早くも全國に互る郵便網の完成したことは誠に驚異に値するものと謂はねばならぬ。

又翌々七年一月には琉球への郵便を通じた。之に就いて同年一月二十日の郵便報知新聞は
 本月十六日琉球へ郵便船大有號解纜の所、御用の儀ありて御差留ありしに愈々十八日品海發にて、朝第十時日本國郵便蒸氣船會社の靈岸島公舖より驛遞大屬眞中氏同少屬小尾氏及び、琉球士人等バツテイラに乗じて、本船へ發行ありたり。同會社にては、開關以來初めて同藩へ定期ある航路を通じ皇化四海に洽きの時に遭遇し、辱くも此大命を奉ずるを感喜し、且、此盛舉あるを賀するが爲に公舖及び同社所有の諸碇泊船へ式旗を掲げ、頭取以下皆禮服を裝ひ、盛宴を設け、開行の禮を行ひしに前島驛遞頭同舖に至られて左の祝辭を述べ給へりと、此日惠風穩和、恩波激灑旗影を交へて海陸に掩映、黒煙を噴いて天涯に蟠る。渺茫たる千萬里内外の通航一瞬に在るを想像し、吾輩岸上に立て之を目送する者も亦覺えず感泣の涙を注げり。

前島驛遞頭祝辭の大略

第二章 事業の創始

「郵便の線路布いて内地に普く、今又延びて琉球に及び、國脈愈々通暢、遐邇益々響應の便を開く。是れ天皇陛下の明政至大の力に非れば孰れか得て斯くの如くならんや。而して子等の忠實、會社の勉勵余果して此行の業を實し必ず明政に酬るを信ず。故に盃を擧げて子等の行を送り且此船の發輪を祝す。」

と報じてゐるが、主として前島男と大久保公との關係に就いて男の談話したる處を筆記したる「夢平閑話」中には、此の琉球への通郵に關し興趣ある左の一節がある。

琉球郵便

明治六年、驛遞寮吏を派遣して琉球藩内に郵便を通せしむ。其制一も内地に異ならず、官民公私の通信之に因る。而も其局務は特に本寮の直轄に屬し、郵驛の廢置吏員の任免經費稅銀の收支皆本寮に歸し、藩王在りと雖も皆之に關せず、既にして琉球兩屬の疑問漸く大なり。公手を拍ちて曰く、

政府が島藩の封内に於て直接施行の新政は先づ前島君の郵便を推さざるべからず、予は殊に其の開設の頗る其體を得しを喜ぶと

蓋し其事支那交渉の所争を決するにあたり、我權利を確むべき一材料となりたれば也。

第四節 飛脚業者の抗争

新式郵便制度の開設されたのは、明治四年三月一日であるが、此の新制度の創設は從來の飛脚業者に致命的な打撃を與へた。新式郵便開設の報は既に其の前年に飛脚業者の知る處となり東京は勿論京都及大阪に於いても如何にして之に對處すべきかに就いて各自協議を凝す處があつた。當時に於ける東京側業者の動向に就いては、「國際通運會社

史」は次の如く記述してゐる。

江戸定飛脚問屋は、明治維新後、江戸を帝都と號め、東京と改稱せられたる後は、東京飛脚問屋と稱し、依然從來の仕來りに依りて、其の營業を繼承し來りしが、東京と京都大阪其の他の地方との通信及貨物の運送益々頻繁となるに伴ひ、其の家業は彌々繁昌し、孰れも前途を樂觀して業務にいそしみたりしに、明治三年七月に至り、恰も晴天の霹靂の如く、彼等が二百年間心血を灑ぎて漸く築き上げし祖先傳來の家業を、其の根底より覆すべき大事件が勃發したりしなり。是れ實に新政府が、新たに郵便の國營を我が國に實施せむことを彼等の前に發表したることにして、即ち其の實現は彼等より其の營業の生命たる書狀遞送の業を奪ひ、彼等を死地に陥るるに異ならざればなり。

今其の顛末を述べむに、明治政府は逸早くも交通運輸の事業を管理するため、明治元年閏四月、太政官の内に驛遞司と稱する部局を設け、同二年七月官制を改めて驛遞司を民部省の所屬となし、驛遞寮と改稱し、正及び權正等の官を置き、水陸運輸及び驛傳の事を掌らしむると共に、其の改善に關する研究を爲さしめたり。其の結果、從來定飛脚問屋の手によりて取扱はれ來りし信書の遞送が、一地一部に限られ、全國に普及せざるを遺憾とし、歐米先進國の例に倣ひて之れを國營とし、先づ全國に普及せしめ、後、世界各國に及ぼす必要を認め、同三年六月、民部卿松平慶永の名を以て、左の稟議書を太政大臣三條實美に提出して、太政官の憲斷を請ひたり。(中略)

太政官にては右の建議を理由ありとし、立ち所に郵便國營の廟議を決し、民部省に其の旨を指令すると共に、之が準備を命じたり。

驛遞寮にては其の命を奉じ、先づ第一の參考として、從來定飛脚問屋が取扱ひ來れる書狀遞送の方法を調査するの必要を認め、定飛脚問屋總代和泉屋吉村甚兵衛を招致したり。和泉屋支配人佐々木莊助、主人に代りて出頭したるに、驛遞權正前島密は之れを引見して、政府に於て新たに郵便法を國內に施行すべき事に内決せる旨を説明し、其の參考として定飛脚問屋が從來

取扱ひ來れる書狀遞傳の方法を、書面に認めて至急差出すべき旨を口達したり。

元來飛脚問屋は書狀の遞送及び金銀荷物の運送の二業を営むものなれど、其の収益の大部分は書狀遞送の業より得るところ多きが故に、郵便國營の實現は、實に定飛脚問屋より營業上の生命を奪ふに異ならざるを以て、佐々木莊助は事の重大なるに驚き之を主家に復命すると共に仲間總會を開き其の旨を報告したり。然るに一同は之れを信ぜず。幕府に於てすら猶且つ三百年の久しき、其の業を爲さず、況や天朝の尊嚴を以て、飛脚業の如き民間卑賤の業を創むるの理あらむやとて、一向に之に傾耳するものなかりしが、兎に角政府の命令なれば之れを拒むことを得ず。直に書狀受付に關する手續より、各驛遞傳の方法及び到着時間等に至る迄、總て從來定飛脚問屋に於て經驗したる實際を取調べ、之れを驛遞寮に報告したり。

然るに政府の意氣込は問屋仲間の豫想に反し、甚だ眞劍にして、銳意郵便規則の立案其の他郵便實現に關する準備を急ぎしを以て、仲間一同も始めて其の眞實なるを知ると共に事の意外なるに驚き、度々仲間總會を開きて、其の對策を協議したるが、結局五軒仲間の家業を合併して一體と爲し、協力一致纏て實現せらるべき國營の郵便事業に對抗するの外なしと決心の臍を固め、同年十二月、左の信義取爲換證文を取換はすと同時に會社規則を協定したり。

信義取爲換證文之事

當業永續之儀は乍恐徳川様御入國以來寛文五辰年大阪御城内三度飛脚之御用を勤め、其后天明年中始而定飛脚の名を賜はり、既に御一新の今日迄各連綿と相續相成候儀は、累年仲間陸合來候故之儀に候處、近來自己の行より精實相離れ、各戸私に商業相營候に付、賃錢到着不同區々にして、本務國用辦理之大旨を失ひ、既に今般御政府に於て郵便御取開被爲在候儀は、當職因循故之儀と發明、何共深く奉恐入候。依之當今御時務海陸俱に便宜運輸之法一際盡力不致候ては、職務の趣意相建不申候に付、向後相互に無私信義精實を主とし、陸送往復諸道辦理相成候爲め、業用歩高取調之上、今般仲間一同合併一體之進退に相繼、相互ひに示談確定致候上は業用擧而奮發致、萬代不朽之良策心付可申、當地は定飛脚之基本に候間、京阪仲間は

勿論、諸國出店取次等總而流汲之もの申合、聊不都合無之様職掌之大意を不失、陸走辦理一途に協力可申候段誓約議定致、決而異失因循有之間敷候。然る上は向後親類縁者ニ等敷相互に信義篤實世話之致合可申、尤も別紙相定候歩高之儀は相對示談に寄り讓引致、株立候所爲有之間敷候。第一不實の所爲有之に於ては、何様之儀仰聞候共、其節一言之異論申間敷、爲後日信義條約取爲替候處依而如件

明治三十年十二月

- 嶋谷 佐 右 衛 門 ㊦
- 支配人、金子 政 七 ㊦
- 村 井 彌 兵 衛 ㊦
- 支配人 濱田利右衛門 ㊦
- 西 村 仁 三 郎 ㊦
- 支配人 本橋 彦 七 ㊦
- 山 田 八 右 衛 門 ㊦
- 支配人 寺田 又 藏 ㊦

吉村 甚 兵 衛 殿

右連署者の内吉村甚兵衛は和泉屋、村井彌兵衛は京屋、西村仁三郎は江戸屋、山田八右衛門は山田屋、嶋谷佐右衛門は嶋屋の孰れも主人にして明治維新後商人にも苗字を唱ふることを許されたものなり。

然るに、政府は斯の如き東京定飛脚問屋仲間の劃策を尻目にかけて、矢繼早に郵便開業の準備を進め、翌四年一月に至り、東京京都間、東京大阪間、東海道筋各驛附近五里以内の各町村及び勢州美濃路に新式郵便を開始すべき旨を告示すると同時に、郵便到着時間及び郵便賃錢を發表し、同年三月よりして、前記區内に於て郵便の取扱を始めたり。東京の間屋も今更ながら餘

りに事の急なるに驚き、周章を極めたりしが、殊に京都大阪の間屋仲間の如きは、寢耳に水の意外なる事實に驚愕し、或は地方官に敷願し、或は主任官出張に怨訴し、只管郵便國營の撤廢を求めたるも、當に其の効なきのみならず、却て總代人は禁獄せらるるに至りたり。ここに於て間屋仲間は大に激昂し、奮然立ちて飽く迄も政府の郵便事業に拮抗し、之れと競争せむとするの念を固くし、托送の書状を一纏めとし、運賃も政府の郵便料金と同額とし、毎日之れを差立て東京の五軒仲間に送り、直ちに之れを配達せむことを托し、茲に三都の定飛脚間屋仲間聯合して協心戮力政府の郵便と競争するに至りたり。定飛脚間屋は多年書狀遞送に付き經驗を有する上に、常得意も多かりしのみならず、主人宰領及び手代より飛脚夫の末に至る迄、政府の事業に反抗する熾烈なる敵愾心を以て、益々業務に奮勵したりし爲、遞送極めて敏活にして、政府の郵便に比し一層早達するを得たり。

斯く新式郵便制度の創始に依つて官設郵便と飛脚業者との競争惹起されたが、翌五年に至つて前島男の説得及斡旋に依つて、飛脚業者は陸運元會社を設立して物貨の運送に轉じ、政府は又信書送達の國家專掌を宣言して此の業者の抗争は終焉した。前島男は其の自叙傳中「郵便創業談」に此の間の事情を叙して次の如く述べてゐるが、前に引用した國際通運株式會社史の記事も多分に此の内から出てゐることと思はれる。

明治四年私が西洋から歸つた時は、東京大阪間と、東京横濱間とに郵便が開けて居ましたが、此官設郵便に向つて、三都の定飛脚間屋が競争を起して、東京大阪間の賃金を郵便と同額に引下げ、東京横濱間は郵便賃の半額に減じて、郵便類似の方法を始めた者ですから、驛遞司でも別に横濱便といふのを始めて、飛脚屋との賃金を同額にして競争に應じたといふ様な、不穩當な事をやつて居たのです。

翌五年一月からは長崎までの郵便を開いて、段々諸道にも擴張しようと言ふのを飛脚屋が聞くと到る處で評判が喧しくなつて、澤山の競争者が出さうな模様でしたが、其喧しいのも實に無理の無い次第ですから、私も内々胸を痛めて居たのです。一體飛脚屋の一番利益のあるのは書狀の送達であつて、其大切な營業を郵便の爲に奪はれるのですから、騒いで色々に悪く言つたり何かするのも其筈なので、中にも三都の定飛脚屋の言ふ所は、彼等が通信の業を営む事は殆んど三百年來の事で、不完全ながらも三府其他二三の要地との間の通信は世襲不動の營業として代々之を務め、官の用便も達すれば人民も亦其便に依つて居たので、それ故政府でも傳馬を使用する事を特許して來たのである。然るに今忽ちに其一番利益のある部分を奪ふといふのは無理であらうといふ嘆願なのだから、眞に尤もな苦情なのです。それですから彼等は苦情を鳴らしたり愁訴をしたり、又激しく競争したばかりでなく、種々の手段で以て郵便廢止の事を強願しました。官の方でも既に尤もであると思ひ、又其境遇を憫むべしとして、彼等に同情を表する者もあつたので、隨つて通信事業の官占を非難する聲は、朝野の間に喧しかつたのです。尤も當時は新聞紙のまだない時分でしたから、言ふ事を表面から堂々公言して反對する機關がなかつた代りに、動もすれば陰險な手段で以て郵便に反對する者があつて、時としては甚だ不愉快に耐へない事もあつたのです。(中略)

それで明治五年の四月中、私は東京飛脚屋總代佐々木莊助氏を召喚した。此人は稍氣力もあり識量もある好男子で、先づ私を見ると頗る憤激した容子で、二百五十年餘我國の通信に功德のあつた事を述べて、政府は之を賞譽すべき筈であるに、却て其事務を奪ひ取らうとするのは不道理の至りであるといふ事を辯明して、郵便の廢止を強請して止まない。そこで私は從容として問うて、それならば誠に政府は君等の請願を容れて、通信の事は一切君等の手に任せる事にした處で、茲に水陸兩道のあつる安房の或村に送る一通の信書があるが君等は幾らの賃金で之を届ける事が出来るかと言ふと、彼は一人の入夫を特發しなければならんから賃金は一兩かかると答へた。私は更に之を鹿兒島に送り又根室に遣らうとするにはどうだと聞くと、彼は特使を發してもむづかしいから、賃金は何十兩かかるか分らないとの事だ。そこで私は一步を進めて、一衣帶水を隔つる朝鮮の釜山にはどうだ、支那の上海にはどうだと疊みかけて問ふと、彼は啞然として答へる事が出来ない。猶英米にはどうだ、露佛に

はどうだと聞くに、茫然として氣拔の様で、どうして達するか其道を知らないと言つて、大に恥入つた様子であるから、私は抑も通信といふ者は、國際上に貿易上に又社交上に極めて必要な事であつて内國は勿論、外國へも通信の設のある文明國には、遍く達すべき設備がなくてはならない。それを君等の家業の様に一地一部を限つた通信では此大目的に適しないといふ事を、徐かに言つて聞かせた。夫から今官で以て郵便を施設しようとするのは、此大目的を達する爲であつて、内は凡そ人民の住んで居る地は、嶋嶼であらうが、山奥谷底であらうが、距離の遠近を問はず少額で且均一な料金を收めて、迅速に正確に通信を通ずる線路を開き、外は歐米諸國と郵便の條約を結んで、所謂通信自在の域に到らせようとの大計畫である。もし君等に能く此事が出来ぬならば、我は君等に代つて政府に請願しても宜しいのだと言つた處が、彼は愈々悔恨に堪へない體で、是は到底我々の企て及ぶ所でありませんと答へた。私は尙各國政府が郵便を開いた理由から、驛遞寮が將來施設しようといふ目的、即ち通信は國家の事業であつて、行政上の大機關である理義と事實とを細かに語つて聞かした所が、彼は頗る覺つた様子で、低頭して、私共不學無識にして政府の盛意を存せず、通信事業の斯くまで肝要であつて、其關係の斯く迄廣大である事を知りませぬ爲め、ただ自己目前の利を失ふ事を憂ひて、政府を怨み郵便を嫉み、剩さへ苦情を鳴らし強願まで致した段、甚だ恐れ入りました。今謹んで仰を承はりましたから、退きまして速に同業の者共に其の旨を傳へまして、請願を撤回致し、競争を止めさせますが、併し俄に利益ある事業を官に收められましては、是よりして營業の衰頽を來たし、悲惨の境遇に陥るのは知れて居りますから、何とか御救ひ下さる道を願ひたいと言ふので、私はそこで同業者團結の事を説いて、其團體を驛遞寮で使用する事を話して能く本寮の命令を奉じて従事すれば、所謂禍を轉じて福となすの道であると教へた所が、彼は欣んで感謝し、謹んで仰せに従ひ命に服しますると述べて歸りました。

第五節 郵便の專掌

明治五年に入つて前島男の説得に依つて飛脚業者が信書の送達に就き政府の新施設に對する抗争を一擲したことは既に述べたが、同年五月十九日大藏省は次の如く伺出をなした。

大藏省伺 五年五月十九日

東京横濱ヨリ日々六回ツツ蒸氣車ノ往復有之候上ハ郵便ノ儀モ同様其度數ヲ相増不申候テハ不便利ニ付別紙時刻表ノ通り改正致シ度然ルニ右様改正相成候ニ付テハ多分ノ費用モ相増候間兩地往復ノ信書ハ總テ郵便ノ一ニ歸セシメ得失爲相償候様致シ度尤歸一ノ法相立候ハハ從前横濱飛脚問屋ノ者共一時迷惑可致ハ必定ノ儀ニ候ヘ共先般相伺候通り全國遍ク郵便相通スルノ方法確實致シ候上ハ西洋各政府ノ法ニ倣ヒ信書遞送ノ事ハ悉皆驛遞寮ノ一ニ歸スヘキ筈ニ候ヘ共唯些ノ遲速有之候ノミ殊ニ東京定飛脚會社ノ者共深ク郵便ノ趣意相辨ヘ信書ハ一切遞送致ス間敷旨申出候次第モ有之候折柄却テ御趣向ノ一端ヲ茲ニ發シ他日全國へ御布令相成候節ノ都合ニモ相成可申ト存候間決然別紙ノ趣御布告被下度依之御布告案取調此段相伺申候

指令 五年五月二十二日

伺ノ通尤改正規則表ハ其省ヨリ可相達事

(布告案ノ附箋)

英法ニテハ無切手ノ書狀ヲ一回運送スル者ハ五ポンド 凡二十 一周日間其業ヲ續ル者ハ百ポンド 凡五 又之ヲ差出ス者モ毎回五ポンドノ科料ヲ命シ米法ニテハ六箇月以上一箇年以下ノ入卒或ハ百弗以上五百弗以下ノ科料或ハ科料ト入卒ト兩様ヲモ申付候故ニ本文ノ儀一般ノ定律ト相成候節ハ右ノ兩國其他ノ律ヲ照シ郵便律ヲ設ケ可相伺候ヘ共即今ハ兩地ノ間ニ限り候儀ニ付唯屹度咎トノミ相掲候事

同月二十二日太政官布告第六十三號を以て左の如く定めた。

國內遍ク郵便相通スルノ方法確立候上ハ一般ノ法律被仰出候ヘトモ差向東京横濱ノ間六月朔日ヨリ日々五度往復ノ郵便相設候ニ付右兩地ヘ贈答ノ書狀ハ總テ郵便切手ヲ以テ賃錢相拂ヒ郵便役所並郵便取扱所ヘ差出シ或ハ郵便箱ヘ差入可申就テハ其當日ヨリ郵便切手之無書狀ヲ業トシテ右兩地ノ間ニ傳送致シ候者ハ屹度御咎可有之事

但別仕立ヲ以テ差出候書狀或ハ荷物等ノ送狀並添書ノ類ハ限外ノ事

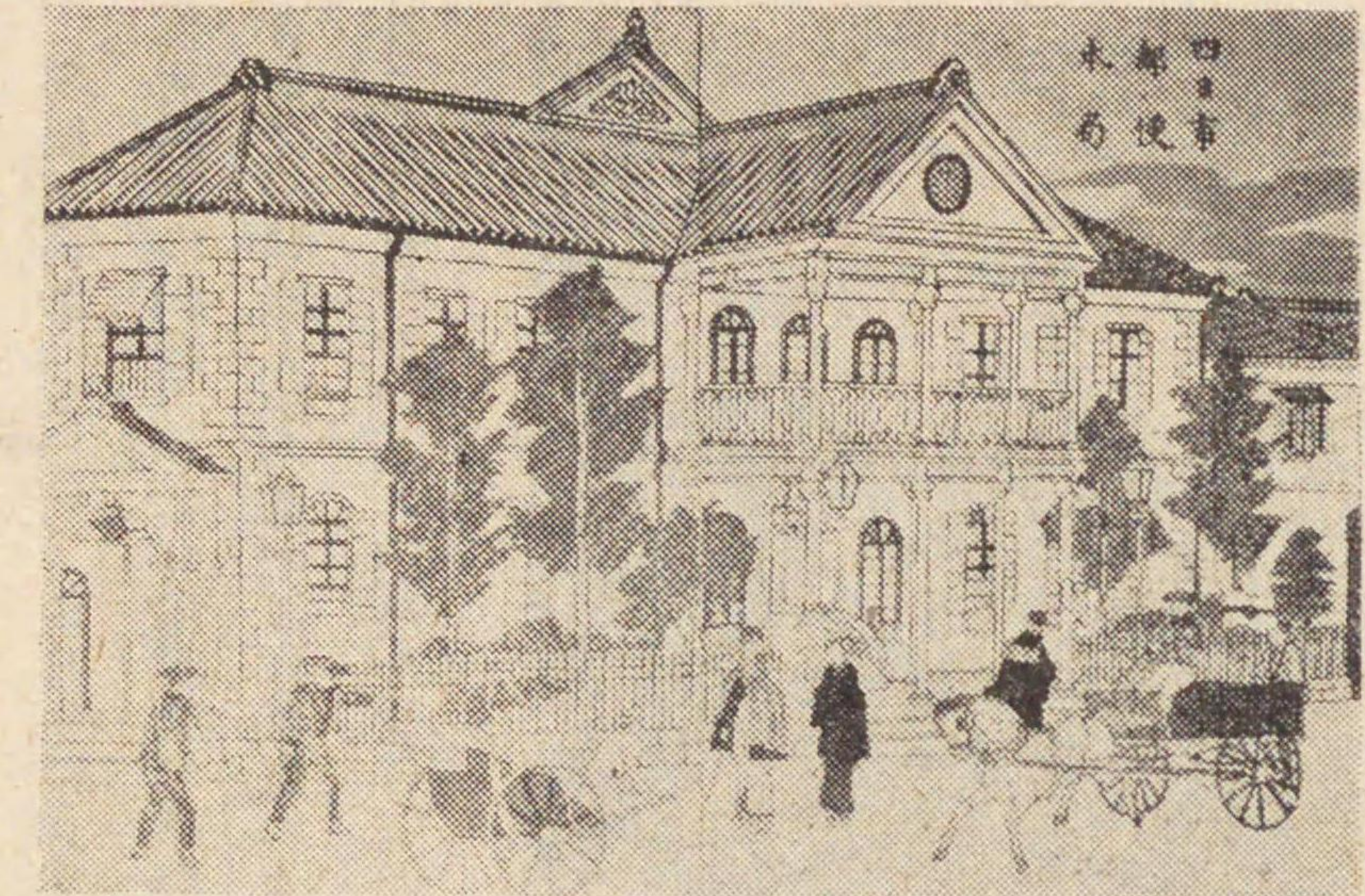
次で翌六年四月一日から、それ迄里數の遠近に依つて差等を附してゐた郵便料金を全國均一に改めるに際し、全国的に信書送達營業を禁ずることの必要を認め、同年三月十日太政官布告第九十七號郵便規則前文中に

一 同年五月一日ヨリ信書ノ遞送ハ驛遞頭ノ特任ニ歸セシメ他ハ何人ヲ問ハス一切信書ノ遞送ヲ禁止ス若其禁ヲ犯シ候者ハ郵便犯罪罰則ニ照ラシ令處分候條此旨可相心得事

旨を記し、同郵便犯罪罰則中に詳細なる取定を設けて、政府の信書送達專掌の範圍を明にし茲に郵便の政府專掌の礎石は据ゑられた。爾後此の規定には變遷はあつたが、其の趣旨は一貫して今日に至つてゐる。

第三章 郵便機關

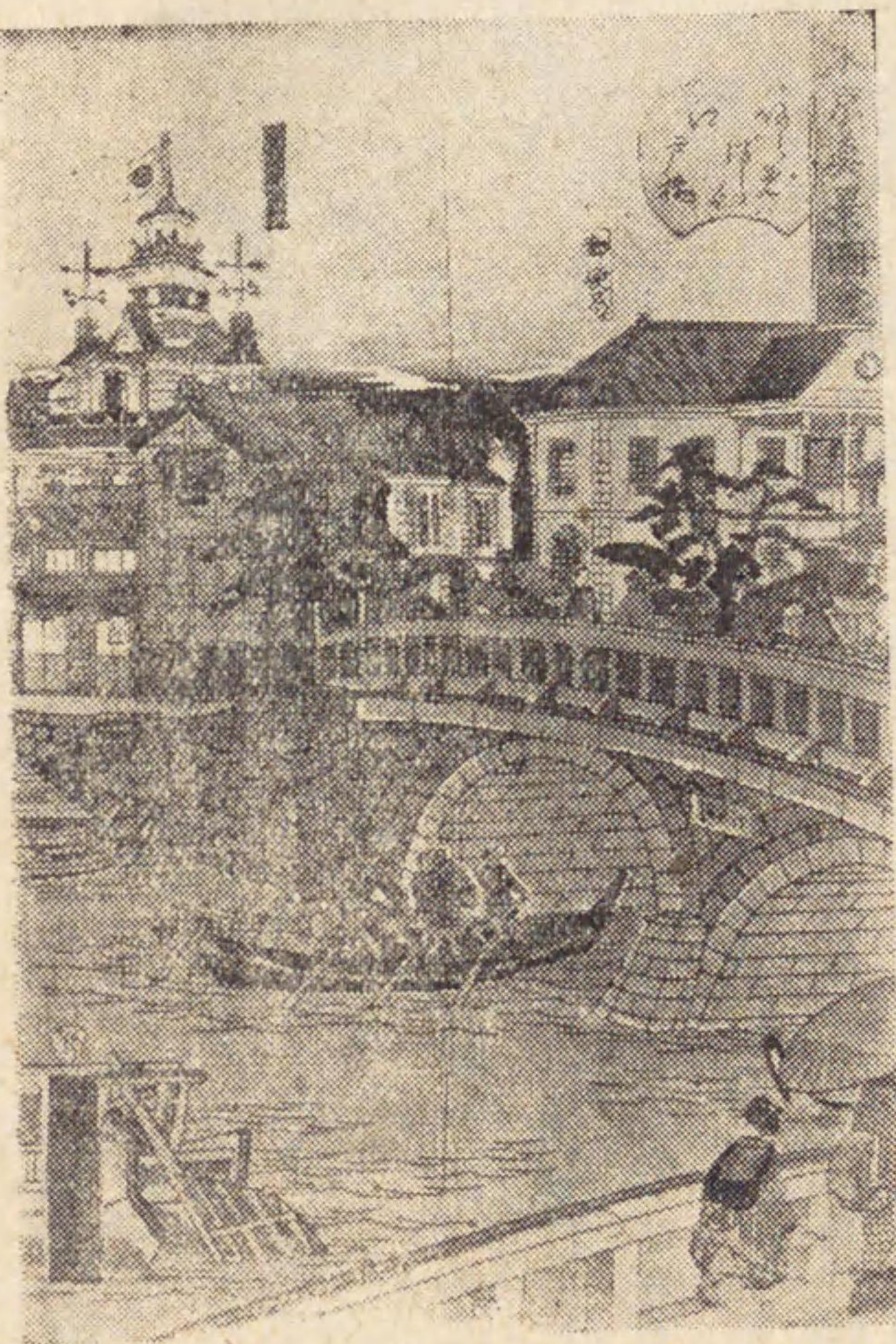
第一節 中央機關



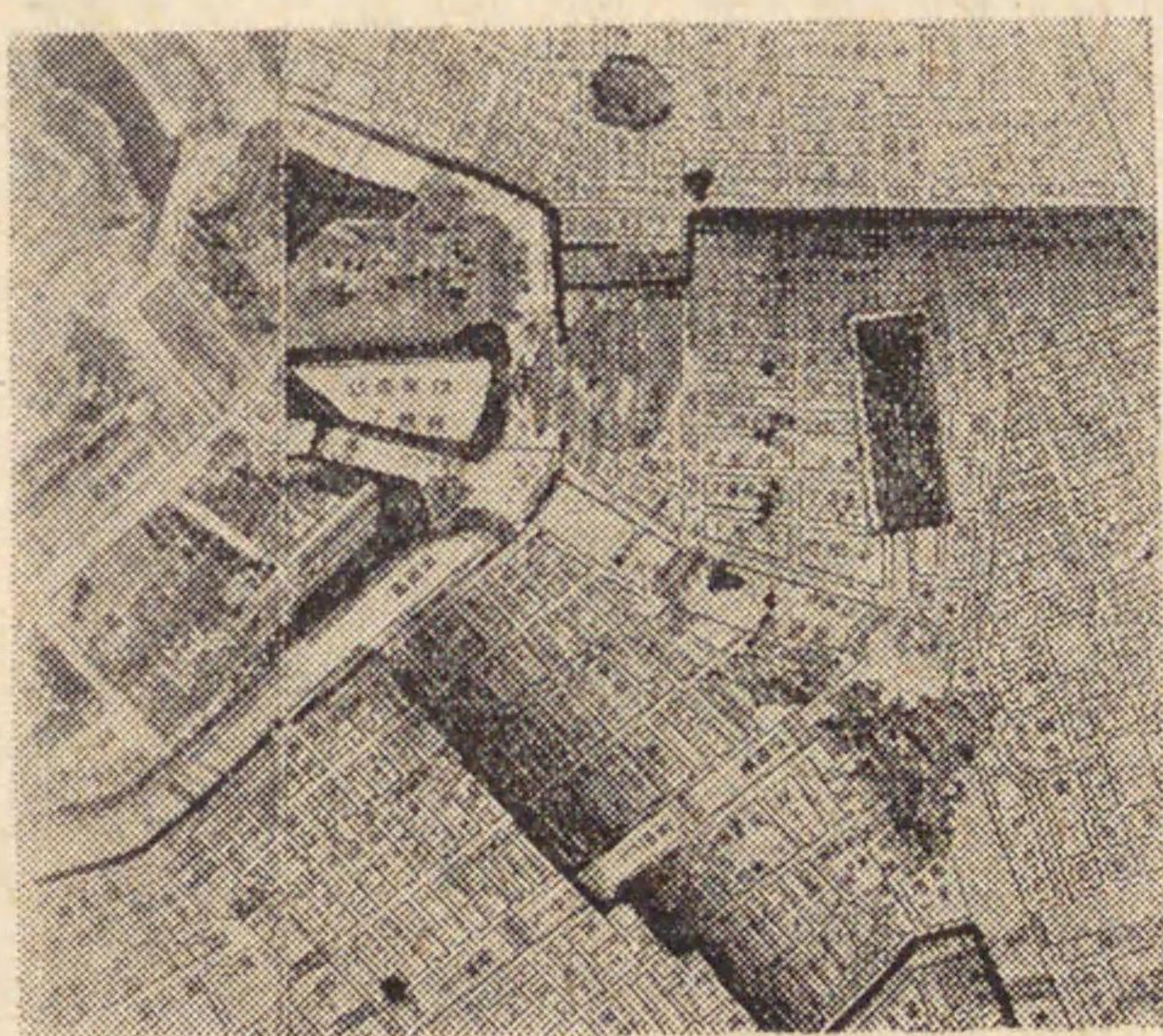
其の後明治二十一年三月内信局外信局に分れ、同二十三年六月郵務局となり、同二十六年十月通信局、同三十年八月

郵務局、同三十一年十月通信局、大正十四年五月郵務局となつて現在に至つてゐる。

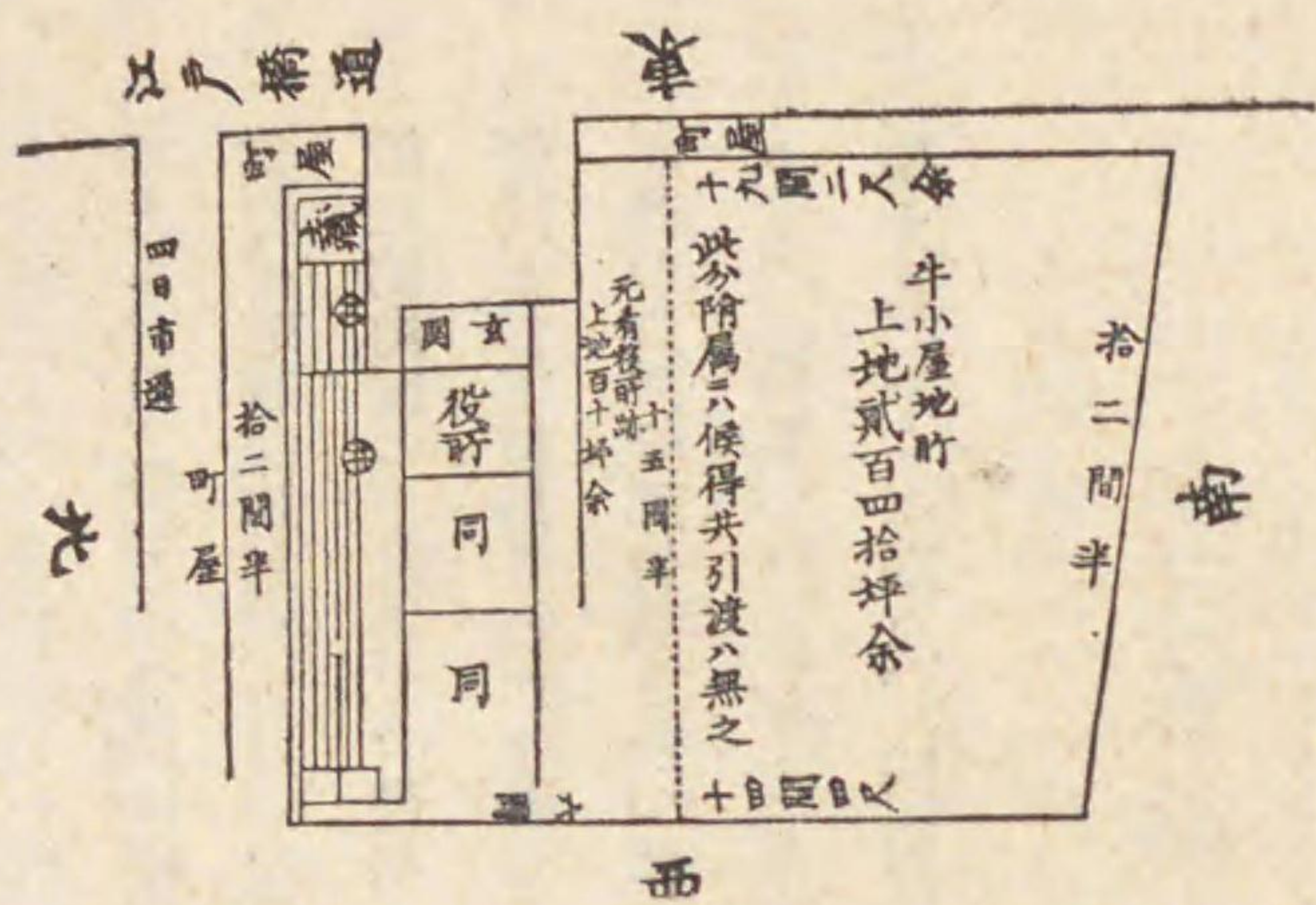
郵便の創始に當つて、四日市の元魚會所を東京の郵便役所に當てることになつた。明治三年十月二十九日驛遞司から右建物の引渡方を當時同建物を所轄してゐた通商司へ交渉し、十一月二日通商司から「四日市元魚會所納屋壹箇所百拾坪餘建家土藏共御引渡申候也」との回答を受けたが、同建物は破損且つ手狭だったので、修繕増しを行ひ十二月二十五日營繕司から引渡を受けてゐる。而して驛遞司は翌四年三月十日此處に引移つたのであつたが、何故此處を



荒布橋より郵便局を見たる圖



驛遞局位置圖

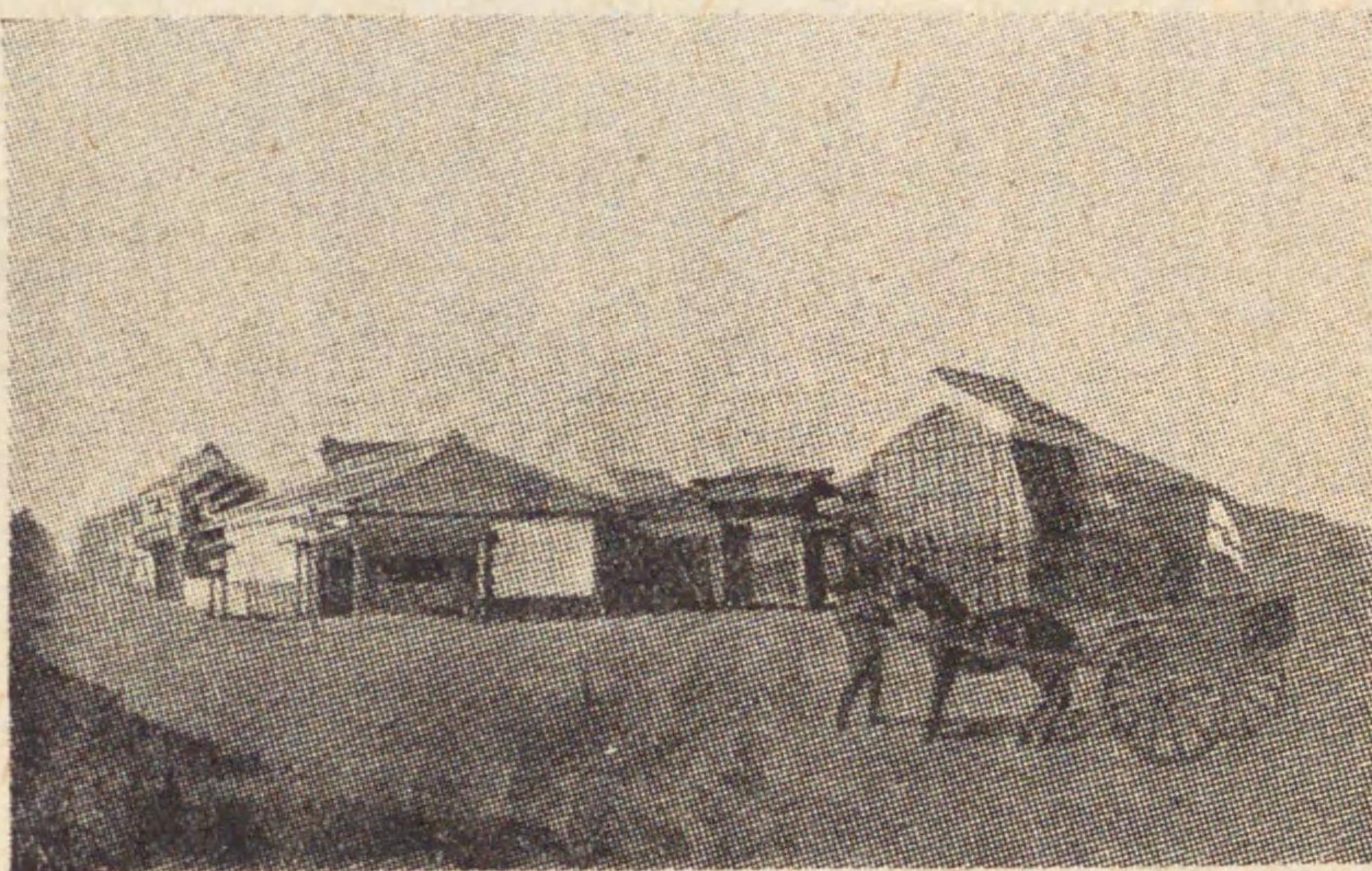


驛遞司圖面 (明治三十三年二月の繪のものの)

郵便役所の場所として選んだかに就いては、「郵便創業談」中に「本局の所在地即ち江戸橋附近は以前は見苦しい家ばかりであつて、今の郵船會社の倉庫のある所には、一筋の道路があつて、何れも細民の巢窟でした。それですから江戸の花といふ火事は、一番多い所であるから、私は本局を外に移さうと思つて、方々場所を探したけれども、帝國郵便の中央要地としては此處を措いて外にない。それ故此處を動かさない事に決めたのです。其頃は直き傍の兜町は荒れ果てた屋敷跡であつて、兜橋もなければ鐵橋は蘆の生えた岸に小舟の横つて居る渡場で、海運橋は八丁堀に通ふ寂しい狭い道に架つて居る木橋であつたのですが、私は常に帝國大都の商業の中心は、將來此處であると言ふ事を明言したのです。(中略)果して私の想像の通り、其後兜町でも坂本町でも皆繁昌の場所になつて、私の計畫も段々實行し、江戸橋南角の地は帝國郵便本局の所在地として、極めて適當の場所となつたのは、尤も満足とする所です。」と前島男は述べてゐる。又此の魚會所納屋と云ふのは魚納屋役所のことで、東京市編纂の「日本橋」に依れば

寛政四年に至つて先の納魚請負人を廢め、四日市町江戸橋南詰の廣小路に魚納屋役所を設けて幕府贖所日々の用魚を直接に買入れることとした。これは幕府賄頭の支配に屬し居り、役人七人附屬の者若干が毎日此處に出勤し、魚問屋組合からも行事が毎日輪番に日々參候して事務をとつた。役所の構造は支關があり、役人の詰所月行事の詰所があり、臺所には蒲鉾臺を

備へ、大なる生洲も設けてあつて、御役所の性質と魚屋的性質を兼備して居り、俗にはこれを活鯛屋敷とも稱した。この俗稱は、水中に簀を張つて鯛を圍つて置く所を活鯛場と稱する故、この役所内の生洲によつて名付けられたものである。(中略)この魚納屋役所の建物は維新後驛遞寮となり、驛遞權正前島密の下に於て、最初の郵便局として使用された。即ちこれが後の江戸橋郵便局となつたのである。驛遞寮は同年七月大藏省に屬することとなり、同省内へ

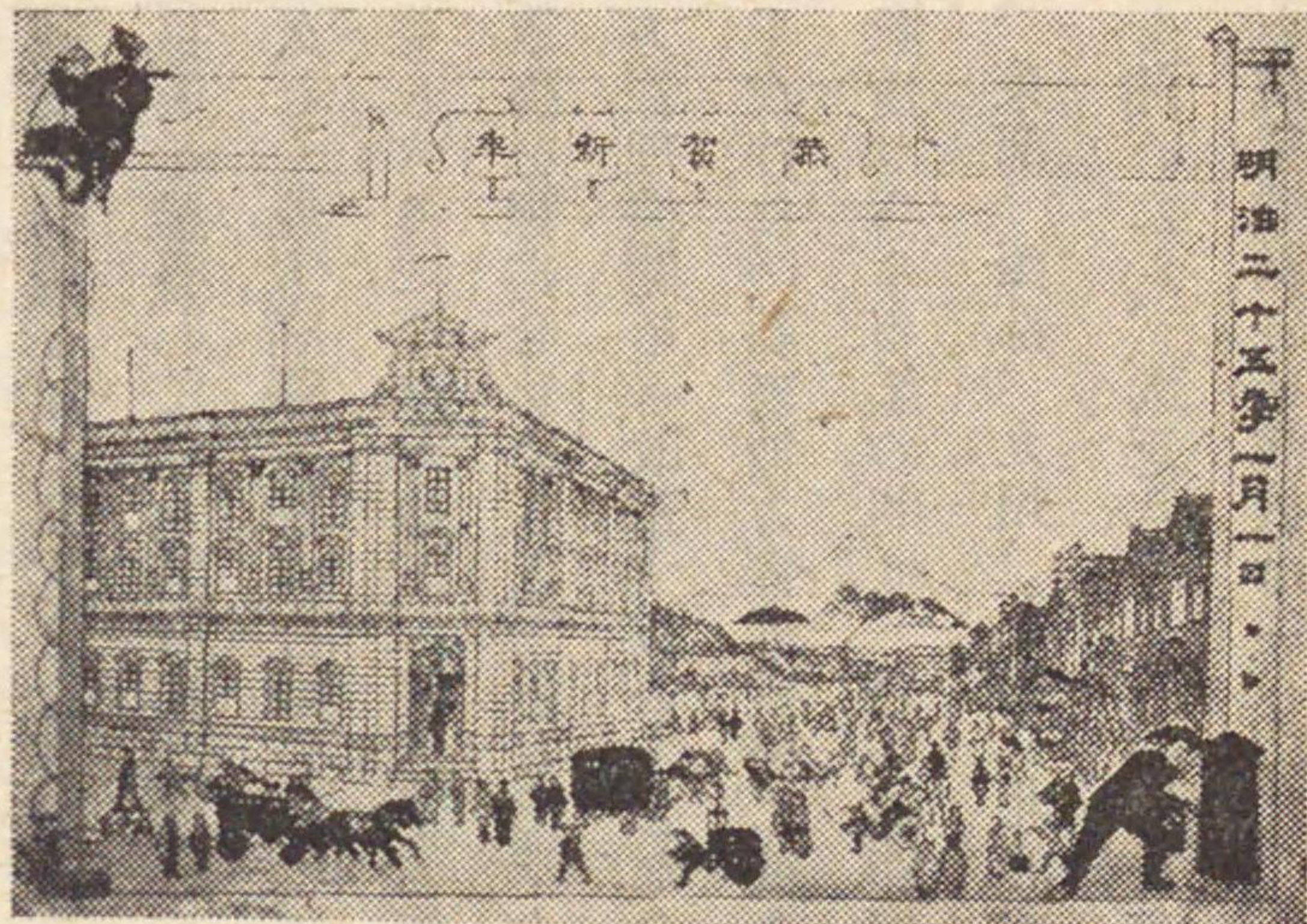


驛遞寮と郵便役所 右の門が驛遞寮 左の角が郵便役所

移轉したが、郵便事務の性質上市街に接する場所に在るのを利便とするため、更に五年三月二日四日市郵便役所へ移轉した。而して驛遞寮の建物は改めて建築することとなり、六年十一月二十二日一時同所を立退き、翌七年五月二日建築粗落成したため三度四日市へ移つたが、上に掲げた四日市郵便役所の繪は此の新築のものを示すものである。其の後に於ける中央機關に就いては、官制の部に譲り、説述することを省略する。

第二節 地方管理機關

郵便創業時代に於いては、地方の郵便事務を監督せしむる獨立の機關を設けず、府縣官吏をして郵便事務を管掌せしめた。明治五年四月府縣郵便御用掛の者の事務心得方として「管内遍く郵便相通するの方法を案じ知事の許可を得、驛遞寮の協議を以て便宜之を實際に施行し、且郵便規則郵便取扱規則に照準し、驛遞寮の示諭に因て管内各地の郵便取扱所を監督して能々其所務を勤めしむるの事を掌る」ことを達したが、之が地方郵便管理機關の嚆矢である。其の後久しく地方廳驛遞寮の合議に依つて、地方郵便事務を管理して來たが、郵便事業の發展に伴つて管理機關の整備を必要とするに至つたので、明治十六年三月全國を五十一の驛遞區に分ち、毎驛遞區に驛遞出張局を設けて、區内の郵便事務を管轄せしめることとした。次で同十八年遞信省の新設と共に、郵便、電信の事務は同省の所管となつたので、地方管理機關をも改正することとなり、翌十九年三月遞信管理局を布き、翌四月東京遞信管理局外十四の遞信管理局を設けた。爾來地方管理機構に就き數次の改正があつたが、明治四十三年三月新に管理事務を專掌する遞信管理局を設置せらるる迄の間は、之等の管理機關はいつも現業事務をも兼掌した。其の後大正二年六月遞信管理局を廢して、東部、西部、九州、北部、北海道の五遞信局を設けられた際、再び一部の郵便局をして管理事務を分掌せしむる途を開いたが、大正八年五月遞信局を七局とし郵便局をして管理事務を兼掌せしむる制を廢止し、爾來管理事務所管廳と現業機關とを截然區別した。



明治二十五年一月一日 東京郵便局

第三節 現業機關

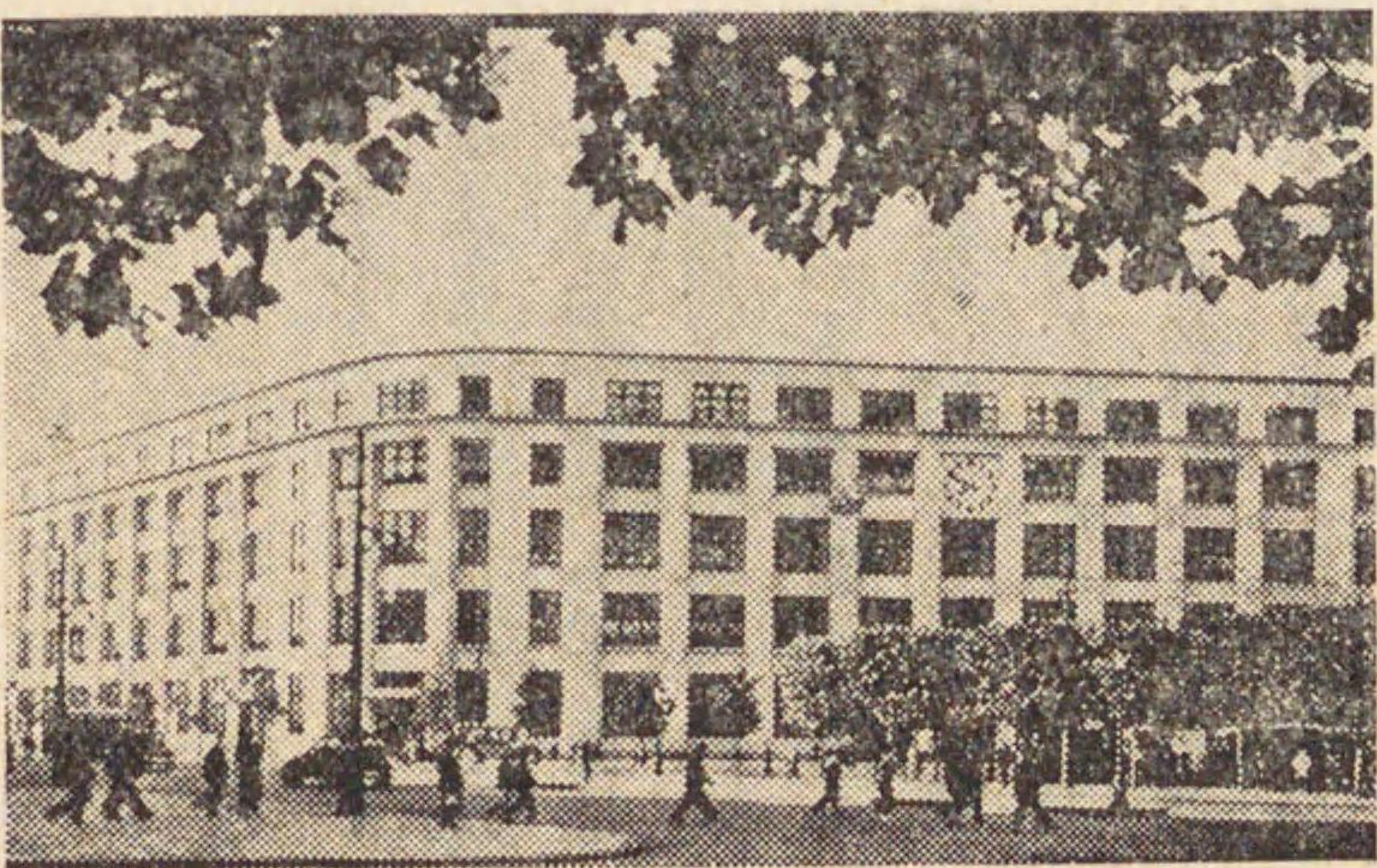
第一款 名稱及等級

現業機關とは現在の郵便局及郵便取扱所を云ふのであるが、其の名稱には創業以來幾度か變遷があつた。

先づ明治四年三月所謂新式郵便制を創められた時には、郵便役所と稱して東京は日本橋四日市、京都は姉小路車屋町、大阪は中ノ島淀屋橋に

設けられた。同年八月横濱、神戸、長崎、函館の五港にも郵便役所を設置すると同時に、全國樞要の地に郵便取扱所なるものを設けたのである。

此の役所及取扱所は、いづれも今日の集配郵便局に相當し、又其の機構の點より見れば郵便役所は今日の一、二等局に、郵便取扱所は今日の三等郵便局に匹敵



現在の東京中央郵便局

するものであつた。

此の郵便取扱所制度は、事業擴張の必要に基く便法として案出されたものの、事務の増加するに従ひ、之を以て事業を圓滑に運行することは困難であつたらしく、五年二月東京府下の郵便開設に當つて、四日市郵便役所、同昌平橋内分局の外に、築地、靈岸島、神田、兩國、淺草、下谷、本郷、牛込、市ヶ谷、麴町、四谷、赤坂、赤羽根、三田、麻布、芝、本所、深川の十八箇所の郵便取扱所を設け、合計二十箇所で郵便の集配事務を取扱つたが、漸次事務の繁忙となるに伴つて、此の取扱所を郵便役所とするの必要を感じるに至つた。併し經費の都合上一舉に郵便役所に改定することが困難であつたので、同年五月「東京府内の郵便モ既ニ幾千ノ數ニ及ヒ、且近々全國一般郵便御取開相成ニ付テハ彌數萬ノ配集ニ可立至候、左候得ハ何レニモ府内ニ猶數區之役所ヲ設ケ十五等出仕以下之モノ及詰合取締不爲致候テハ、往々粗漏之弊可生哉之懸念モ不尠、左候迎本寮ヨリ詰合候ニハ居所借上ケ等ノ入費モ可有之ト再應勸弁仕候處、先般當寮三等附屬格郵便取扱被仰付候太田金右衛門其外之者共、居室ヲ當分郵便役所ト致シ是へ折々官員或ハ附屬之モノヲ爲見廻候ハ、取扱之モノ勉強ノ端緒トモ相成、一舉兩全之儀ニ付右ニテ相辨候様仕度」旨を以て舊取扱所を假に郵便役所と稱することとした。尙同年三月には

國內各地ニ其地之模様事務ノ繁閑ニ寄り重立郵便役所及下役所ヲ置キ、夫々相應之官員被差置候段昨辛未郵便諸規則ト共ニ相伺候節申立候處、多分ノ御出方相成候儀ニ付、先當分之内ハ假ニ郵便之方法相立置可申旨之御示命ニ遵ヒ、各地ニ郵便取扱人ヲ命シ、格式或ハ口米等少々宛被下候積リニ、苟且之法ヲ以粗國內音信往復之道ヲ相通候得共、何レモ之ヲ本務ト不致候ヨリ兎角粗之弊ヲ生シ、殊ニ繁忙之土地ニ於テハ奉務難仕旨申出候向モ有之、到底即今之法ニテハ充全シタル郵便之事業ハ無覺東儀ト被存候然共、内外之人民政府即今之御都合ヲ不論已ニ完備之成ヲ責メ、喋々乎トシテ不整ヲ唱へ御體裁ニモ關係致シ候

儀ト甚痛心仕候、依テハ姑ク費用之増加ヲ不被爲間先般相伺候通都テ肝要之地ヘハ往々郵便役所ヲ被置候目的ヲ定メ、先ツ當分之内ハ其土人中ヨリ官員ヲ撰ヒ其者之居宅ヲ以テ假役所ト致シ、專ラ其事務ニ相當候様爲致度
の議を定め、在來の郵便役所を一等とし、別に凡そ二百七十箇所の郵便取扱所を選びて郵便役所に改め、之を二等乃至四等に分つ方針を立てた。此の計畫は翌六年四月に至つて實現せられたのである。

明治七年一月には郵便取扱所を總て郵便役所と改稱し、之を無等郵便役所とした。此の改稱に就いては「郵便創業談」中に、「役所と改稱した理由は、此處は飛脚屋の營業場でない、政府の通信事務を取扱ふ役所であるといふ事を廣く示す爲であつた」と記されてある。次で翌八年一月郵便役所を總て郵便局と稱することとし、在來の無等郵便役所は之を五等に列し、茲に郵便局は一等乃至五等に區別せらるることとなつた。又同年一市内に數箇の郵便局あるものは、其の一局を本局として他は其の分局とせられ、別に郵便受取所なるものを設けて書留郵便物の引受並に切手類の賣捌等をなさしめた。

越えて明治十四年七月支局の制を設け、十六年五月に至つて分局の名稱は廢止せられた。同十九年三月郵便局の等級を一等乃至三等に改定せられ、同年十一月には土地の狀況に依つて郵便局と電信局とを合併して郵便電信局と稱することとなつた。

其の後久しく名稱其他の改正を見なかつたが、時代の進運に伴つて明治三十三年以降大都市の通信力旺盛なる地域に、郵便電信取扱所又は郵便取扱所を設けられた。同三十六年四月より郵便電信局の名稱を廢止して、郵便局は郵便、郵便爲替、郵便貯金の外電信電話事務をも兼掌し得ることとなり、且つ從來の支局をば總て獨立の局としたが、

其の等級を一、二、三等に分ちたることは従前の通りである。之と同時に特定三等局の制を設けて地方小都市の三等局を之に指定した。

尙此の時に交通上の要地十一箇所に初めて鐵道郵便局なるものを設け、又東京大阪の兩地にはそれぞれ其の地に於ける郵便の中樞機關として中央郵便局を設けられた。然るに同年十二月に至りて、右の鐵道郵便局と、中央郵便局とは共に廢止せらるることとなつた。

明治三十八年四月一日に至り全國の郵便受取所は、總て無集配三等局に又郵便電信取扱所及郵便取扱所は無集配二等局に改定せられた。越えて四十三年四月には曩に廢止せられたる鐵道郵便局並に東京大阪の兩中央郵便局の復活を見るに至り、其の後昭和四年十二月神戸郵便局も亦中央郵便局と改稱せられ、引續き今日に及んでゐる。

尙大正十五年十月以降、僻陬の地に於ける住民の利便を圖るため、無集配局よりも更に簡易な窓口機關として郵便取扱所を設置することとし各地方に普及されてゐる。

郵便局は其の重要性の程度並に事務の分量、従事員の多寡等に依つて、一等乃至三等に區別せられてゐるが、取扱所には別に等級の定めはない。一、二等局は集配をなすと否とに拘はらず概ね都會地に置かれ、一等局は高等官以下を又二等局は判任官以下を配し多數の従業員を擁してゐるのを普通とし、三等局は地方小都市以下に置かれる小規模の機關であるが、其の内無集配のものは以前郵便受取所と呼ばれた時代から窓口機關として都會地に多數設けられてゐる。是等の三等局は局長のみを特別の規定に依つて採用する判任官とし、一定の經費を支給して一切の費用を處辨せしめ半は請負的に事務を運営させてゐたのであるが、集配事務を取扱ふ局に對しては昭和十二年十月以降畫期的の

改正を加へて、従事員の給料手當等を直轄とすることに改められた。又取扱所は所長を任命し之に一定の取扱費を支給して事務を執らせてゐるのである。

第二款 郵便局の種類

郵便局は機構其の他種々なる観点より各種の分類が出来る。先づ事務取扱の範囲に依つて、集配局と無集配局とに大別される。集配局とは、其の窓口にて郵便、爲替貯金、保険年金等の事務を取扱ふ外に、一定の郵便區をもち、其の区域内の郵便物の取集及配達を取扱ふ局であり、無集配局とは、窓口事務のみで郵便物の集配事務を取扱はざる局を云ふのである。而して集配局の大部分は又電信の受付配達と電話交換の事務をも取扱つてをり、無集配局に於いても亦電信の受付電話の通話事務を取扱つてゐるものが多い。

更に之を其の機能の上からすれば、固定局と移動局とに大別することが出来る。固定局とは普通各地にある集配及無集配局で、常に移動せざるものであるが、ここに移動局と稱するのは、鐵道及船舶内の郵便局を云ふのである。鐵道郵便局は、窓口機關を持たない無集配局で、交通上の要地に其の本據を置き、定められたる所掌區域に依りて鐵道列車内の郵便車に於いて、郵便物の區分、受渡局との受授並に遠距離遞送郵便物の連絡等を取扱ふのである。尙郵便車に於いては特殊取扱でない通常郵便物の差出に應ずる。此の鐵道郵便の業務は、明治六年四月東京横濱間の鐵道にて郵便物の護送を開始したるに始まり、列車内に於ける區分事務は明治二十五年四月から開始せられ其の乗務員は發着所在地の郵便局に屬せしめてゐるが、鐵道網の普及に伴つて是等乗務員も漸次増加し、前述の如く三十六年獨立し

たる鐵道郵便局となり、爾來廢止再興等の運命を経て來たに拘はらず其の業務自體は増進の一路を辿り、今や全國の鐵道幹線全部に互つて、主なる列車には必ず郵便車を連結し、乗務員は孜孜として人知れぬ活躍を續けてゐるのである。鐵道郵便局にも亦一等局二等局の區別があることは固定局と同様である。

次に船内郵便局は、船内に於ける郵便物の引受、切手類の賣捌等をなすと共に、郵便物の區分並に連絡等の事務を取扱ふために設けられたもので、明治三十八年九月關釜間連絡船内に設置されたのを初めとし、四十三年一月には北米航路船舶内にいづれも二等郵便局を置かれた。又昭和六年五月には第一艦隊旗艦内にも二等郵便局を設けられた。尙郵便現業機關は周年其の事務を取扱ふのを本則とするが、例へば富士山郵便局の如く毎年一定期間開設されるもの、更に又大演習に際しての大本營内郵便局の如く一時的短期間設けられるものもある。

更に又之を計畫的方面から見れば、一般の施設方針に依り設置さるる局所と、請願に依り設置さるる局所とがある。其の請願に依り施設し得るものは三等局及取扱所に限られてゐるが、詳細は第四節に於いて記述することとする。

第三款 取扱事務の範圍

現業機關の内集配事務を取扱ふ郵便局は、現在郵便に關する全般の事務を取扱ふのは勿論、電信電話、爲替貯金、保険年金等の事務をも併せ取扱ふのを通例とするが、最初郵便役所と呼ばれた時代には、單に郵便のみを取扱つてゐるに過ぎない。其の後明治八年一月からは郵便爲替の事務を、同五月からは郵便貯金の事務をも取扱ふこととなり、更に明治十九年十一月から、土地の狀況に應じ電信局を併合して電信事務をも取扱はしめ、明治二十五年十月からは

小包郵便を、又其の後電話事業の發達に伴つて順次其の業務をも取扱ふやうになり、次で大正五年創始の簡易保險、同十五年創始の郵便年金をも亦取扱ふこととなつた。斯くの如く郵便局は本來の郵便事務以外に各種の業務を併せ取扱ふやうになつて、今や其の取扱事務は頗る廣汎且つ複雑になつてゐる。

尤も或種の郵便物例へば金子入書状とか、留置郵便物とかの如きは、最初は一部の郵便局のみで取扱ひ、又小包郵便速達郵便の如きも過渡期に於いては、前者は取扱局を、又後者は取扱地域を限つて取扱つたやうに、必しも一樣に取扱をした譯ではない。現在に於いても大都市の一等局中には、特に其の市に達する郵便物全部の區分を受持つ局とか、或は全國數箇の區域に分けて其の區域内に發著する外國郵便物の中繼をする局とか、仔細に見て行くといろいろの相違はあるが、あまりに専門的になるから委しく述べることを省略する。

次に集配事務を取扱はざる局の内一、二等局に於ては、郵便物の私書函渡、料金別納郵便、約束郵便及市内郵便の引受等を除きたる郵便事務の全部と、爲替貯金、保險年金等の事務を併せ取扱ふことは大體集配局と變りなく、電信の受付及電話の事務をも取扱ふものが多い。尤も鐵道郵便局の如き特殊な無集配局は全然普通の窓口事務を取扱つてゐない。又臨時に設けらるる局に對しては、其の都度取扱事務の範圍を定められることになつてゐる。

無集配の三等局に至つては、其の前身たる郵便受取所が最初書留郵便物の引受をなさしむるために設置せられ、其の後明治十九年四月に至り事務の範圍を(一)郵便受付ノ事但貨幣入郵便物ヲ除ク(二)郵便切手類賣下ノ事と定められたやうに、極めて單純なものであつたが、事業の擴張に伴つて明治二十六年八月以降一部の受取所に小包郵便物の受付を取扱はしめ、更に漸次爲替貯金の事務をも取扱しめることになつた。三十八年三等局に改定された後も實質には別段

の差はなかつたが、其の後取扱事務の範圍は數度の變遷を経て、大正十二年三月に至り郵便の事務は、郵便物の私書函渡、留置郵便物の交付、内容證明、集金郵便、切手別納郵便、約束郵便及市内特別取扱郵便物の引受を除きたる郵便事務を取扱ふこととなり、更に昭和十年十一月以降は一段と其の取扱事務を擴張せられ、現在に於ては他の爲替貯金保險年金事務共其の取扱範圍は大體無集配一、二等局と略々同様になつてゐる。

又大正十五年より設けられた郵便取扱所は、最初内國郵便物の引受(書留、價格表記、配達證明以外の特殊取扱を爲さず)と、爲替は小爲替のみを、又貯金は新規預入以外の預入及即時拂とを限り取扱はせたのであるが、昭和十二年十一月に至り、其の取扱範圍を擴張して、訴訟書類、切手前納及約束郵便以外の内國及日滿郵便物の引受等を取扱はしめ、更に内國及日滿爲替の取扱及貯金の新規預入等をも取扱はしむることとし、別に必要に應じて電信電話事務をも併せ取扱はしむることとなつた。更に其の後再度にわたつて事務取扱の範圍を擴張せられ、現在に於いては殆ど無集配三等局と大差なきに至り近く三等局に改定せらるべき趨勢にある。

第四節 請願通信施設

第一款 請願通信施設の範圍

地方的には通信設備の急施を必要とするが、政府の手に依つて急に施設の出来ない場合に備へて、明治三十六年三

月勅令第四十一號を以て、「町村ノ請願ニ依ル電信施設ニ關スル件」公布せられ、同年四月一日から請願に依る通信設備施設の途を開いた。併し此の請願に依る施設は管に電信ばかりでなく郵便、電話に就いても必要とせられて來たので、大正四年十一月勅令第二百十五號を以て「請願ニ依ル通信施設ニ關スル件」公布せられ同年十二月五日から郵便、電信、電話及無線電信の請願に依る施設の途を開くに至つた。

而して當時に於ける郵便に關する請願施設の範圍は右勅令に於いて郵便官署の新設、又は郵便事務の取扱の開始と規定せられたが、同年十二月公布の逓信省令第五十五號請願通信施設規則に於いて郵便に關する請願施設は郵便集配事務を取扱はない郵便局の新設に限ることの制限を附せられた。併しながら通信設備充足の必要は愈々昂まるに拘はらず久しい間之を整備する財源が容易に得られない状態に在つたので、昭和三年九月逓信省令第四十號を以て請願通信施設規則を改正し、請願に依る施設の範圍を著しく擴張した。此の結果として郵便に於いては從來認めてゐた無集配郵便局の新設の外に (一) 集配郵便局の新設、(二) 郵便集配事務の開始、(三) 郵便取扱所を集配郵便局に改定、(四) 郵便取扱所を無集配郵便局に改定、(五) 郵便取扱所の新設を認めることとなつた。斯くて郵便施設は著々と整備されるに至つたが其の後一般施設に依る通信機關の増置擴張も或る程度行はれるやうになり、請願に依る施設の必要は漸次減少して來たので、其の範圍は昭和十三年四月以降に於いては主として請願者の利用を目的とする無集配三等郵便局及設置標準に遙かに及ばない地に無集配三等郵便局又は郵便取扱所を新設する場合に限定する方針を採るに至つた。

第二款 經 費

請願通信施設に要する經費は創設費と維持費の二に區別されてゐるが、郵便に於いては維持費のみに限られてゐる。又維持費は請願者に於いて負擔し國庫に之を納付するのである。其の額は年額を以て定められてゐるが左の通りの變遷を見、現在に及んでゐる。

區 別	施 行 年 月			區 別	施 行 年 月		
	大正四年十一月	昭和三年四月	昭和十三年四月		大正四年十一月	昭和三年四月	昭和十三年四月
無集配局新設	七五〇圓	一、〇四五圓	一、〇四五圓	郵便取扱所を無集配局に改定	三八〇圓	四五〇圓	四五〇圓
集配局新設		二、一一五圓	三、〇〇〇圓	郵便取扱所を集配郵便局に改定	一、四五〇圓	二、二〇〇圓	二、二〇〇圓
郵便取扱所新設		六六五圓	八〇〇圓	郵便集配事務開始	一、〇七〇圓	一、七五〇圓	一、七五〇圓

右の維持費は最初は局所の新設若くは改定又は事務開始の日から起算し(新設又は開始の日が年度の中途にあるときは其の翌年度から起算す)五年經過後は之を減免し得ることとなつてゐたが、昭和十二年九月此の年限を撤廢し、單に逓信大臣に於いて必要と認めるときは經過年限に拘はらず之を減免し得ることに規定の改正を見たが、實際問題としては改正前と同一の方針を以て臨んでゐるのである。尙昭和十三年四月以降に於いては前款に述べた請願受理方針の改正に伴つて右以後に於いて受理した請願施設に對しては五箇年經過後に於いても之を減免しないことになつた。

手續を爲すへき事」「郵便切手を貼付するには能く其四隅を唾にて濡し、腕と押付け容易に離れざる様致すべし」「吾門前に受取箱を出し、或は門戸に受取口を開き置く等、便宜の設けあり度事」のやうな事柄をも規定し、今日から見るときは異様な形式のものであつた。

次で明治十五年七月農商務省を以て「郵便規則及罰則之儀は明治六年定むる所のものを準とし、毎年多少之改正を以て御發令相成來候處、郵便の旺盛なる今日に於て遠く明治六年の法を準となす能はざる而已ならず、其永く以て法となすものは必ずしも毎年の御發令を要せざるべく思考候條、更に別冊の通郵便條例御創定、來明治十六年一月一日より御施行相成候様仕度、別冊の儀は多くは現行規則及實際の經驗に據て改正を加へ、且つ歐米の法を折衷周密を致し候義に有之」として、新に郵便條例を立案翌十六年一月一日から施行された。此の郵便條例は從來の郵便規則と比較するときは、其の内容形式共數段の進歩を示したが、尙今日の法律と省令とを併合したやうなものであり、又其の公布の形式が同じく太政官布告であつたために、後之を改正するときには法律改正の手續を必要とし頗る不便であつた。又此の條例中には今日の鐵道船舶郵便法を以て規定されてゐるやうな事項を含み、更に明治二十五年十月には小包郵便法を別に制定する等法令の體系が錯雜して來たので郵便法の制定となつた。

現行の郵便法は此の郵便條例及小包郵便法を骨子として、明治三十三年三月に制定されたのであるが、同法律案の提案の理由に就いては同年二月七日貴族院に於いて古市(公威)政府委員は左の説明をなしてゐる。

此所に提出致しました四法案即ち郵便爲替法鐵道船舶郵便法、是は皆現行の郵便條例、即ち明治十五年に發布に相成りました郵便條例の改正と申し

て宜いのであります。其郵便條例の發布に相成りました時分より今日に至りまして、郵便事業は非常に發達致しました。當時一年の郵便物數が九千九百萬餘即ち一億に達しませぬものが、三十一年末に於ては六億以上になりました様な次第であります。又鐵道も其當時には百七十哩程よりありませぬけれども、今日は三千——今日即ち三十一年度の終に於ては三千四百何哩と言ふものになりました。それで人力を以て遞送を致しまして、十五年頃には人力を以て遞送致しましたものが、今日は多分は鐵道に據るようになりました。爲替も近頃の經濟界の進歩と共に大に發達致しまして、既に昨年十二月までには、殆ど全國の郵便局所で爲替を取扱ふやうに致しました。本年度に於ても既に千餘爲替を開始致しました。残つて居ります所は僅に十八箇所ばかりであります。是も三月頃までには爲替を開始致します積であります。爾後支局を設けますれば共に爲替事業も開くやうに致しまして、益々爲替の便利を地方に擴める考であります。斯くの如く此郵便及附屬事業が發達致して参りましたに附きましては、今日までの郵便條例では不備を感じますので、之を整理致しまして一の郵便法と云ふものを起案致して、さうして其複雑を避くる爲に其中の一種たる爲替を、之を別法案に致しまして郵便爲替法案と致しました。それから鐵道船舶に據りての遞送のことは是は現行の郵便條例とそれから二十年に發布に相成りました。私設鐵道條例等に若干の箇條がありま

すが、是も至つて不完全でありますに依つて、之がために一つの特別法を設けて鐵道船舶郵便法として茲に提出致した次第であります。其他の法律即ち電信法も是も近頃電信が發達を致しますに從ひまして、法文の不備を感じます、之を改正致しまして其命令に讓るべきものは命令に讓り、又權利問題杯で規定すべきものは規定すると致しまして、現行の電信條例の七十四箇條の中、二十六條は命令に讓つて十八條は除きまして、残りの三十條と新たに十七條を加へまして、此電信法を起案致しました次第であります。で、斯くの如く相成りますと、郵便電信及附屬事業に關する法則が整頓致します次第でございますから、御審議の上御協贊を請ひます。

以上の説明に依つても知られる通り、郵便法は從來規則及郵便條例中に久しく存じて來た郵便貯金及郵便爲替に關

する規定を切り離し、純然たる郵便に關する法律として誕生し、鐵道船舶郵便法及之等に附隨する郵便規則及鐵道船舶郵便規則の制定と相俟つて、今日の郵便法令の體系は茲に完全に整へられるに至つた。而して郵便法に於いては特殊取扱制度の開廢を命令に譲り、將來必要に應じて種々なる特殊取扱を認めることとなつたが、之等の制度を創設するに當つては、多くの場合單行省令に依つたため、再び郵便法令は複雑化するに至つたので、昭和十三年四月之等の省令を可及的に統一して、新に現行の郵便規則を制定した。

第二節 内部の取扱手續

第一款 取扱手續の變遷

明治四年正月郵便創始の布告には「繼立場驛々取扱規則」及「書狀を出す人の心得」を附隨せしめて公布されたが、此の「繼立場驛々取扱規則」が今日の郵便取扱規程に相當するので、其の後必要に應じ、隨時單行の取扱規程を設けて來た。次で明治二十三年三月に至つて、郵便取扱規則尋常取扱方、同二十四年三月郵便取扱規則特別取扱方を定め、別に鐵道郵便に就いて同二十五年三月鐵道郵便取扱手續を設けたが、之等の規定は今日の郵便取扱規程の前身をなすものであり、其の際可及的に單行の取扱規程を整理した。明治三十三年十月郵便法施行に際して郵便取扱規程を制定し、昭和十三年五月新郵便規則の施行に際し、現行の郵便取扱規程を制定したが、此の改正に於いて此の間隨時制定

された單行の取扱規程を整理出來得る限り綜合的のものたらしめるやうに企圖されて來てゐる。

郵便取扱方に關する現業局からの伺に對しては、最初は一々驛遞局から指令されたが、明治七年十一月初めて郵便月報なるものを發行された。之は今日各遞信局に於いて發行する指令回答集に相當するものであつたが、間もなく廢止されてゐる。又明治三十八年五月通庶甲第五百九十七號及經主甲第三千五百七號を以て「爾今事務上例規トナリ又ハ部内一般ニ了知セシムヘキ通牒ハ、遞信公報ノ本欄ニ掲載シ、其事項ニ對シテハ別ニ文書ノ發送ヲ爲ササルニ依リ、關係官署ハ直ニ之ニ依リ處理可相成」と通牒して、通牒を遞信公報に掲載することとなつた。

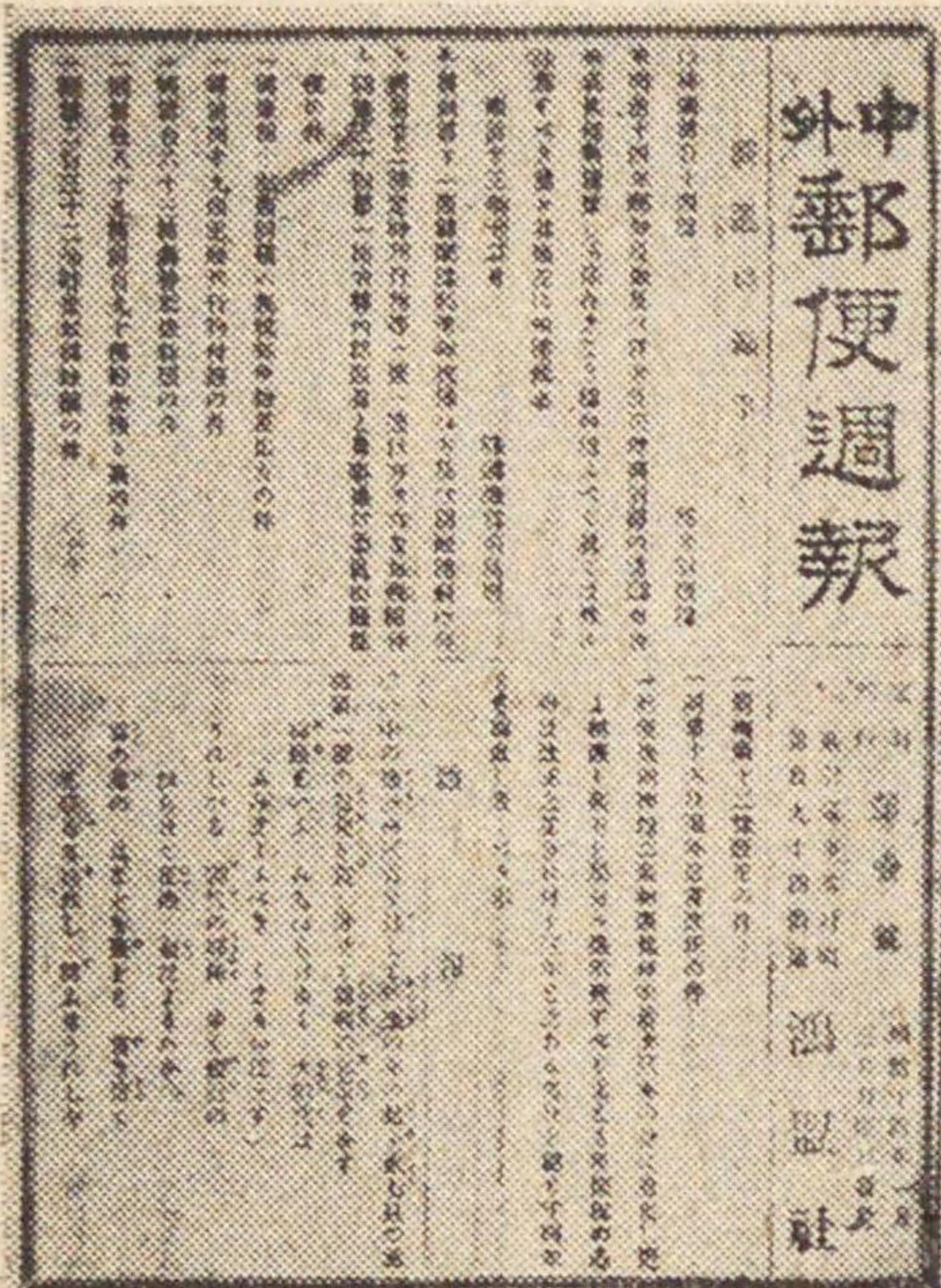
第二款 公達式

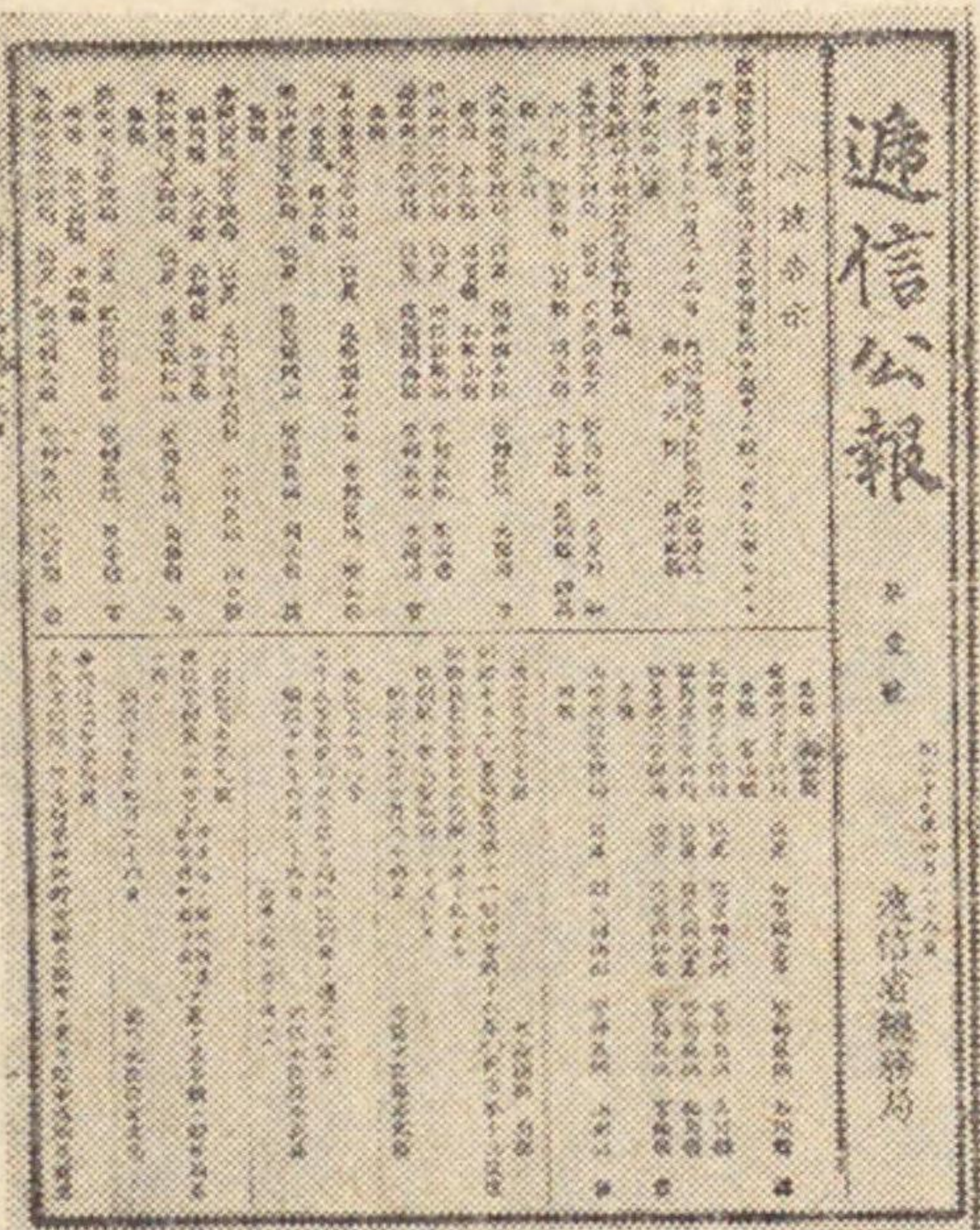
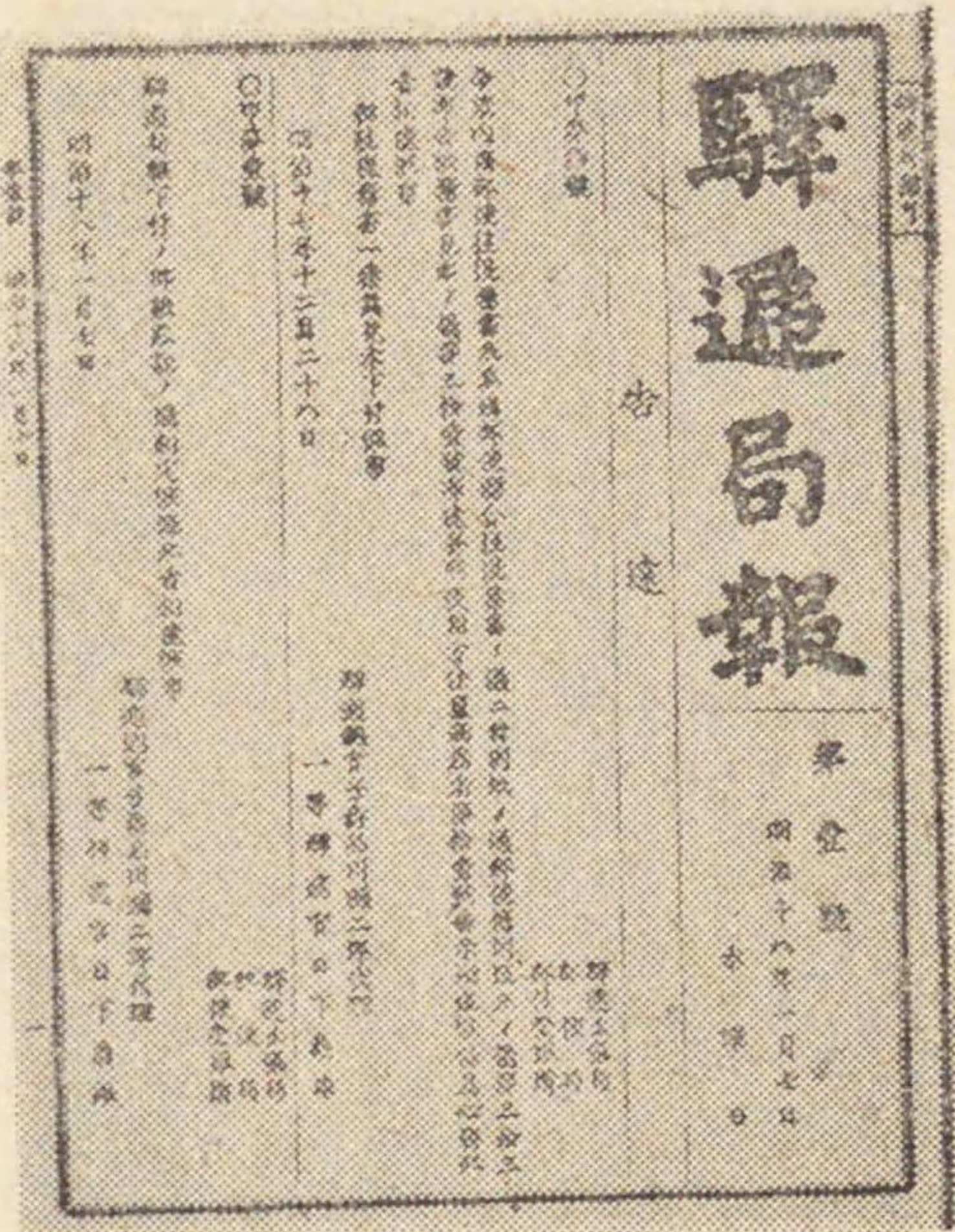
部内に對する諸達は最初之を印刷して頒布し、明治七年十一月別に各局の伺に對する指令を取纏めた郵便月報を發行頒布したが、明治十四年一月郵便週報上に之を掲載して達示することに改め、郵便局長をして同紙を購入せしめた。

梓調第二百二十五號

郵便取扱

郵便週報發行に付き一般郵便局へ對し簡易なる布達もの等は（驛遞局録事）の欄を置き同欄内に登録せしむべきに付取扱役に於ては此登録





を以て達しを受けたるものと心得べく此段相達候也

明治十四年一月

驛遞總官

前島

密

此の郵便週報は前島男が大内青巒氏と相談の上大内氏の主宰する鴻盟社から發せしめたもので、前年前島男が郵便の機關とするために援助して發行せしめた郵便報知新聞が、社長や社主の更送に依つて、同男の思ふ通りに行かず、普通の新聞となつてしまつたため、之に代へて發行を企圖したものであつた。尙同紙は後に驛遞局に於いて之を購入し郵便局に配布したが、明治十六年六月二十五日第三百十號を以て廢刊された。

次で明治十八年一月遞信公報の前身とも見るべき驛遞局報を發行した、同局報は同十九年四月遞信公報の發行に依つて廢刊した。遞信公報の發刊に當つて示された處は左の通りである。

來ル四月二十六日より遞信公報ヲ發刊シ遞信事務ニ關係アル勅令閣令及本省ノ令達告示ハ總テ公報ヲ以テ下達ス但内達及一局所ヘノ達ハ特ニ之ヲ發付シ且公報ノ附録ハ關係ノ局所ノミヘ下付ス

明治十九年四月二十四日

遞信大臣

榎本武揚

而して遞信公報は其の後左の公達の示す通り、一時（明治二十四年五月報知新聞、同二十五年四月東京日々新聞）新聞紙の附録として發行した時代もあつた。

公達第七十七號

來五月一日以降本省ヨリ遞信部内ニ發スル命令達示ハ報知新聞ニ掲載スルヲ以テ公達式トナス各局需用ノ分ハ其所屬經費ヲ以テ購求スヘシ

明治二十四年四月二十四日

遞信大臣伯爵

後藤象二郎

驛遞局報又は遞信公報に掲載された公達等で、施行期日の定めのないものは、最初は到達の即日から施行のことに定められたが、明治四十二年十月公達第七百十號を以て公布の日から起算し、滿二十日を経て施行することに改正された。

第五章 郵便物

第一節 郵便禁制品

第一款 安寧秩序を妨害し又は風俗を壞亂する物

安寧秩序を妨害する物を郵便禁制品とする規定は、明治三十三年九月制定の郵便規則中に初めて置かれ、それ以前には全然其の規定がない。然し之は規定がないから此の種の物の差出を許されたと見るべきではなく、例へば郵便條例第二百三十八條に「不良ノ事ヲ行ハシカ爲メ郵便ヲ用ヒタルモノハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」と規定せられたのに鑑みるときは、之が差出は禁止されてゐたものと考へられる。而して右明治三十三年九月の郵便規則中には「公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スヘキ文書、圖、畫其ノ他ノ物件」と規定し大正六年二月に「但シ犯罪捜査其ノ他ノ必要ニ依リ官署相互間ニ發著スルモノニシテ封緘シ且書留又ハ價格表記ト爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス」の但書を加へられ、昭和十三年四月制定の郵便規則に於いては「公安」を一般の用語に倣ひ「安寧秩序」と改正し、尙同時に多少用語を改正されたが、實質上に於いては同様の規定を置かれた。

風俗を壞亂する物に就いては、明治四年十一月の郵便規則中「書籍並見本品之貨錢並差出し方」の部に「一上木寫本之書籍並印刷致し候引札直段書類其他之廻文類寫眞繪圖面ニ至ル迄無封歟開キ封ニテ差出シ候ハハ左之貨錢ヲ以テ輸送可致尤書畫ハ勿論淫奔猥雜之書唱歌淨瑠璃唄本等遊興洒落之書類並妓樓娼家之札類ハ此例ニアラサル事」と規定して、一般の書類と取扱方を異にし、明治十六年の郵便條例に於いては「風俗を害すべき文書、畫圖、寫眞及物品は郵便物となすべからず」と規定し、續いて明治三十三年九月の郵便規則は前に掲げたやうに、安寧秩序を妨害する物件と併せて之を禁制品として今日に至つた。

第二款 危険性の物

郵便事業上危険を招來する物の差出禁止に就いては、古くから詳細に之を規定した。明治五年郵便規則を以て「一爆竝ビイドロ類ハサミ小刀剃刀針釘其外總テノ切モノ虫鳥獸魚ノ生肉生菓物並野菜酒漿水藥早附木焰硝類其他製藥類等烈シク火ヲ發スヘキモノ右等ノ品ノ如キハ郵便行囊ヲ損シトモニ入レアル他ノ書狀等ヲイタメ甚シキハ人ヲ害スル品物ナレハ決シテ差出スヘカラス右様ノモノ有之封物ト見受候節ハ其地へ留置キ差出人へ自身罷出可受取旨相達可申事と規定し、翌六年の郵便規則を以て之を「能ク箱詰等ノ手當無之爆竝ビイドロ類銃小刀剃刀針釘其他總テノ切モノ並ニ箱物ノ有無ニ不拘虫鳥獸魚ノ生肉……」ト改正し、郵便條例に於いては「毒藥、劇藥流動物、流動爆發燃燒腐敗シ易キ物、孵化スヘキ物、動物、植物、及鋒刃器、硝子器、陶器等ノ損傷シ易ク又他ノ郵便ヲ損害スヘキ物品」を禁制品と規定した。而して郵便心得を以て右の物品を下記括弧内の如く詳説した。一、毒藥（猛烈にして僅少の分量

にても直ちに人の生命を傷害すべきもの) 二、劇薬(毒薬の如く猛烈ならざるも用量によりて容易に危害を人に與ふべきもの)
 三、流動物(酒、油、醬油の類) 四、流動し易きもの(砂糖、練油、膏薬の類) 五、爆發し易きもの(硝磺、摺附木の類)
 六、燃焼し易きもの(硫黄、石灰の類) 七、腐敗し易きもの(鳥獸魚貝の生肉、果物の類) 八、孵化すべきもの(蠶卵其他
 虫、鳥類の卵) 九、動物(活きたる虫、鳥の類) 十、植物(生きたる草木の類) 十一、鋒刃器(庖丁、小刀、錐針の類) 十二、
 硝子器(硝子板、硝子板に寫したる寫真其他硝子製の器物) 十三、陶器(土石燒きの器物) 十四、右の外遞送中自ら損し易
 く或は他の郵便物を損すべきもの。

併しながら此の規定は嚴に過ぎ、物品送達の利便を減殺すること著しかつたので、明治十九年二月遞信省は左の説
 明書を附して之が改正方に付閣議を請ひ、同月太政官布告第四號を以て、禁制品の範圍を左の通り改められた。

新に定められたる危険性の禁制品

- 一 毒薬、劇薬、爆發燃焼し易き物品
- 一 流動物、流動腐敗し易き物、孵化すべき物、動物、植物、鋒刃器、硝子器、陶器等他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物
 品但十分ノ豫防ヲ爲シ郵便局若クハ郵便受取所ノ承認ヲ受ケタル後郵便ニ差出スモノハ此限ニアラス

説明書

郵便條例第十六條第一項ハ素ヨリ公衆郵便物ノ安全ヲ保護スルノ旨趣ニ違アラス而皆之ヲ郵送スル事能ハス其教育及農工商業
 傷シ易ク又他ノ郵便物ヲ傷害スヘキ物品ハ假令十分ニ豫防ノ装置ヲナシ毫モ傷害ノ虞ナキモノニテモ郵送スヘカラス試ニ其例
 證ヲ擧ケンニ種痘苗ノ如キハ其物タル流動體ニシテ其器硝子ナルニ依リ極メテ堅牢ナル木管ニ容ルルヲ以テ決シテ傷害ノ患ナ
 シト雖モ之ヲ郵送スル事能ハス其衛生上不便ヲ感スル事實ニ甚シト謂フヘシ其他蠶卵紙、虫類、植物類、鍼及小刀類、陶器ノ如

キ類能ク其豫防ノ装置ヲナストキハ曾テ傷害ノ恐ナキモノ殆ント枚擧ニ遑アラス而皆之ヲ郵送スル事能ハス其教育及農工商業
 ノ發達ヲ妨クル事蓋鮮少ナラサルナリ仍テ之ヲ考フルニ第一項中毒藥劇薬爆發燃焼し易き物ハ豫防十分ナルモ固ヨリ郵送ヲ許
 スヘカラスト雖モ其他ノ物品ハ豫防果シテ完全ニシテ傷害ノ虞ナキトキハ郵送ヲ許スモ決シテ支障アルナシ是故ニ本案ノ如ク
 第一項ヲ分テ二項トス其第一項ニハ何等ノ豫防ヲナスモ郵送ヲ許サル物品ヲ掲ケ第二項ニハ豫防十分ナレハ郵送ヲ許スヘキ
 物品ヲ擧ケテ其區別ヲ明ニシ以テ郵便ノ利便ヲ増進シ教育衛生及農工商業ノ發達ヲ助ケントス只々外國郵便ニ至リテハ萬國郵
 便聯合條約第五條ニ他ノ郵便物ヲ汚穢シ若クハ損害スヘキ性質ノモノハ遞送セサルノ明文アルヲ以テ之ヲ外國郵便ニ及ホス能
 ハサルカ故ニ第二百十四條ハ第十六條改正ノ爲メ自然影響ヲ及ホス所ノ文字改正ニ止メント欲ス

而して右第二項但書の規定に關聯して、同月十二日甲第三十六號驛遞局達を以て、取扱方ノ手續を定めた。其の要
 項は包装の堅固であつて、其の物品のために他の郵便物を損害するの惧なきものなることを確むること、差出人をし
 て其の物品名を上封の表面に記載せしめ、然る後上封の見易き箇所に承認の印を押捺すること、承認を與へたものは
 直に郵便に差出さしめ、其の郵便局所以外に持去らしめざること等である。此の手續は現在蠶種入第五種郵便物を封
 緘して差出しむる場合の手續と略々一致してゐる。

次で明治三十三年九月の郵便規則に於いては之を簡單に「爆發性、發火性又ハ危険性ノ物件其ノ他郵便吏員ニ危害
 ヲ加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フヘキ物件」と規定し、更に同四十二年十月「爆發性、發火性其ノ他郵便吏員ニ危害ヲ
 加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フヘキ物件但シ爆發性、發火性以外ノ藥品及生活セル病原菌並病原菌含有ノ疑アル検査材
 料ニシテ別ニ定ムル所ニ依リ特別ノ包装ヲ装シタルモノハ此ノ限ニ在ラス」と改正し、別に郵便物包装規則を改正し
 て其の包装方法を明かした。

現行の郵便禁制品に關する規定は左の通りであるが、其の第二號の内其他危険性の物とは、引火性の物、強酸化性の物、有害若くは悪臭ガス又は蒸氣を發生する物、強酸類等であり、又第三號中に新に毒物及劇物を加へられたが、之等の物は昭和十三年四月郵便規則を新に制定された際に、危険性の物の全部に互り再検討を加へて整理改正されたのである。

第十五條 左ノ物ヲ郵便禁制品トス

- 一 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖書其ノ他ノ物但シ犯罪捜査其ノ他ノ必要ニ依リ官署相互間ニ發受スルモノニシテ封緘シ且書留又ハ價格表記ト爲シタルモノヲ除ク
- 二 別ニ告示スル爆發性發火性、其ノ他危険性ノ物
- 三 毒藥、劇藥、毒物、劇物但シ官公署、軍隊、海軍艦船艇、軍需、醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商、製藥者又ハ毒劇物營業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シ差出スモノヲ除ク
- 四 生キタル病原菌又ハ病原菌含有若ハ附著ノ疑アル物但シ官公署、許可ヲ受ケタル細菌検査所、醫師又ハ獸醫ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シ差出スモノヲ除ク
- 五 郵便吏員又ハ郵便物ニ傷害又ハ損害ヲ與フルモノト認ムル危険性ノ物ニシテ第二號乃至第四號ニ該當セザルモノ但シ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シタルモノヲ除ク

尙從來は爆發性又は發火性の藥品類の如何なるものであるかは、一般の定義に依るものとし、只遞信部内へは告知の形式を以て通知されて來たが、此のやうな重大な事項は公衆にも汎く知らすことが必要であるとせられて、昭和十三年四月郵便規則改正の際に之が品名を告示された。

第三款 其の他の物

明治初年の郵便規則中には、風俗を壞亂する物及危険性の物以外に禁制品に關する規定は設けられてゐなかつたが、郵便條例に於いては金銀、寶玉をも禁制品とせられ、次で明治三十三年九月制定の郵便規則に於いては又之を禁制品から除外せられた。

又大正十二年一月に法令に依り、移出入を禁じた物件を移出入する場合は、之を禁制品とすることとせられ、後關東州との間に發著する郵便物に關しても、郵便規則を適用することとなつた際に、輸出入を禁ぜられた物をも之に含ませしめることとなつたが、昭和十三年四月の新郵便規則に於いては之を郵便禁制品中から除外した。それは法令に依つて輸出入又は移出入を禁ぜられた物は、郵便に依つて輸出入又は移出入する場合に於いても、當該輸出入又は移出入禁止法令に依る制裁を受け、更に郵便法上の禁制品差出の罪とする必要が認められない許りでなく、其の法令で定めた刑の中には、一般的に刑を定めた郵便法第四十六條の郵便禁制品差出の罪より軽いものもあり、之等の物品を禁制品とする必要がないと認められたからであつた。

第二節 通常郵便物

第一款 序 説

第一項 種類 の 變遷

明治四年三月郵便制度創始の際に於ける郵便物は通常郵便物然も書狀のみであつた。それが四年十一月の郵便規則では、日誌並に新聞紙、書籍類並に見本品を加へられ、明治六年十二月に郵便ハガキ紙を發行せらるるに及んで、略々今日の種類に匹敵する分類を生ずるに至つた。爾來毎年發行の郵便規則では、多少宛の改正はあつたが、明治十五年迄は大體其の儘で來たものと云へよう。明治十六年の郵便條例では、其の内容に就いても改正をなしたが、特筆すべきは此の法令で初めて第一種乃至第四種の區別を立て、今日の郵便物種類分類の根幹を作つたこと、即ち一、書狀二、郵便葉書三、毎月一回以上發行する定時印刷物及其の附録四、書籍帳簿各種の印刷物寫眞書畫繪圖野紙商業品の見本及雛形の分類がこれである。明治十八年一月からは第二種中に往復葉書、同二十二年十月からは第四種中に農産物種子を加へ、同二十八年三月からは一種を追加して第四種中の農産物種子を第五種となし、明治三十三年三月に郵便法の制定となり、其の内容にも多少の變更を加へて今日に至つてゐる。而して明治四十年三月郵便法第十八條第一項に命令の定むる所に依り、其の料金を低減することを得る旨の但書規定が追加せられて以來、無封の書狀(現在の印

刷書狀)、盲人用點字の書籍、印刷物、業務用書類なるものが出現したが、之は郵便法第十八條に於いて定められた種類の小分とも云ふべきもので、其の基本に就いては變化はない。

第二項 種類 の 認定

郵便物の種類は差出人の意思如何を問はないで、其の郵便物の客觀性に依つて、之を認定することは今も昔も變りはないが、引受郵便局と他の郵便局との間で、意見の相違を來した場合には如何に取扱ふか。之に就いて明治二十六年四月公達第二百二十八號は「郵便物種類の甄別は差立局の認定に依るべし、但し明瞭なる誤謬ある場合は此の限に「あらず」と定め、同二十八年三月公達第百十號は前掲達の但書を改正して、「若し認定を異にするものもあるも、尙ほ前項に依り配達を了したる後差立局に照會すべし」となしたが、同年四月新潟郵便電信局の照會に對しては、「尙誤謬明瞭なるものは郵便物の性質に依るべし」としてゐる。而して明治三十三年十二月には、改めて公達第七百十七號を以て、郵便物種類の甄別は引受局の認定に依るべし、配達局に於いて認定を異にするものあるときは尙前項に依り配達を了したる後引受局に照會すべし」と定めたが、其の後此の規定の趣旨は郵便取扱規程中に編入せられて現在に到つてゐる。

第三項 記 載 事 項

此處に記載事項と云ふのは郵便物の外部又は内部に或る事項を記載した場合、元來ならば別箇の種類郵便物となるべきものを、特に許容して尙原種類に依つて取扱ふことの意である。而して之が規定は幾度か變更されたが、以下之を郵便葉書と第三種乃至第五種とに區別して述べる。

郵便葉書は明治六年十二月一日から使用することを認められたが、其の當時發行の二つ折葉書の一部に、使用規則が印刷してあつて、其の内に「此はかき印紙ノ面ニ郵便切手等ノ模様有之部へ先方ノ宿所姓名ヲ限り認ムヘシ」の一項がある。次で明治十三年七月梓調第八十五號達を以て「葉書ノ表面ニハ宿所氏名ノ外ハ認ムヘカラサル規則ニ候得共至急要用等ノ文字或ハ年月日ヲ認メアルモノハ寛恕ニ附シ其儘遞送配達苦シカラサル事」とし、同十五年梓調第十五號四十號郵便葉書取扱手續中を以て、表面に書留、別配達別仕立、郵便局留置等規則に掲げたるもの、並に年月日投函至急要用平信等の文字を記載したるものは其儘取扱ふこととし、同三十二年五月仙臺郵便電信局の照會に對し、宿所氏名の外に電信略名及電話番號を記載し差支なき旨を指令する等、漸次或種事項の記載を事實上認め、又其の範圍を擴張して來たが、明治三十三年九月郵便規則制定に際しては、第十五條を以て一定の事項を記載することを正式に認め、左の通り規定した。

第十五條 郵便葉書ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限り之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ宿所氏名、身分職業及商標等
- 二 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語

郵便葉書ハ原形ノ儘使用シ契約書、委任狀若ハ受領證等ト爲サムカ爲メ收入印紙ヲ裏面ニ貼付スル場合ヲ除クノ外何等ノ物品ト雖添付スルヲ得ス

前二項ノ規定ニ違反シタル郵便葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

而して同四十年三月には、同條を改正して差出人及受取人の稱號、送達上郵便局所に必要なる注意を示す語辭、郵便繪葉書の表面下部三分の一以内に通信文等を記載することを認め、大正七年三月右繪葉書下部三分の一とあるを二

分の一に改め、同八年九月送達上郵便官署に必要な注意の下に徽號を加へ、同十二年十一月には、所謂震災葉書の發行を機とし同條を全面的に改正して左の通りとなした。

第十五條 郵便葉書ノ表面ニ設ケタル宛所欄内ニハ受取人ノ宿所氏名、郵便取扱上ノ指定書留、留置、通知等ノ類スヘキ徽號ヲ限り記載シ欄外ニハ差出人ノ宿所氏名、通信文其ノ他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得

宛所欄ノ設ナキ郵便葉書ノ表面ニハ前項宛所欄内ニ記載シ得ヘキ事項ノ外差出人ノ宿所氏名ヲ限り記載スルコトヲ得

同十四年四月には同條の規定を略し明治四十年三月規定のものに戻し、昭和十三年四月の新郵便規則に於いては、從來の之に關する通牒類をも併せて整理し左の通り規定した。

第二十八條 郵便葉書ノ表面ニハ差出人ノ居所及氏名並ニ左ノ事項ニ限り之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ身分、職業、商標其ノ他ノ稱號、電話番號、振替貯金口座番號、電報略號、郵便私書函番號、取引銀行ノ名稱、發送番號

- 二 至急、貴酬、机下等ノ慣用語、日時、敬稱

- 三 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス事項

私製葉書ノ表面ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ニ限り之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 郵便葉書ノ表面ノ記載方ニ關スル注意

- 二 郵便切手ヲ貼付スル位置及郵便料金ニ關スル注意

- 三 單純ナル輪廓

明治四年十一月の郵便規則中に於いては、日誌並に新聞紙に就いて「日誌新聞紙之内エ用向之文言ハ勿論聊ニテモ

書狀ガカリタル文面書入有之時ハ其日誌新聞紙ヲ總テ書狀ト見ナシ」又書籍類並見本品に就いて「送り先之姓名宿所並送り人之名前其外商業ニ用ユル店印等之外ハ相場書直段書引札類ノ文言其他見本品差送り候云々ニ至ル迄版行ニテモ筆書ニテモ決シテ書載セ張り付又ハ差入ルヘカラス若シ此規則ニ違ヒ條節ハ不殘書狀ト見ナシ」不足賃錢を徴收する旨を定め、其の後年々公布の郵便規則も此の方針を踏襲して一切の事項の記載を認めなかつた。明治十六年の郵便條例は第三種第四種郵便物に音信文又は暗號隱語を筆書するときは、第一種郵便物となすへしと規定して稍文字を緩和したが、依然正式に各種事項の記載を認めたものと云へなかつた。然し實際上の必要は規定に先行したため、翌十七年八月農商務省は左の伺出をなし、同年九月伺の通りとの指令を受けてここに積極的に一定事項の記載を認めることの端を開いた。

農商務省伺

新聞紙雜誌等ノ結束帶紙へ購讀者ト發行人ト豫約スル該紙冊類前收金ノ期限年月日ヲ記入郵送致度趣出願之向有之候處郵便條例第八條ニハ音信文又ハ暗號隱語ヲ筆記スルトキハ第一種郵便物トナスヘシトノ明文有之候得共當ニ豫約前收金ノ期限年月日ノミヲ記入ノ義ハ敢テ暗號隱語ニ該當候トモ決シ難ク殊ニ是迄進呈寄贈又ハ差立ノ年月日等ハ音信文ヲ記入セシモノト見做サレル慣例ニ付豫約年月日記入ノ義モ該振合ニ準シ暗號ト見做サスシテ可然哉尤歐米等ノ郵便方法モ一ト通取調候處米國ノ如キハ前金滿期ノ時日ヲ刊行或ハ筆書スルヲ得ヘシトノ明文モ有之英佛等ノ各國ニハ音信文ノ性質ヲ具フル文字ヲ禁スルノミ年月日等記載ノ可否ハ見當リ不申候得共新聞業務及豫約用ニシテ音信文ノ性質ヲ具セサル事項ヲ印刷スルヲ得ルノ明條有之且ツ現物ニ附キテハ往々豫約ノ年月日記入ノモノヲ見請候向モ有之趣相聞候ニ付旁前文結束帶紙等へ豫約期限年月日記入ノ義ハ開置候テ可然哉此段相伺候也

訓示第二十三號

第三種郵便物ニ前金切レ代價ヲ乞フ、又ハ前金滿期ノ月日等單ニ新聞雜誌ノ代價請求ノ爲メニ記載スルモノハ尙ホ第三種郵便物トシテ取扱フヘシ

明治二十三年七月廿五日

遞信大臣 伯爵 後藤象二郎

訓示第十九號

第三種及第四種郵便物ノ自體又ハ包裝ニ單ニ交換ヲ求ムルノ意ヲ表スル數文字ヲ記載シタルモノハ尙第三種又ハ第四種郵便物トシテ取扱フヘシ

但シ從前ノ指令等ニシテ本訓示ニ牴觸スルモノハ取消ス

明治二十六年九月十九日

遞信大臣 伯爵 黒田清隆

公達第三百八十八號

第三種又ハ第四種郵便物ノ自體及上封ニ左ノ事項ヲ筆書スルモ尙第三種又ハ第四種郵便物トシテ取扱フヘシ
但本達ニ牴觸スル從前ノ達指令ハ廢止ス

明治二十六年十月十三日

遞信大臣 伯爵 黒田清隆

第三種及第四種郵便物全般ニ筆書シ得ヘキ事項

- 一 訂正補脱ノ文字及之ニ用ユル符號、二 不用文字塗抹ノ爲メニスル線點ノ類、三 讀者ノ注意ヲ惹ク爲ニスル線點ノ類、
 - 四 着色、五 在中物品ノ品目、數量ヲ示ス成語、六 見本雛形納本ノ文字、
 - 七 年月日時、身分、職業、地名、住所、氏名、年齢、家號、商標、記號及官廳、會社、協會其他法人ヲ表明スル名稱
- 但本來通信文ノ性質ヲ具備スル印刷ニシテ其自體ニ宛名人ノ氏名ヲ筆記シ直ニ其宛名人ニ送達スルトキハ第一種郵便物ト

第五章 郵便物

シテ取扱フ

- 八 閣下、貴下、侍史等ノ敬語、九 至急、要用、等習慣上脇書スル成語
- 十 贈與ノ意ヲ表スル成語、十一 交換、熟覽、批評ヲ求ムルノ意思ヲ表スル成語
- 第三種及第四種郵便物中特定ノモノニ限り筆書シ得ヘキ事項
- 十二 印刷物ニ件名、品名、數量、價格ヲ示ス成語
- 十三 印刷物下摺ニ本摺ニ付スルコトヲ求ムルノ意思ヲ表スル成語又ハ更ニ下摺ヲ求ムルノ意思ヲ表スル成語
- 十四 新聞紙雜誌ニ前金切レ、代金ヲ乞フ、又ハ前金満期ノ月日等單ニ代價ノ請求ヲ示ス成語
- 十五 營業品ノ見本雛形ニ價格數量
- 十六 寫眞ニ撮影セシ物象ノ説明ニ係ル成語
- 十七 農産物種子ニ播種ノ時期ヲ示ス成語

告示第四十四號

第三種及第五種郵便物ニ使用スル帶紙又ハ包裝紙ニハ音信文其他音信ノ意味ヲ有スル文字ヲ記載若クハ印刷シタルモノヲ用ユルコトヲ得ス若シ此等ノ文字ヲ筆書シタル紙片ヲ用ヒタルトキハ第一種郵便物トシ其ノ印刷シタルモノヲ用ヒタルトキハ第四種郵便物トシテ取扱フヘシ

第四種郵便物ニ使用スル帶紙又ハ包裝紙ニハ音信文其他音信ノ意味ヲ有スル文字ヲ筆書シタルモノヲ用ユルコトヲ得ス若シ此等ノ紙片ヲ用ヒタルモノアルトキハ第一種郵便物トシテ取扱フヘシ

明治三十二年二月十五日

逓信大臣 子爵 芳川 顯正

續いて明治三十三年九月公布の郵便規則に於いては、之等の事項を整理し、又新に必要と認むるものを加へて、左

の通り規定した。此の規定に就いて注意を要するのは、其の第三項に示すやうに規定以外の事項を記入し、又は別に記載して添付した通常郵便物は、總て第一種郵便物として取扱ふこととしたことと、第一項本文に見る通り、新に小包郵便物に就いても同様の事項の記載を認めるに至つたことである。

第十條 第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ハ其ノ外部ニ左記ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ宿所氏名
 - 二 差出人及受取人ノ身分、職業、商標等
 - 三 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
 - 四 贈呈納本等ノ慣用語
 - 五 定期刊行物ニ前金切レ又ハ何月何日限り前金滿了等ノ慣用語
 - 六 送達上必要ナル注意ヲ示ス語辭
- 前項郵便物ニハ其ノ内部ニ前項各號ノ外尙左ノ事項ニ限り之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得
- 一 名稱、番號、數量、金額、寸尺、重量
 - 二 定期刊行物、書籍、印刷物、書、畫、圖、業務用書類ニ正誤、注意、點、線、批評ノ類
 - 三 圖、畫及寫眞ニ説明又ハ著色
 - 四 商品見本及雛形、農産物種子、及博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ確知スル爲メ必要ノ事項
 - 五 農産物種子ニ播種ノ時季及説明
- 前二項以外ノ事項ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付シタル郵便物ハ第三種乃至第五種郵便物ノ場合ニ在リテハ第一種郵便物トシテ取扱ヒ小包郵便物ノ場合ニ在リテハ之ヲ差出人ニ還付ス

次で明治四十年三月の改正で、第一項第二號中に其の他の稱號を加へ第四號を「贈呈、納本、注作品等四字以内ノ

送達上ノ慣用語」第六號を「送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭」と改正し、第二項第六號として「名刺に四字以内ノ慣用語」を加へ、第三項中から所定事項以外の事項を記入し、又は別に記載した通常郵便物を第一種として取扱ふ旨の規定を削除したが、之は右規定が通信文を記載したものに就いては、郵便法第十八條第三項及第四項の規定があり、又通信文以外の事項を記載したものに就いては、之を第一種とすることは不穩當であるために改正したものである。又大正六年五月第二項第一號を「郵便物ノ名稱、番號、數量、價格、寸尺、重量」と改正した。尙右郵便規則中の規定とは別に明治三十九年五月通法乙第七百九十四號通牒を以て、第三種郵便物の封皮に郵便規則第十條第一項又は第二項第一號第二號以外の事項（通信文を除く）を印刷して郵便に差出したものは、第三種郵便物と第四種郵便物とを合装したものと認め取扱ふ、又大正十四年九月大阪逓信局への指令を以て、低料の取扱を受ける約束郵便物の外部に規則第十條第一項以外の事項（通信文を除く）を印刷したものは異種合装の例に依り、約束郵便に非ざる第四種郵便物と同一に取扱ふ旨を定めたが、此の異種合装の觀念は、郵便物の外部記載事項に關する右の郵便規則第十條第一項規定の意義を、非常に曖昧にした感があつた。

而して其の後尙通牒を以て種々補つて來たものがあつたので、昭和十三年四月の新郵便規則では更に之を整理して、左の通り規定した。此の規定に就いて注意を要するのは從來各種の慣用語は四字以内となつてゐたのを五字以内と改めたことと、所定事項以外の事項（通信文を除く）を郵便物の外部に記載し又は記載して添付した通常郵便物は、其の前迄は異種合装の觀念で取扱つて來たのを、一切成規違反のものとして還付することとしたことである。

第五十三條 第三種郵便物ノ外部ニハ差出人ノ居所及氏名並ニ左ノ事項ニ限り記載シ又ハ別ニ記載シテ之ヲ添附スルコトヲ得

一 差出人及受取人ノ身分、職業、商標、其ノ他ノ稱號、電話番號、振替貯金口座番號、電報略號、郵便私書函番號、取引銀行ノ名稱、發送番號

二 至急、貴酬、机下等ノ慣用語、日時、敬稱

三 贈呈、納本、註文品等五字以内ノ慣用語

四 「何年何月何日第三種郵便物認可」ノ文字、郵便物ノ種類及在中品ノ種類、名稱、番號、數量ヲ示ス文字

五 前金切レ、何月何日限り前金切レ、乞送金等ノ慣用語

六 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス事項

七 封筒若ハ帶紙ニ其ノ印刷所、製造所、賣捌店ノ所在及名稱又ハ荷札ニ其ノ名稱、特許者ハ實用新案登録番號、製造所ノ所在及名稱

第三種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得

一 名宛人ノ居所及氏名 二 在中品ノ價格及重量 三 正誤、注意、點、線、批評ノ類

第三種郵便物ノ内部ニ前項ノ規定ニ依り記載シ得ル以外ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附シタルモノハ異種ノ郵便物ヲ合装シタルモノト看做ス

第六十一條 第五十三條及第五十四條ノ規定ハ第四種郵便物ニ之ヲ準用ス

第四種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得

一 在中品ノ大サ 二 名刺ニ五字以内ノ慣用語 三 寫眞、畫又圖ニ説明

四 商品ノ見本及雛形、博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ示スニ必要ナル事項

第六十三條 第五十三條及第五十四條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五種郵便物ニ之ヲ準用ス

第五種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外播種又ハ孵化ニ關スル事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得
第六十八條 第五十三條第一項及第二項ノ規定ハ小包郵便物ニ之ヲ準用ス

尙無封の書狀の外部又は内部記載事項に就いては、明治四十年三月第三種乃至第五種に關する規定を準用することとし、昭和十三年四月の新郵便規則では印刷書狀は印刷物と同一の取扱をなすこととした。

第四項 添 附 物

茲に添附物と云ふは、前項の記載事項と同じく或る物を添附するときは、本來ならば別箇の種類の郵便物となるべきものを依然原種類に止めることに就いて定められた物のことである。而して其の一部のものに就いては、既に前項に於いて述べ又第三種郵便物の附録に就いては其の項に於いて述べた。

郵便條例以前には添附物に就いては、別に規定されなかつたが、明治二十四年六月廿木郵便電信局からの伺に對し、商品見本に藥用方法を筆記したものを添附したのも、尙第四種として取扱ふべしと指令し、同二十六年十一月公達第四百四十九號を以て、第三種又は第四種郵便物に添附した送狀、若くは目錄書は印刷筆書を問はず、之を添附したる郵便物と同一種類のものと見做し取扱ふべし、但し送狀又は目錄に送達の意味を表する語句の外に通信文を記載したるものは此の限にあらざと達した。

明治三十三年九月の郵便規則に於いては、定期刊行物及印刷物には、其の發行者に於いて其の記事に關する物品にして其の本紙又は印刷物の重量を超過せざるもの限り、綴込又は貼附することを得る旨の規定を設け、同四十五年三月東京逓信管理局への指令を以て、無封の書狀及印刷物には郵便切手を貼附せず且つ自己の宿所氏名を印刷した封筒一枚を注文のために添附し得ることとしたが、大正二年七月印刷物の差出人は注文用に充つるため、自己の宿所氏名を印刷した封筒一枚、同七年三月、定期刊行物には其の發行者に於いて郵便振替貯金拂込用紙一枚を限り添附することを得ることに改め、昭和六年七月には定期刊行物に就いて、發行者に於いて、自己宛の宿所氏名を印刷した私製葉書一枚を添付し得ることとした。

印刷書狀は明治四十年四月十日から認められたが、當初は添附物に就いての規定がなく、只前掲四十五年三月東京逓信管理局への指令の通り郵便切手を貼附しない封筒一枚を限り添附し得ることとし、翌大正二年七月に至つて、之に返信用に充つるため、封筒、通常葉書若くは返信用文を印刷したもの一枚を限り添附することを得ることとし、大正十五年九月、右の封筒には相當料金の郵便切手を貼附するも差支ないことに改めた。

又市内郵便は明治四十二年十一月から其の取扱を開始されたが、右の内書狀には其の全部に對し同様に返信用の郵便葉書、郵便切手、封筒又は印刷した各種の用紙並に之に必要な収入印紙を封入した場合に限り之が添附を妨げずとし、大正二年七月、無封書狀にも封筒、通常葉書若くは相當料金の郵便切手を貼附した私製葉書に差出人の宿所氏名又は返信用文を印刷したもの一枚を限り添附することを認め、後大正十五年九月右の封筒には相當料金の郵便切手を貼附するも差支なしとした。

郵便葉書の裏面に収入印紙を貼附したものの取扱方に關する規定は前項に於いても一部之を掲げたが、之に就いては明治十七年十二月達乙第十九號を以て「驛遞總官から郵便葉書を諸證書に用ふるとき、其の裏面へ證券印紙を貼附し、郵便に差出すも葉書の效用を失はず」と達せられ、明治三十三年九月公布の郵便規則に於いては「契約書、委任

状、受領證等とする爲、收入印紙を裏面に貼附差支なし」とし、現行規定も亦同様である。尙明治三十八年八月東京稅務監督局からの照會に對し通信局は「送状、商品賣買仕切書となす爲の收入印紙の貼附は差支なし」と回答してゐる。

第五項 異種の物の合装

種類の異つた物を合装した郵便物の取扱方に就いては、明治四年十一月の郵便規則中に「萬一日誌新聞紙中ニ郵便切手無之封物差入有之時ハ是ヲ取出シ賃錢先拂狀之例ニ可取扱事」「聊タリ共無切手ノ封物或ハ書狀ノ類書籍見本品之内エ差入ヘカラス若シ右様ノ封物アラハ取出シ先拂書狀賃錢ノ例ニ可取扱事」なる規定を設けたが、郵便條例に於いては異種の郵便物を合装するときは、總て其種類中高額税を課すべき郵便物として、又第二種郵便物を他種の郵便物と合装するときは、總て第一種郵便物として取扱ふことに改め、郵便法に於いても同様規定した。尙同じく第四種の内であるが、商品見本と之と關係のない印刷物とを合装したときはどう取扱ふかに就いて、明治四十一年六月、商品見本の制限重量以内なるときは、第四種として取扱ふべしとの指令がある。

第六項 容積及重量

一 容積

通常郵便物の内書狀に就いて、明治四年三月郵便創始の際に於いては、長曲九寸巾三寸迄に限るとしたが、同年十一月の改正郵便規則には之を制限する規定はなかつた。而して實際には特に取扱困難な程大きいものはなかつたものとも考へられるが、明治十四年一月備前八濱局からの伺出に對し、萬一郵便行李に納め入ることの出来ない大封筒は其の趣を以て斷るべきことと指令してゐる。次で郵便條例では郵便物の大きさを、總て曲尺にて長一尺二寸幅八寸厚五

寸迄とし、明治三十二年二月、之を長さ一尺三寸幅八寸五分に改め、昭和六年八月から長さ四十センチメートル幅二十五センチメートル厚十五センチメートルに、又昭和十三年五月からは臨時産業合理局内に設置された用紙標準化委員會で決定の角型一號封筒 (90×30mm) に依るものの取扱を可能ならしむるために、幅二十五センチメートルを三十センチメートル迄に擴張した。

第三種乃至第五種郵便物に就いては、明治四年十一月の郵便規則を以て、書籍並に見本の大きさは長一尺、幅七寸、厚三寸迄と定め、同九年の郵便規則では曲尺長一尺二寸、幅八寸厚五寸迄とし、尙同十年から同十二年迄の郵便規則中には各開港場間に郵便を以て往復するものは長二尺、幅厚共一尺迄のものは不苦との但書を附されてあつた。郵便條例以後に於ける之が變遷は、書狀に就いては前に述べた通りである。尙明治三十二年四月から通常郵便物の長さ一尺二寸を一尺三寸に、幅八寸を八寸五分に改めたのは、明治二十八年農事獎勵のために設けた第五種農産物種子中最も重要な蠶卵の臺紙が古來全國を通じて長一尺一寸七八分に製造されてをり、從來の寸法を以てしては之に充分な包装を施すことが出来なかつたのに鑑みて改正されたものである。

二 重量

有封書狀に就いては、最初から何等の制限を設けられてゐない。只明治十四年一月備前八濱局からの伺出に對し、遞送量目の關係上格別重量のものは斷わるべきことと指令してゐるのを見るだけである。従つてここに述べるのは印刷書狀及第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物に就いてである。而してここに云ふ重量も最高重量の制限の意であつて、最低重量に就いては今日迄全然規定せられてゐない。

第三種乃至第五種郵便物の制限は、明治四年十一月の郵便規則を以て書籍並に見本の目方は三百匁に限るとし、同六年には二百匁、同十三年には又三百匁、郵便條例に於いては營業品の見本及錐形に限り四十八匁、同二十二年八月には之を百匁に改め、明治三十三年九月公布の郵便規則も同様に規定したが、昭和六年八月郵便にメートル法採用の際第三種乃至第五種は一キログラム、商品見本及錐形は三百五十グラムとなし、昭和十二年四月第三種乃至第五種を一キログラム二、商品見本及錐形を三百六十グラムに改正した。

以上とは別に郵便物中簡別的に制限を設けられたものがある。印刷書状は明治四十年四月から認められ、其の當時には別段の制限はなかつたが、昭和十三年四月公布の郵便規則に於いて印刷書状は第四種郵便物中の印刷物と同一の取扱をなすことと規定せられたため、此の時から新に制限を附せられることとなつた譯である。又盲人用點字の書籍、印刷物及業務用書類は第四種に屬するものであるから、重量の制限も第四種としての制限に従ふべきものであるが、盲人の福祉増進のため、昭和十三年四月公布の郵便規則を以て之を三キログラム迄に擴張した。尙廣告郵便物、軍事郵便物及選舉郵便物の重量制限に就いては、各其の款項に於いて之を述べた。

第二款 第一種郵便物

第一項 書状

郵便制度が書状の送達を目的として開設されたことは、洋の東西を問はず一致するところであり、自然の數とも云ふべきであらう。明治四年三月一日我國に初めて郵便制度を布いた時に於いて、取扱つたものも書状のみであつた。

書状の意義に就いては別段説明を要しない程であるが、後通信文の記載を主とする郵便葉書の出現、及印刷した書状の取扱等に關聯して、一應は書状の意義を定める必要が生じて來たので、明治三十三年九月制定の郵便規則は、書状とは全部或は幾部を筆記したると印刷したるとに關せず、特定の人に對する通信文であつて、郵便葉書に依らないものを謂ふと定義し、昭和十三年四月の郵便規則は之を改正して書状とは特定の人に宛てたる通信文を記載したものであつて、郵便葉書に依らないものを謂ふとしたが、其の趣旨に就いては別段變りはない。

又通信文とは如何なるものかに就いて疑義は屢々起つたが、之に關する指令又は通牒中「代言人等ノ其ノ原告本人へ宛訴狀ノ寫又ハ原稿ニ葉乃至三葉ヲ假綴トナシ差出シタルモノハ既ニ簡様ニ訴狀ヲ差出シタリトノ意味又該原稿ハ簡様ナル訴狀ニテハ如何トノ意味隱然有之モノニシテ畢竟通信ノ手數ヲ略シアル迄ノモノニ付第一種トス（明治二十年三月熊本遞信管理局へ指令）」「帶封シタル裁判々決書謄本ハ簿冊トナシタルモノハ第四種然ラサルモノハ第一種トス（明治二十五年六月横濱郵便電信局へ指令）」「人民ヨリ差出シタル屆書類ニシテ町村役場又ハ郡區役所ニ於テ之ヲ編綴シ上級廳ニ進達スルモノノ如キハ直接通信ヲ有スルモノニ付第一種トス（明治二十九年二月鹿兒島郵便電信局へ指令）」「保險會社ヨリ保險掛金受領書ヲ掛金ヲシタルモノニ宛差出ス場合ハ第一種トス（明治三十八年七月東京郵便局へ指令）」「保險申込書ヲ其申込人ヨリ名宛保險會社ノ代理店ニ差出シ其代理店ニ於テ取纏メ本社又ハ其支店へ轉送スル場合ハ第一種トス（明治三十九年四月通法乙第三千六十五號通信局通牒）」は注目すべきものである。

第二項 印刷書状

印刷した書状を特に低料で取扱ふこととしたのは、明治四十年四月からで、當時の規定は「印刷シタル無封ノ書状

ハ其ノ料金ヲ十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢」とすとなつてゐたが、同四十年九月からは運送狀、保險申込書の類であつて大部分を印刷したものを加へ、大正六年七月から、其の範圍を擴張して全部印刷した無封の書狀及盲人用點字の無封の書狀の外に、(一)官公署、公共團體、社寺、學校又は營利を目的としない法人若くは團體から發するもの、(二)營業者から其の營業に關して發する報知書、送狀、契約申込書、契約の承諾又は拒絕書、請求書、督促狀、計算書、見積書、明細書、受領書で大部分を印刷した無封の書狀も之に屬することとしたが、營業者から發するものに就いて報知書以下の名稱を揚げたがために、實際上其の區別に關して種々な紛議が生じたのと、其の範圍が必ずしも適當でなかつたので、昭和十三年五月からは之を營業者から直接其の營業に關して發するものと改めた。又其の名稱は最初は無封の書狀と稱されてゐたが、其の名稱は誤解を招き易いので、昭和十三年五月からは印刷書狀と改めた。

又印刷書狀に就いては、普通の書狀以上に其の書狀であるか否かの判断が困難であつて、大正十四年九月郵業第五百二十四號を以て郵務局から「營業者ヨリ其ノ營業ニ關シ發スル報告書等ハ通信文ノ性質ヲ有スルモ之ヲ全部印刷シタル場合ニ於テハ常ニ必スシモ其ノ特定人ニ對スルモノト見ル能ハサルヘキヲ以テ總テ當該郵便物自體ニ就キ其ノ種別ヲ判定スベク尙郵便物ノ性質上會員、組合員、株主、選舉有權者等ノ如キ廣義ニ於ケル特定人ニ對スル情報ヲ目的トスルモノナル場合ニ於テ其ノ内容ガ通常ノ觀念ニ於テ特定人ニ對スル通信文ナリト明カニ解セラルルモノハ書狀、之ニ反シ特定人ニ對スル通信文ナリト解スルヲ穩當ナラスト認メラルルモノハ書狀ノ性質ヲ有セサルモノトシテ取扱フヘシ」と通牒されたが、尙斯様に通信文の意義を主題として、或る文書が印刷物なるか、印刷書狀なるかの紛議が絶えなかつたので、昭和十二年四月からは印刷書狀及印刷物の重量及料金額を同一にして其の煩を除き、更に昭和十

三年五月からは印刷書狀は印刷物と同一に取扱ふこととした。

第三項 第一種と同一に取扱はれる物

嚴格な意味での第一種郵便物は書狀のみであるが、他に第一種郵便物と同一の取扱を受けるものがある。郵便物の各種に該當しない物、或る種類には該當するかも知れないが封緘した物が之である。前者に就いては、明治初年の郵便規則中には之に就いての規定がなく、郵便條例で初めて何品を問はず此の條例に牴觸しないものは第二種郵便物となすことを得との規定を置いたが、郵便條例以前でも規定こそなかつたが、其の趣意は同一であつた。例へば明治八年二月栃木縣への指令には「證券界紙及び公私用の野紙の類は一の物品に屬すれば封緘の有無に不拘書狀同様の事」とあつた。又後者に就いては明治四年十一月の郵便規則中に「何品に不限封物に候はは總て書狀と見成し……」と規定し、郵便條例に於いては「封緘したる郵便物は第一種郵便物とすへし」、郵便法に於いては「前項各種に該當せざる物件及該當するも封緘したるものは第一種郵便物と同一の取扱を爲す」と規定してゐる。

第三款 第二種郵便物

第一項 通常葉書

郵便葉書の起原及我國に於ける郵便葉書の發行に就いては、別に郵便切手類の章に於いて之を述べるが郵便葉書は郵便創業後僅に二年にして出現し、其の使用方は久しく一般の慣熟するところとならず、尙種々な利用方をする者があつた。之に對し其の都度指令を發せられて來たゆゑ、明治十五年五月梓調十五第四十號達を以て、之を取纏めて左

の郵便葉書取扱手續を定めた。我國のやうに郵便葉書の利用の多い國に於いては、此の使用方法は極めて重要な事柄であつて、勢ひ詳細な規定を設けられたのであるが、此の手續は郵便條例の制定に依つて一部消滅し後之を廢止せられた。

第一條 左ノ一項若クハ數項ニ觸ルル葉書ハ信書ト看做シ「先拂」又ハ不足稅其ノ葉書ノ税金ヲ算入セス別ニ郵便切手ノ例ヲ貼用アルトキハ其切手ノ額ノミ通算ス以テ送達可取計事

- 一 一部若クハ數部ヲ截チ切り或ハ中央ヲ切り抜き或ハ欄彩外餘白ヲ切り取り又ハ破却シタルモノ
 - 二 紋彩稅額印面及ヒ欄彩ヲ削リタルモノ
 - 三 稅額印面ニ文字ヲ書下シタルモノ(第二條第二項ヲ除ク)
 - 四 表面ノ一部若クハ數部ヲ塗り消シタルモノ(第二條第八項ヲ除ク)
 - 五 紙其他ノ品ヲ貼付シタルモノ(第二條第四項第五項ヲ除ク)
 - 六 表面ニ宿所氏名ノ外文字相認メタルモノ(第二條第六項ヲ除ク)
 - 七 稅額印面ニ墨痕汚斑及ヒ磨損アリテ明瞭ノ檢査シ難キモノ并ニ郵便局外ニテ消印シタルモノ
 - 八 稅額印面ニ郵便切手貼用シ爲メニ葉書印面檢査シカタクモノ(第二條第十項ヲ除ク)
 - 九 葉書ヲ二ツニ折り糊封シタルモノ及ヒ葉書二枚ヲ合セ糊封シタルモノ
- 第二條 左ノ所爲ニ止マルモノハ尙ホ其効ヲ有スルモノニ付其儘送達可計事
- 一 少部分誤記ノ文字ヲ削リ取ルモ表面ニ貫カサルモノ且ツ紋彩ニ故障ナキモノ
 - 二 稅額印面ニ僅カニ筆末ノ相掛リタルモノ
 - 三 欄彩ニ文字相掛リタルモノ

- 四 他紙ヲ以テ少部分誤記ノ文字ヲ張り消シタルモノ
 - 五 郵便局若クハ配達ヲ受ケタル肩書ノ家ニ於テ本人ノ現住所又ハ不在等加記或ハ附箋シタルモノ
 - 六 表面ニ書留別配達別仕立郵便局留置等規則ニ據ケタルモノ竝ニ年月日投函至急要用平信等ノ文字ヲ記載シタルモノ
 - 七 表面ニ受取人宿所氏名ヲ認メ裏面ニ差出人宿所氏名ヲ認メタルモノ
 - 八 表面少部分書損ヲ塗抹スルモ紋彩ニ故障ナキモノ
 - 九 裏面ノ一部若クハ全部ヲ塗抹シタルモノ
 - 但其上ニ他色ノ墨ヲ以テ記載スルト否トニ拘ハラズ
 - 十 稅額印面ノ少部分ニ郵便切手ヲ貼リ懸ケ有之モ葉書印面檢査ニ支障ナキモノ
- 第三條 第一條信書ト見做シ取扱候葉書ハ悉ク配達局ニ於テ左ノ文例ニ倣ヒ本紙へ其事由付箋ノ上配達可取計事

付箋 文例

本紙ハ何々截チ切り有之又ハ紋彩ヲ削リニ付信書稅ヲ相拂フヘク候事

何年何月幾日

何地郵便局

局 名 印

又我國に於いて發行した萬國郵便葉書及同往復葉書を内國郵便に使用して差出すものあつたときは、其の儘送達して差支なき旨を、明治二十五年六月甲府郵便電信局へ指令してゐることも、郵便葉書の使用方法上注意すべき一項である。

第二種郵便物として私製葉書の認められたのは、明治三十三年十月から施行の郵便規則に於いてである。同規則に於いては

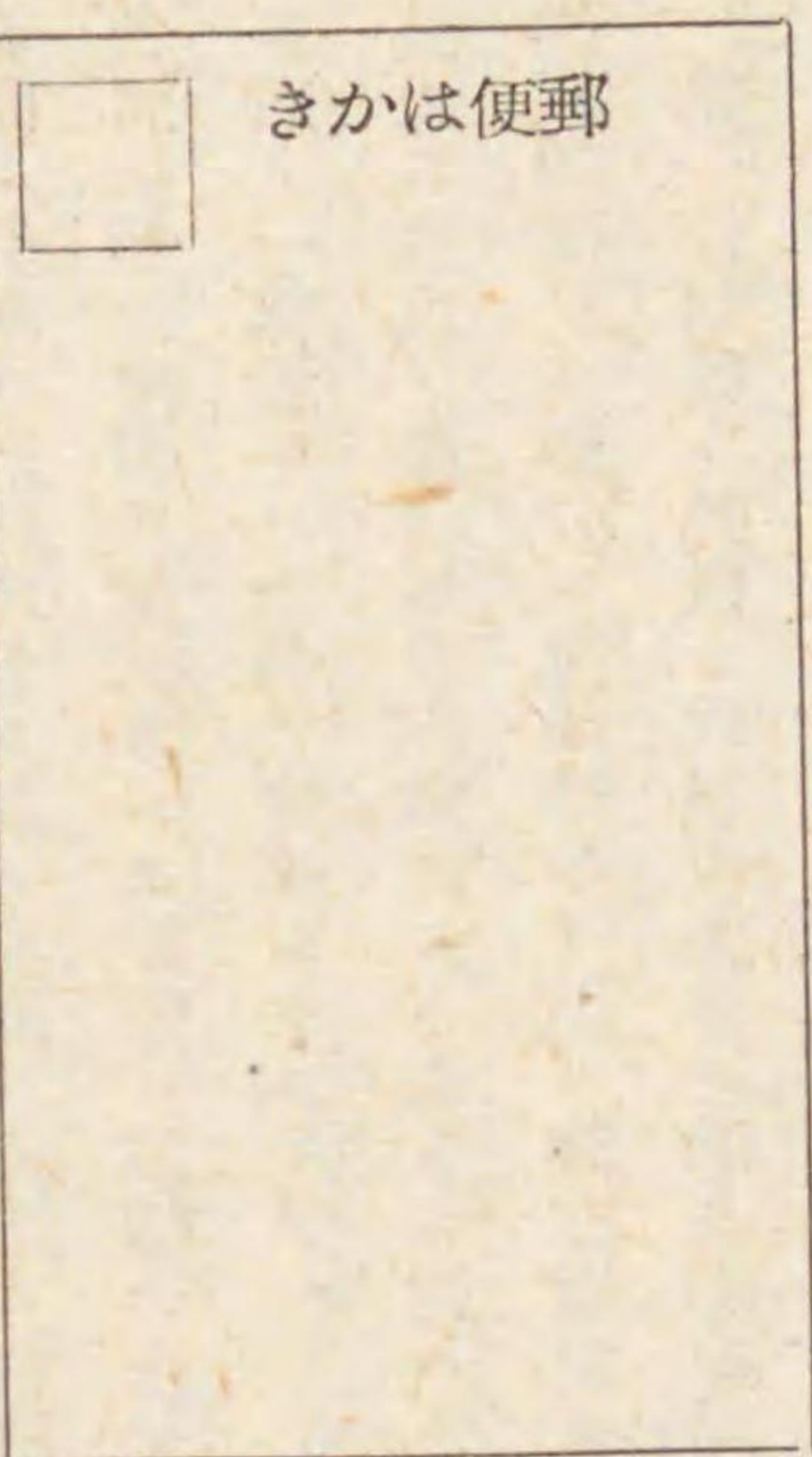
第十八條 政府ノ發行スル通常葉書ト同一ノ寸法及紙質ニシテ之ト同一ノ位置ニ「郵便葉書」ノ文字ヲ印刷シ之ト同額ノ郵便

切手ヲ貼附シタル私製葉書ハ通常葉書ト看做ス

私製葉書ニシテ前項規定ニ違反シタルモノハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

と規定した。而して同年九月十七日第二百五十八號を以て郵便規則第十八條私製葉書の製式は左の各項に依るべしと告示した。

一 表面ニハ脱色セサル印肉ヲ以テ左式ノ如ク鮮明ニ印刷スヘシ



二 表面ニハ前項ノ外圖畫及文字ヲ印刷スヘカラス但シ政府發行ノ通常葉書ト同一ノ注意文ヲ左右ニ印刷シ若ハ輪廓ヲ設クルハ妨ナシ

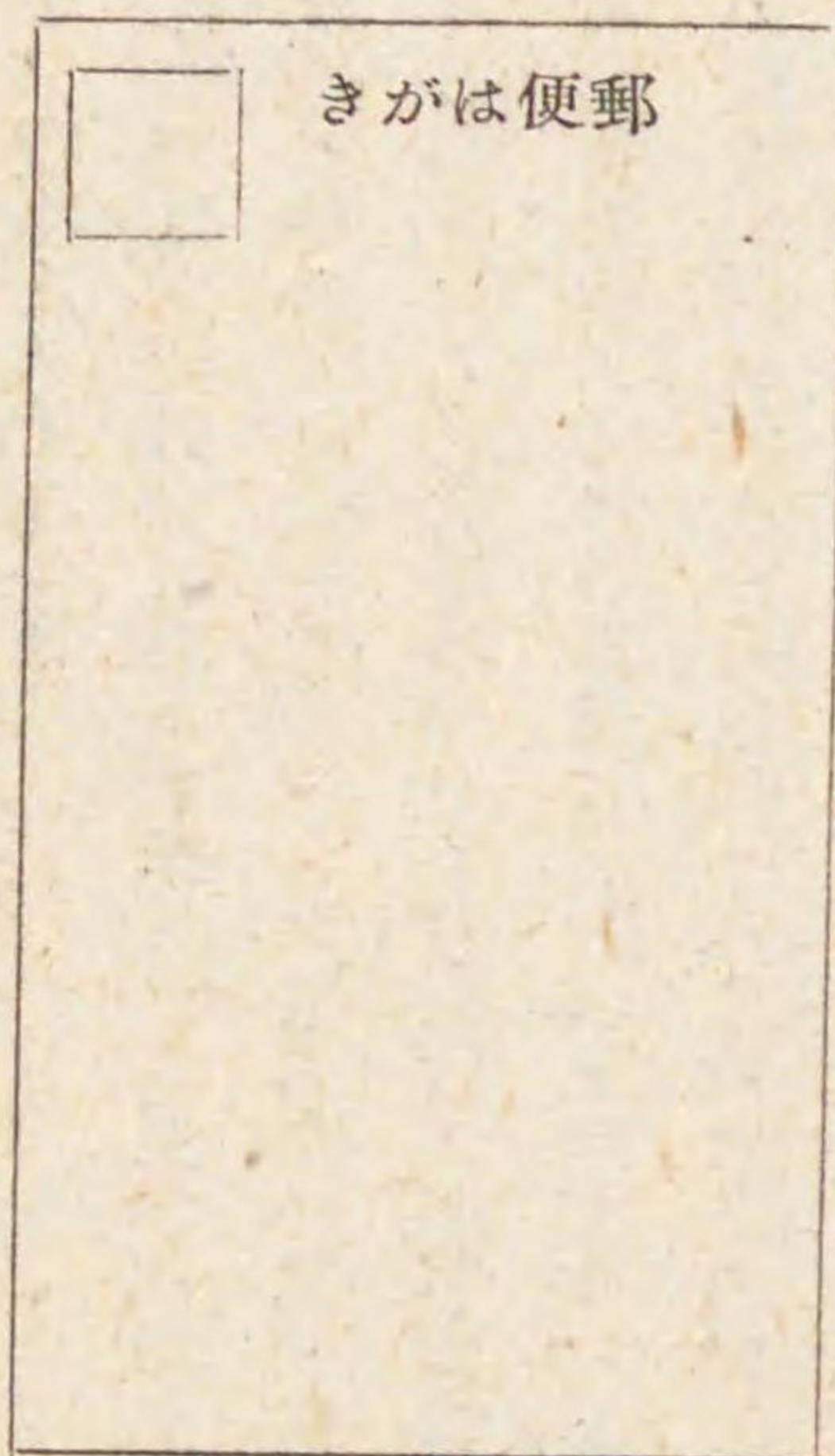
三 用紙ノ品質ハ堪力原料共ニ精良ニシテ政府發行ノ通常葉書ト同質以上ノ製品ト認ムルモノニ限り之ヲ同一紙質ト看做ス

四 用紙ノ量目ハ切手ヲ貼付シタルモノニシテ一枚五分以下六分以下ヲ以テ政府發行ノ通常葉書ト同一量目ト看做ス
五 用紙ノ寸法ハ縦四寸五分七厘以上四寸六分二厘以内横二寸九分二厘以上二寸九分七厘以内ヲ以テ政府發行ノ通常葉書ト同一寸法ト看做ス

又同年十月九日第三百九十七號を以て、郵便規則第十八條通常葉書の紙質とは原料、紙質、堪力、量目、製法の五項を包含するものなる旨を告示した。

次で明治三十六年十二月十七日の郵便規則の改正では、第十八條を「別ニ定ムル規定ニ依リ調製シタル私製葉書ハ通常葉書ト看做シ之ト同額ノ料金ヲ徴收ス」と簡單に規定し、新に省令第六十一條を以て、私製葉書製式規則を定め

た。此の新規則では私製葉書製式の條件を新に定めた事項も尠くないから参考のために之を左に掲げる。



第一條 私製葉書ノ表面ニハ脱色セサル印肉ヲ以テ左式ノ如ク鮮明ニ印刷スヘシ

第二條 私製葉書ノ表面ニハ前條記載文句ノ外宛名ノ記入ヲ妨ケサル限りハ左ノ事項ヲ印刷スルコトヲ得

一 郵便葉書ニ相當スル外國文字

- 二 萬國郵便聯合ノ文字及之ニ相當スル外國文字
- 三 政府發行ノ通常葉書ト同一ノ注意文又ハ切手貼付方ノ注意文
- 四 發行所、賣捌店ノ所在名稱
- 五 模様付輪廓但シ廣告文等或ル意味ヲナス文字ヲ用ウルコトヲ許サス
- 第三條 私製葉書用紙ノ品質ハ精良ニシテ靱力強ク且ツ曲折ノ虞ナク政府發行ノ通常葉書ト同質以上ノモノタルコトヲ要ス
- 第四條 私製葉書用紙ノ重量及厚サハ政府發行ノ通常葉書若クハ萬國郵便聯合葉書ヲ以テ其ノ標準トス
- 第五條 私製葉書用紙ノ寸法ハ縦四寸五分以上四寸七分以内横二寸八分以上三寸以内ヲ以テ其ノ標準トス
- 第六條 私製葉書表面ノ紙色ハ白色又ハ白色類似ノ色合タルヘシ
- 第七條 私製葉書ノ裏面ニハ他ノ郵便物ニ汚斑ヲ來スカ如キ著色ヲナスコトヲ得ス
- 第八條 透シ畫浮出ハ宛名ノ記入ニ妨ナク且第三條ノ主旨ニ抵触セサル限りハ之ヲ施スコトヲ得
- 第九條 外國郵便規則第七條ニ依リ調製シタル私製葉書ハ之ヲ内國郵便ニモ使用スルコトヲ得
- 第十條 本規則ノ規定ニ違反シタル私製葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

附 則

第十一條 明治三十三年九月遞信省告示第三百五十八號及同年十月遞信省告示第三百九十七號ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

又其の後私製葉書ノ製式に關シ「私製葉書製式規則第一條左式ノ「郵便はかき」ナル文字ハ必スシモ日本語ニ限定セズ外國語ニテ示シタルモノト雖モ尙私製郵便葉書トシテ取扱差支ナシ(明治三十八年七月二十二日通法乙第千六百八十六號)」「私製葉書ニシテ著色薄ク且取扱上差支ナキモノハ白色類似色合ノモノトシテ取扱支ナシ(同年十月十二日通法乙第

五千九百十六號)」の通牒を發せられてゐるが、此の通牒の趣旨は明治四十二年十月新に制定の私製葉書製式規則中に取り入れられてゐる。而して同新規則の前規則と異なる主なる點は、私製葉書ノ材料を紙に限定したこと、私製葉書に表示する郵便葉書ノ文字に就いて「私製葉書ノ表面ニハ其ノ上部又ハ側部ノ中央ニ郵便葉書タルコトヲ表示スヘキ本邦又ハ外國ノ文字ヲ明瞭ニ印刷又ハ筆書スヘシ但シ之ヲ併記スルモ妨ケナシ」とし、萬國郵便聯合其の他の文字ノ表示方に就いても、此の規定を準用することとしたこと、私製葉書ノ標準重量を一枚八分と規定したこと、及裏面に寫眞又は裝飾として薄い紙片、織物若くは木羽の全面を紙に容易に剝脱毀損の虞れのないやう密著せしめることを認めたことである。而して此の製式規則は大正十二年十月十四日限り廢止せられ、關係條項は郵便規則中に移され、趣旨に就いては其の後に於いても多く變りはないが、昭和六年八月郵便にメートル法を採用した際、其の寸法を縦十三センチメートル五以上十四センチメートル五以内、横八センチメートル五以上九センチメートル五以内、標準重量を三グラムと改め、尙昭和十三年三月の郵便規則で寸法を縦十二センチメートル八以上十四センチメートル五以内横八センチメートル五以上十センチメートル五以内と改めたが、之は紙の節約の趣旨に基き、日本標準規格に依るB列七番の大きさ(128mm×91mm)のものをも差出さしむることとするためであつた。

一旦使用した官製葉書を再び通常葉書として使用することは久しい以前から認められて來たが、之を再用する場合には勢ひ表面の名宛の記載方が混雜し宛所の判讀上支障を生ずるので、昭和十三年四月制定の郵便規則を以て之が使用を禁止せられた。

第三項 繪 葉 書

第五章 郵 便 物

繪葉書が初めて世に出たのは何時の頃か、それは郵便葉書の誕生と同様種々の説がある。野村徳氏は雑誌「交通」(明治三十七年四月三十日發行第三百十九號)に於いて

繪葉書は普佛戦争に依りて生れたることは前既に之を述べたりき。今其の發頭人たる「オリデンブルク」の書籍商「アー・シュヴァルツ」の説述する所に據りて其の由來を尋ね見ん。

北獨逸聯邦郵便葉書規則の施行せられし日、即ち一八七〇年七月一日より十六日間普魯西軍動員發令の日に於て繪葉書は世界に於て始めて使用せられたり恰も普佛戦争破裂前「シュヴァルツ」の舅姑は「マリエンバド」に在りたりしが、遽かに動員發令より軍隊輸送の爲路塞がり歸路頗る困難を極め辛うじて「マゲテブルグ」に到着したりし時「シュヴァルツ」は彼等に時局を報知せんが爲め、其印刷所にある砲隊圖を葉書に印刷し、尙ほ面白き短句を附して舅姑に送れり。

これ即ち世界に於ける繪葉書の創始にして爾後「シュヴァルツ」は此種の葉書を屢々戦地に在る朋友等に送りしことありき。然れども其の愈々商品として世に出現するに至りたるは一八七五年のことなりとす。彼は其自ら用るたる繪葉書に依りて、世人を驚かし充分に其價値を認識せしめたることを知りたるに依りて、彼の出版に成れる「フオルクスボテン」と云へる書籍中の挿畫の爲めに用るたる數多の木版を以て、繪葉書を調製發賣せんとを考を起し、同年秋二十五種の繪葉書を發行し、之の後幾干もなく再び二十五種を發行したりしが久しからずして「ドレスデン」に於ける「ベールブランド」美術出版所に於ても「シュヴァルツ」の考案に倣ひて繪葉書を發行するに至れり。

繪葉書の最初の目的は通信者所在地の土地風景を知人に紹介せしめんとするにありしことは獨逸語にて繪葉書に「アンジヒツカルテ」(景色端書)と云へる名稱を用うるに依つて明かなり。現時此種の繪葉書は熾んに行はれ、都市、温泉場、名勝の地到る處に、其土地の眞景を寫し出せる繪葉書を發賣し、旅行者は其地に到る毎に其土地の景色端書を買ひ求めて自から其土地を踏みたる紀念として、其土地より親戚朋友に宛て發送するを以て慣例とするに至れり。

と述べて、其の起原及沿革を叙してゐるが、一方塚本靖氏は同年十月我國に於ける繪葉書愛玩の波に乗つて發刊された雑誌「ハガキ文學」第一卷に「繪葉書の歴史」なる一文を載せてゐる。

繪葉書の起原は今より僅かに十七年前にあり當時獨逸國にて工業者が其の顧客に贈りたる廣告的の物を以て始とす。此考甚妙にして廣告の効力の著しかりければ各種の製造家商店等競ふて其家屋を繪圖にして之を發行する事となり。其の後の進歩は一層迅速にして現今にては獨逸國內到る處の都邑に其市街名所舊蹟近郊の繪葉書を見ざる所なきに至れり。此の風は次に佛蘭西及歐洲大陸全般に流布し其英國に入りしは正に六年前の事なりとす。繪葉書隆盛の氣運日に月に加はり英國にては從來其端書の大さ他國の物に比し小なりしも之を大にして畫圖を加ふるの餘地を得せしめ更に三年前より繪葉書の表面半分丈は通信文を認むるも差支なき事となれり。

何れにしても其の初めて郵便に利用されたのは獨逸のやうである。それが何時頃我國に渡來したかは一層之れを知るに困難であるが、前掲の「ハガキ文學」に巖谷小波氏が

余が始めて畫葉書を知つたのは左様……今から十數年前の事だ。其の頃獨乙に留學して居た友人から近來かう云ふのが流行ると云つて、風景の刷つてある葉書をよこした。余は頗る珍重して來る客毎にこれを示めたのに、誰も珍らしがらぬ者は無かつた。

と述べてゐることから略々其の年代が想像出來よう。

繪葉書に對して郵便規則上特別の保護を與へたのは、明治四十年四月からで、郵便規則を改正して郵便繪葉書の表面下部三分の一以内に線條を畫するときは、其の線内に通信文等を記載することを得ることとし、大正七年四月からは右通信文等の記載箇所を三分の一から二分の一に擴張した。又明治四十年四月二十八日通業第三千三百九十九號通

信局通牒を以て「郵便規則第十五條第一項第四號ノ繪葉書ハ政府發行ノ葉書タルト私製葉書タルトヲ問ハス其裏面ノ全部又ハ大部分ニ繪畫ヲ描出シタルモノハ勿論筆蹟、印影、模様、色彩等ト雖モ專ラ之ヲ愛玩スルノ目的ヲ以テ印刷筆記又ハ押捺シタルモノハ尙繪葉書ニ準ジ之ト同一ノ取扱ヲ爲ス」こととし、同四十一年八月五日通業乙第五千九百三十三號通信局通牒は、郵便葉書裏面の全部若くは大部分に繪畫又は模様等を描出したるものは、其の目的の如何に拘はず郵便繪葉書として取扱ふことに改め、同年九月十六日通業乙第七千四百四十五號通信局通牒は、郵便繪葉書の裏面全部及表面下部三分の一以内に通信文を記載したものは、尙第二種として取扱ふこととした。

併しながら繪葉書が段々廣告等に用ひられて來、從來通りの繪葉書の觀念を固執するときは繪葉書であるか否かの問題が複雑化して來るので、昭和十三年四月の新郵便規則中に新に「通常葉書及往復葉書往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ除クノ裏面ノ全部又ハ大部分ニ繪畫、寫眞、書、圖、印影等ヲ現出シタルモノハ表面ノ下部二分の一以内ニ横線ヲ畫シ其ノ線ノ下部ニ通信文其ノ他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得」との規定を設けて、直接には繪葉書なる文字の使用を避け、其の裏面に上記の事項を記載したものに就いては、一切表面下部にも通信文等を記載し得ることとなつたのである。

第四項 往復葉書

往復葉書の發行徑路に就いては、郵便切手類の章に於いて之を述べたが、之が使用方法は一般に理解されないこととて、右發行の太政官の布告と同日附の農商務省告示第十一號を以て其の使用方法を左の通り示された。

郵便往復葉書使用方法

一 郵便往復葉書ハ發信人發信ノトキ發信返信兩紙連續ノ儘發信紙ヲ使用スルモノトス若シ發信返信兩紙ヲ截斷シ發信紙ヲ使

用セルトキハ郵便局ニ於テ之ヲ受信人ニ遞送セス發信人ニ返附スヘシ又發信ノトキ發信返信兩紙ニ文字ヲ記載セルトキハ返信紙モ亦使用濟ノモノト認ムヘシ

二 郵便往復葉書ハ返信人返信ノトキ發信紙ヲ除却シ使用スルモノトス若シ返信人發信紙ヲ除去セザルトキハ郵便局ニ於テ除去シ遞送スヘシ

併しながら實際に當つては使用する者も取扱ふ者も幾多の疑義に悩まされるに至つたので、間もなく同年三月二十六日部内へ左の告達(甲第五十三號)を發せられた。

一 發信紙郵便條例第五條各項ノ所爲アリ又ハ第三十六條前段ニ抵觸スルモノハ發信紙へ第一種郵便物ノ手續ヲナシ取扱フモノトス

一 發信紙ハ異狀ナキモ返信紙前項ニ該當スルモノハ兩紙共消印ノ上第一種郵便物トナシ取扱フモノトス但稅額印面等ニ些少ノ汚班アルモ發信紙ノ墨痕傳染シタルモノト認ムルモノハ此限ニアラス

(明治十八年六月二十五日改正「共消印」ノ三字ヲ削除シ「エ日附印ヲ押捺」ノ七字ヲ挿入ス)

(明治二十年四月七日改正「發信紙ハ異常ナキモ返信紙郵便條例第五條第三項第四項第五項ニ該當スルモノハ兩紙ヘ日附印ヲ押捺シ第一種郵便物トシ取扱第六項ニ該當スルモノハ使用濟トナシ兩紙トモ消印シ第一項第二項及同條例第三十六條前段ニ該當スルモノハ其儘送達スルヒノトス 但本項末段ニ該當スル返信紙ノミヲ差出ストキハ第一種郵便物トシ取扱フヘシ」トシタ

一 前項但書ニ適當スルト認ムル返信紙ハ單獨使用ノ時モ亦其儘送達スルモノトス

- 一 發信紙ハ第一項ニ該當シ尙ホ返信紙ヘ文字ヲ記載シタルモノハ第一種郵便物トシ兩紙共消印ノ上送達スルモノトス
(明治十八年六月二十五日改正「兩紙共」ノ三字ヲ削除シ「返信紙ノミ」ノ五字ヲ挿入ス
 明治十九年三月十七日但書追加「但發信ノトキ返信紙ノ裏面ニ返信ニ用ユヘキ差出人受取人ノ宿所氏名ヲ記載シ又ハ返信紙ノ裏面ニ返信ノ文言ノ幾分ヲ記入シタルモノハ此限ニアラス」)
- 一 發信返信兩紙ヘ届先各別ニ住所姓名ヲ記載シタルトキハ届先ノ異ナルヲ問ハス兩紙共消印ノ上發信紙宛名ヘ送達スルモノトス
(明治十九年三月十七日本項削除)

- 一 返信紙ヲ使用シ發信紙ヲ白紙ニテ差出シタルトキハ發信紙ハ除去スルモノトス
(明治十九年三月十七日改正「發信ノトキ返信紙ヲ使用シ發信紙ハ日附印ヲ押捺シ發信紙ハ其儘ニテ送達スルモノトス」)
- 一 第一項ノ手續ヲナシタル郵便物受取人其受取ヲ拒ミ單ニ返信紙ノ受領ヲ乞フモ之ニ應セサルモノトス
- 一 郵便局ニ於テ除去シタル發信紙ノ返付ヲ請求スルモノアルモ之ニ應セス棄却スルモノトス
- 一 返信紙ヲ以テ發信ニ使用スルモノアルモ其儘送達スルモノトス
- 一 發信返信兩紙截斷シタルモノヲ接續シ(糊又ハ紙縷ニテ結)發信紙ヲ使用シタルトキハ直ニ發信人ヘ還付スルモノトス
- 一 發信紙返信紙ヲ判定シ難キモノハ(墨或ハ其他ノモノヲ以テ發信用返信用ノ文字ヲ塗抹毀損等ナシタル類)其ノ旨付箋シ差出人ヘ返戻スルモノトス
(明治十九年三月十七日本項削除)

尙最初は發信の際發信紙と返信紙とを截斷したるものは、發信紙に效力なしとして之を差出人に還付したが、明治十九年三月十七日遞信省告示第十二號を以て、發信のとき返信紙を截斷して發信紙のみを使用するも差支なしとした。

往復葉書發信の際、返信紙に返信に必要な事項を記載することは受取人にとつて便利なことであるが、前に掲げたやうに明治十七年十二月の農商務省告示では、發信のとき發信返信兩紙に文字を記載したときは、返信紙も亦使用済のものとして認むとした。然し間もなく十九年三月十七日遞信省告示第十二號を以て「發信ノトキ返信紙裏面ニ返信ニ用ユヘキ差出人受取人ノ宿所氏名ヲ記載シ又ハ返信紙ノ裏面ニ返信用ノ文言ノ幾部ヲ記入シタルモノハ使用済ト認メス」と改正した。而した大正十二年十一月郵便規則の改正に當つて「往復葉書ハ發信ノ際其ノ返信部ニ前二項ノ規定ニ牴觸セサル限り返信ニ必要ナル事項ヲ豫メ記載スルコトヲ得」と規定し、昭和十三年四月公布の郵便規則に於いては之を「往復葉書ニハ往信ノ際其ノ返信部表面ニ差出人及受取人ノ居所及氏名並ニ第二十八條第一項ニ規定スル事項、其ノ裏面ニ返信ニ必要ナル事項ニ限り豫メ之ヲ記載スルコトヲ得」と改正した。

第五項 封 緘 葉 書

封緘葉書は其の使用法に就いて多く問題はないが、封緘葉書を外國郵便に使用するときはその料額印面を有効として取扱ふ旨明治三十八年七月廣島郵便局へ通牒してゐる。

第四款 第三種 郵便物

第一項 定期刊行物の出現

新聞雜誌と云ふ言葉は共に定期刊行物の意に用ひられてゐる。小野秀雄氏の「我國初期の新聞と其の文獻について」に依れば

元來「新聞」なる語は日本の言葉ではない。支那から古く輸入されたものであつて、ニウスの意義に用ひられた。私の調べた所では宋代に於いて既に其意味に用ひられてゐる。簡単に其の根據を説明してみると宋代に「朝報」と稱する官報があつた。其の中の一部に「新聞」と稱する所があつて、其欄には全部探報員の知り得た風聞を掲載した。即ち政府の正式發表に非ずして噂の聞書であつた。故にこれを特に「新聞」と稱したといふことである。一八三〇年代に英人ロバート・モリソンが廣東に於いて英字新聞を發行しニウスペーパーなる語の支那譯が出来た。これ即ち「新聞紙」である。然して新聞は依然ニウスの意味に用ひられた。日本で此文字をニウスの意味に用ひたことは、安政年中に多く見受ける。それまではニウスを「風説」「批判」「うはさ」など、いひ、ニウスペーパーに對する文字は「風説書」「評判記」「うはさ書き」などと言つてゐた。併しながら安政年中の洋學者は既に「新聞紙」なる言葉を盛んに用ひてゐるが、また時には「新聞の書」「新聞誌」などといふ言葉も用ひられてゐる。これはニウスを掲載せる書物の意味で「バタビヤ新聞」の如きものは、しかく理解されてゐる。併しながら時には書冊の形をなせる支那の定期刊行物の如きも、その中に數へてゐる場合もある。然してバタビヤ新聞の原書の如き一枚刷のものは「新聞紙」と名づけた

とある。又

然るに安政に於ける黒船の渡來、之について幕府開國政策の實行は日本の社會に一大波瀾を惹起せしめた。海外智識の欲求が俄然擡頭すると同時に、一方に於いては開國を非とする保守論が生じた。ここに於いて海外事情を記載せる著書パンフレット、一枚摺等俄かに増加したが、其等はみな歐米の歴史、地理、科學、人情、風俗等を内容とせるものにて歐米諸國の現狀を記載せるものはなかつた。幕府の開國主義者が開國を敢へてしたのは、世界の現狀より止むを得ざるに出でたものであるから、幕府としては之を宣傳する事が必要であり、又愛國の士は之を知る事を欲求した。そこで徳川幕府に於ける唯一の海外事情の通信であつた。「和蘭風説書」の傳寫が各藩の間に行はれた。「和蘭風説書」とは三代將軍の鎖國實行以來唯一の白人通商國であ

つた、和蘭の長崎出島商、領主より年一回幕府に献上した外國のニウスである。所が幕府の開國によつて和蘭は風説書の献上を謝絶して本國及蘭領バタビヤにて發行する新聞紙を献上することとなつた。そこで豫てより風説書の印刷發行を計畫しつつあつた幕府の洋學研究所「洋學調所」の教授連は、此新聞を翻譯して發行することとした。之即ち「官板バタビヤ新聞」で、次で南支那にて發行する漢字新聞をも翻刻發行し、新聞文化は斯くして我國に輸入されたのであつた。此の事は恰も文久年中に行はれたるにより、俗にこれを文久新聞と云つた。

とあり、今日の新聞雑誌の前身は既に古くから存したのであつた。従つて明治四年新式郵便創設後間もなく東京大阪間の郵便を長崎まで延長した際に、早くも之等新聞雑誌を低料郵送せしめるための第三種郵便物の制度は設けられた。前島密氏の「郵便創業談」に「新聞紙」なる一節がある。

明治五年には、郵便の組織の稍其體裁をなして、新聞紙を送達する事も出来る様になりましたが當時は新聞紙の發行がまだなかつたので、その方法は設けたけれども只名ばかりであつたのです。凡そ法律規則は其必要があつてから後に設ける筈であるのにまだ新聞紙の興らない内から、其れを送達する規則を設けるといふのは早計である。是は所謂西洋の眞似をする反譯法律の弊であるからと言つて之を設ける事を躊躇したです。併し時勢は新聞紙を生ずべき期に迫つて而も健全に急速に非常の勢ひで成長發達しさうな徴候が見えたので何時出来ても差支ない様な準備をして置かねばならない。其上此法を設けたればとて何も害のある譯でないから、新聞の出来ない先に郵便規則の中に其送達の條項を設けたのです。さて規則を設けた以上は之を實行して見たいので新聞雑誌の出るのが實に待遠であつて遂に待兼て自ら進んで新聞を出してみたくなつたのです。當時横山町に郵便支局を置いて太田金石衛門といふ人の居宅の一部分を局舎に充てて其太田といふ人を其處の主任者にしたのですが、元と此人の本業は書肆ですから出版物には既に經驗があるので、私は此人に向つて新聞紙の世に益があつて又自分の利益にもな

る者である事を説いて其發兌を勧めたのです。

文學のまだ盛にならない時代には、論説などは勿論新聞の種即ち記載する事項を得る事が困難であらうと思つて、特に新聞原稿の遞送は郵便免税といふ規則を設けたのですから、地方官に照會して廣く四方の景況を通信させる方法を計畫して、一つの新聞を發兌させたのが郵便報知であつて即ち今の報知新聞の元祖です。

さういふ鹽梅にして各府縣に向つて新聞原稿の送附を照會する事と郵便報知新聞を發兌させる事との二件を本省に稟議した處が、紙面記載事項の全體に就いて驛遞頭が其責に任ずるならば差支ないと言ふ指令でした。新聞紙の記載する事項に、驛遞頭が責任を負ふとは實に奇態千萬だが是も時勢の然らしむる所であると思つて、私は之を辭さなかつたので當時の有様は大抵かういふ風でした。

郵便報知を發兌したのは其年の冬の事でしたが、毎日刊行といふ譯には出来なくつて毎週發行といふ事にしたのです。是は當事者の力が足りないのではないが、時運がまだ日刊新聞を起す迄にならなかつたので、其後間もなく時運も熟して來た處から、東京日日新聞が日刊で出て郵便報知も續いて日刊となつたのです。

此は第三種郵便物制度を設けた當時の事情を知るに必要な記事であるが、只右の記事中當時の新聞紙の刊行状態に就いては、小野氏は前掲論文中に『明治四年東京に於ては時の參議木戸孝允の出資による「新聞雜誌」創刊され、其の内容確實豊富なるがため信用を博し、其の讀者關東一圓一面に及んだ。但し其の形式は冊子型木版印刷であつた。而して最初は五日毎の發行であつた。然るに明治五年に至つて俄かに三種の日刊新聞が東京にて創刊された。東京日日新聞」「日新眞事誌」「郵便報知新聞」即ちこれである。東京日日新聞」は前に江湖新聞を發行せし條野傳平が西田傳助、落合芳義と提携して起せしもの、「日新眞事誌」は文久元年創刊されし英字新聞ジャパン、ヘラルドの主筆たり

し英人ブラックの創刊である。郵便報知新聞」は時の驛遞頭前島密氏が、横山町の郵便支局主任太田傳兵衛に發行せしめたものである。内容は「日新眞事誌」最も多方面にて其編輯も著しく進歩してゐた。東京日日新聞」は公報の外に社會叢談と題する市井の雜事を採録し、「郵便報知新聞」は前島氏の案になる原稿無料遞送の規定を利用して、地方の報道が豊かであつた。體裁は前兩紙が一枚刷り日刊、「報知」は舊式冊子型にて、最初は週刊、後に日刊となり、明治七年初めて一枚刷りに改めた。』と述べ、宮武外骨氏の明治新聞年表及明治雜誌年表に依れば、明治元年以來幾多の新聞雜誌があり、又東京日日新聞は明治五年二月二十一日創刊日新眞事誌は同年三月十七日創刊、郵便報知新聞は同年六月の創刊となつてゐるから、此點前島氏の記憶には誤りがあつたやうに思はれる。

第二項 第三種郵便物の認可

第三種郵便物の制度が明治四年長崎迄郵便を延長した時に早くも設けられたことは前に述べた。而して之が認可は當時は郵便物の種類が今日のやうに第何種と言はなかつたから、第三種郵便物の認可とは言はなかつたが、明治四年十二月五日から施行の郵便規則中に「一太政官日誌ヲ除クノ外日誌類並新聞紙共其發弘人ヨリ驛遞寮エ届出同寮頭ヨリ定貨錢ヲ以テ傳輸免許ヲ受ヘシ免許無之日誌類並新聞紙ハ右之貨錢ニテ傳輸不差許事」と規定したのが其の濫觴である。當時は文明開化の風潮に乗つて新聞紙の發刊さるるもの踵を接し、五年二月から同年十月迄の間に定稅遞送の免許を受けた新聞紙及日誌は毎日新聞外十六件に上り、同八年七月には五十九件に上つてゐる。而して第三種郵便物の文字を用ひたのは、明治十六年の郵便條例以後のことである。

第三種郵便物の認可を受くるものに就いては最初は前に掲げたやうに、明治四年十二月施行の郵便規則には、新聞

紙の外に日誌類とあり、又其の後種々な名稱を掲げたが、同九年からは單に新聞紙及定期刊行物と規定し、明治十六年からは更に之を改めて廣く定期印刷物とし、明治三十三年の郵便法では、其の文字を定期刊行物と改めて今日に至つてゐる。

定期印刷物の意義に就いては、郵便條例では「毎月一回以上發行スル定期印刷物及其附録」と規定したのみであつたので、明治十六年十二月十四日農商務省は參事院へ「郵便條例第一章第一條第三項ニ定期印刷物トアルハ新聞紙雜誌報告書相場附之類ニテ新ニ編纂毎月定期印刷發行スルモノニ限り諭へ毎月一回以上定期發行スルモノト雖モ反譯書又ハ書籍ノ説明書書籍ノ翻刻等總テ書籍ノ性質ヲ有スルモノハ一切含蓄セサル儀ト心得可然哉」と質問し、四月二十日見解の通りとの回答を得てゐるが、此の意義は尙大體今日に續いてゐる。然し定期印刷物の如何なるものであるかを詳しく規定したのは、明治二十五年二月五日逓信省令第四號を以て定められた第三種郵便物認可規則である。同規則第二條は

第二條 前條ノ發行人ハ其印刷物ニ付文書ヲ以テ左記ノ諸件ヲ證明スヘシ

- 一 毎月一回以上逐號定期發行スルコト
- 二 記載事項ノ性質終期ヲ豫定ス可ラサルコト
- 三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト
- 四 發行ノ目的政事時事學術商事工藝其他公共ノ性質アル事項ヲ報道論議スルニ在ルコト及廣ク之ヲ公衆ニ發賣スルコト

本條ノ證明ヲ爲サル印刷物ハ第三種郵便物トシテ之ヲ認可セス

と規定したが、此の規定を以て報告書、講義録等の類を第三種郵便物中から除いたのは卓見とすべきであらう。明治

三十三年九月二十九日逓信省令第七十三號を以て、新に第三種郵便物認可規則を制定したが、條件に就いては右の第四號を「政事、時事、商事、學術、技藝、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ發行ノ目的トナシ且汎ク公衆ニ發賣スルコト」に、又明治四十年八月の新規則では「政事、時事、農事、工事、商事、學術、技術、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ以テ發行ノ目的ト爲シ且汎ク公衆ニ發賣スルコト」と改めた。同規則は爾來久しく存続したが、昭和十三年四月郵便規則を新に制定された際、此の第三種郵便物認可規則なる從來の單行規則は廢止されて、之等の事項は新郵便規則中に規定されたが、認可條件に就いては、其の際右第四號を「政治、經濟、法律、學術、産業、藝術、技藝、趣味其ノ他公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道又ハ論議スルヲ以テ發行ノ目的トシ汎ク公衆ニ發賣スルコト」に改め、更に左の一條を加へられた。

第三十六條 第三種郵便物ノ認可ハ認可ノ日迄左ノ期間ヲ標準トシテ前條各號ノ條件ヲ繼續具備シタル刊行物ニ付發行地所轄

逓信局長之ヲ爲ス

- 一 日刊ノモノニ在リテハ一月間
- 二 月一回以上刊行ノモノニ在リテハ二月間

尙定期發行の條件は郵便條例以來毎月一回以上となつてゐるが、明治七年以降郵便條例施行迄の間は新聞紙に限り毎月三回以上出版することの條件が附されてあつた。

又明治四十年九月の第三種郵便物認可規則は、一旦認可の効力を失つたものと及認可を取消されたもの、又は之を繼承したと認めたる定期刊行物に對しては、情狀に依り再び認可を與へざることあるべしと規定し、昭和十三年四月の

新郵便規則は更に第三種郵便物の認可の効力を失ひ、又は認可を取消されたる刊行物の發行人の發行するものに付亦同じとなした。

第三種郵便の認可に關して尙興味のあるのは、明治初年には歐文を解する人が少かつたので、明治十五年一月農商務省から

新聞紙及ヒ定時刊行物低稅遞送ノ儀ハ郵便規則第五條第五十三節ノ通驛遞總官ノ免許ヲ請フヘキ筈ノ處横文類ニ至テハ各郵便取扱役ニ於テ決シテ之ヲ讀得ルノ業ニ無之故ニ遞送免許シタル題目ヲ公達スルモ實物ニ就テ表題ノ何タルヲ知ルニ由ナク竟ニ郵便取扱役ヲシテ違則ヲ醸生セシムルノ恐レ有之依テ横文ノ新聞及ヒ横文ノ定期刊行物ハ驛遞總官ノ遞送免許ヲ得ルト否ラサルトニ拘ハラス郵便規則第五條ノ例ヲ以テ遞送配達致サセ候條御聞置相成度此段上申候也

旨を上申し、同月二十四日梓調十五第六號を以て「横文ノ新聞紙并定時刊行物ハ「定時刊行」ト記入ノ有無ニ拘ラス郵便規則第五條ニ照ラシ取扱フヘシ此段相達候也」と達したことである。之は後明治二十二年二月公達第四十四號を以て廢止された。

第三種郵便物の認可に關し初めて手数料を徵收することとしたのは、明治三十三年十月一日からであり、當時は新に第三種郵便物の認可をする場合にのみ、金十圓の手數料を納付せしめることとしたが、同四十年九月一日からは題號、記載事項の種類及發行人を變更した場合にも一事項に付金五圓、右の内二事項以上を變更したときは金十圓の手數料を徵收することに改め、尙別に發行所を他の遞信局所轄區内に移轉したときは、金十圓の手數料を徵收することとした。此の手數料は昭和十三年四月の新規則では其の名稱を「料金」と改め、尙發行所を他の遞信局所轄區内に移

轉した場合に於ける料金の徵收を廢止した。

第三項 附録及號外

一、附録

定期刊行物に附録を附するの風潮は今日非常に盛んであるが、明治初年にはあまり斯かる例はなかつたものか、附録に關する規定は明治十四年の郵便規則中に初めて置かれた。即ち定期刊行物の附録は冊子の形をなさず本紙の題號、日附番號を印刷したるものであつて、其の本紙に付したる時に限る旨を定め、翌々十六年實施の郵便條例は之を改めて「其附録ハ其本紙ノ標題番號及發行ノ年月日ヲ印刷シ冊子トナサシテ本紙ニ添付シ且本紙ノ重量ニ超過セサルモノニ限ルヘシ」とし、本紙の重量を超過しないものであることの制限を加へた。

又附録の體裁に就いては、明治二十六年三月十日東京郵便電信局から

第三種郵便物ノ附録ハ數葉ニシテ逐次頁數ヲ附シ文意連絡スルモノハ假令表紙ヲ附セス綴糸ヲ用キサルモ尙冊子ノ體裁ヲ具ヘタルモノトシテ取扱來候處遞信公報ノ如キ附録逐次頁數ヲ附ニシテ印刷當初ノ儘數頁ヲ聯ネテ一葉トシテ差出シタルトキハ無論冊子ノ體裁ヲ具ヘサルヲ以テ支障ナキモ若シ之ヲ裁斷シテ數葉トナシタルモノヲ重ネタルトキハ既ニ冊子ノ體裁ヲ具フルヲ以テ附録トシテ取扱得サルモノ、如シ此意義ニヨリ推定スルトキハ其枚數二葉若クハ三葉ノ小數ニ止ルモノモ猶冊子ト認メサルヲ得ス極メテ苛酷ノ譏ヲ免レサルヲ以テ爾後附録ニ對スル冊子ト否トノ見解ハ綴糸ヲ用キ又ハ糊着スル等ノ印刷裁斷ノ後或手工ヲ施シタルモノヲ冊子トシ然ラサルモノハ冊子ト認メサルコトニ致シ可然哉

との伺に對し、見解の通りと指令したが、此の方針も其の儘今日に及んでゐる。

而して右郵便條例以後に於いては、明治三十三年の郵便規則は「定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質

ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限り附録トシテ之ヲ本紙ニ添付スルコトヲ得」と規定し、昭和五年三月には官報に限つて其の附録は本紙の重量を超過するも差支なきこととし、昭和十三年四月には之を「定期刊行物ニハ本紙ノ重量ヲ超エス官報ヲ除ク且冊子ト爲ササル物ニシテ本紙ト同性質ノ記事、寫眞、書、畫、圖ヲ其ノ大部分ニ掲載シタルモノヲ附録トシテ添付スルコトヲ得」と改正した。又本紙に同一の附録數葉を添附したものの取扱方には、明治二十六正七月第三種と第四種との合裝として取扱ふべき旨を郵務局から新潟郵便電信局へ指令してをり、附録のみを離して郵送する場合にはどう取扱ふかに付、明治三十四年四月十二日京都郵便電信局から

第三種郵便物ノ本紙ヲ添付セス單ニ其附録ノミヲ差出シタルモノハ各局ノ取扱方ヲ見ルニ或局ハ之ヲ郵便規則第二十一條違反トシテ同第四條ニ依リ差出人ニ還付スルモノト又或局ハ料金不足ノ第四種郵便物トシテ取扱フモノトノ二様有之候處若シ差出人ニ於テ本紙ノ名稱及附録等ノ文字ヲ抹消シ差出スニ於テハ第四種トシテ取扱フヘキ義ニ有之然ルニ前記附録等ノ文字アルカ爲メ之レヲ還付スルモノトセハ本紙ト別離シタル附録ハ終ニ郵便ニ差出ヲ得サルカ如キ結果ヲ生シ候假ニ規則第二十一條違背トシテ還付スルモノトスルモ前綴ノ文字ヲ抹殺シタル附録ニ對シ猶且還付ヲ主張スルカ如キ理無之ト存候果シテ然ラハ單ニ該文字ヲ抹殺スルト否トニ拘ハラズ第四種郵便物トシテ取扱フハ寧ろ法ノ精神ニ相通ジ候儀ト思料候得共各局ノ取扱一様ナラサルニ付一應御省儀承知致度

との伺に對し、通信局は見解の通りと指令した。

二、號 外

定期刊行物の號外に關しては、以前にも本紙並に取扱ふ旨の指令はあるが、明治二十五年一月二十三日逓信省令第二

號は「第三種郵便物ノ認可ヲ經タル定期刊行物ノ號外ハ次號ノ發定期ヲ待ツ能ハサル緊急ノ時事ヲ報道スルモノニ限り第三種郵便物トシ其他ハ總テ第四種郵便物トス」と規定して、號外の取扱方を明かにした。次で明治三十三年の郵便規則は「緊急時事を報道スル爲メ臨時ニ刊行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス」と規定し、昭和十三年の郵便規則は「緊急時事ヲ報道又ハ論議スル爲メ臨時發行スルモノニ限ル」と定めた。

號外に緊急時事以外の事項を掲載したものの取扱方に就いて、明治二十五年三月十四日高松郵便電信局から緊急時事の外に商業廣告を掲載したものは第四種として取扱ふべきやと伺出で、之に對し郵務局は然りと回答したが、同二十七年八月六日廣島郵便電信局から「其一部ニ既ニ緊急ノ時事ヲ掲載シ餘白ノ幾分ニ緊急ト認メサルモノ掲出アル場合ノ如キハ其號外ヲ發スルノ主眼ハ緊急ノ時事ヲ報道スルニ在リテ其餘白ニ散録等ヲ掲クルハ只其餘白ヲ利用シタル迄ノモノニ付假令其幾分緊急ヲ要セサルモノアルヲ認ムルモ猶第三種ト爲シ取扱ヒ候方穩當ト考ヘラレ候得共一應御局議承知致度」旨伺出でたるに對し、同月二十八日前方針を改めて、右は御見込の通りと通信局は回答した。又同二十八年五月二十九日仙臺郵便電信局から「第三種郵便物ノ認可ヲ經タル縣報若ハ警察報ノ號外ニシテ緊急ナル訓令又ハ施行期限切迫シタル達示ヲ掲載シタルモノハ無論第三種トシテ取扱フヘキモノト思考候得共其記載事項ノミニテハ緊急ト認識シ得サルモ主任官廳ノ辯明ニ依リ始メテ緊急ナルコトヲ知得スルモノト雖モ尙ホ第三種郵便物トシテ取扱可然哉」と照會し、六月一日通信局は御見込の通りと回答した。

第四項 認可の效力

認可の效力には最初から年限等の定めはなく、一旦認可を受けたものは認可の條件を缺除し又は發刊若くは發行を

禁止されざる限り、效力を失はないことは、現在に於いても變りはないが、茲に注目を要するのは、明治二十五年五月制定の第三種郵便物認可規則第七條には

本令發布ノ日以前ニ第三種郵便物トシテ認可ヲ受ケタル定時印刷物發行人（代表人）ハ本令第一條及第二條ニ依リ明治二十五年五月三十一日迄ニ更ニ出願シテ認可ヲ受クヘシ從前ノ認可ハ該日限ヲ以テ其效ヲ失フ

と規定したことで、同日を以て從前認可をなしたるものの效力を、一旦消滅せしめたことである。

認可の效力は何時から發生するかに就いては、明治三十三年九月制定の第三種郵便物認可規則は、之を最初認可を受けた號から發生するものと規定したが、昭和十三年四月の郵便規則は之を認可を受けたる以後に發行するものに付き效力を有するものと改正した。又明治二十五年二月の認可規則中には認可の效力を失つた印刷物は認可を得ざるものと看做すとの規定があるが、發行した刊行物は當該刊行物の認可が效力を失つた後でも、尙第三種郵便物として取扱はれるかとの質疑に對し、明治二十五年三月十七日郵務局は第三種として取扱ふ旨を回答してゐる。

又認可の條件を排除するに至つた場合の措置に就き、明治二十五年二月の第三種郵便物認可規則は之を失効するものと規定したが、同年十月二十一日省令第十五號を以て之が認可を取消することに改正し、同三十三年九月の新規則は尙見本の提出又は所定事項の届出を怠りたる時も其の認可を取消することに改め、更に昭和十三年四月の郵便規則は定期刊行物の永續性、非書籍性、公共性又は汎く公衆に發賣する事實を失つたものは之を取消し、定期發行の條件を排除した場合のみ失効することに改正した。

尙定期發行の條件に就いては、明治三十三年九月の認可規則は發行休止の日から五十日を過ぎて發行せざるときは

其の效力を失ふと規定したが、同四十年八月の規則は之を前回の發行の次の定日から起算し三十日を過ぎて發行せざるときは其の效力を失ふことに改め、昭和十三年四月の郵便規則は更に、(一)最近發行の次の定日から一月内に發行せざるとき、(二)最近一年間日刊のものに付ては六月間に發行すべかりし回数の四分の一休刊したるとき其の效力を失ふことに改正した。

第五項 表 示 事 項

定期刊行物には第三種郵便物の認可を受けたものであるかどうかを容易に判斷し得るやうに、何等かの表示をなさしむる必要がある。明治四年十二月長崎迄新式郵便を延長したときは「日誌新聞紙類共疊タル時其標題一目ニ相見へ候様可致事」と定めて、標題のみの表示を命じたが、其の後此の表示事項は屢々改正された。即ち明治七年の郵便規則は「其標題或ハ番號或ハ發行ノ官廳名等ノ内其信標トナルヘキ部分」、郵便條例は「驛遞局認可ノ文字、標題、番號及發行ノ年月日」、明治二十五年二月の第三種郵便物認可規則は「題號、番號、認可及發行ノ年月日、遞信省認可ノ文字」と改めたが、明治三十三年九月の郵便規則は「初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回数、逐號番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得」となし、大正九年一月郵第百六十四號通牒を以て官報號外に就いては之を冊子と同様刊行物の最初及最終の頁のみに表示をなし差支なきこととし、昭和五年四月には之を規則中に加へ、昭和十三年四月の新郵便規則も同様之を規定した。又今日では前に述べたやうに「何年何月何日第三種郵便物認可の表示をなさしめてゐるが、此の表示は明治十年一月に爾後發行のものに

就いて「定税 遞送免許」之印章を鑄入せしめたのを其の起源としてゐる。而して此の表示は明治十三年五月には「定時刊行」、郵便條例は「驛遞局認可」と改正し、明治二十五年二月「遞信省認可」と改め、明治三十三年十月以降は現行通りとなつたのである。

附録への表示は明治十四年の郵便規則は、之を「本紙ノ題號、日附、番號ヲ印刷シ」と定め、郵便條例は「本紙ノ標題、番號及發行ノ年月日ヲ印刷シ」と改め、更に明治三十三年九月の郵便規則は「本紙ノ名稱、番號並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ」となし、昭和十三年四月の郵便規則も同様に規定した。又號外への表示は明治三十三年九月の郵便規則を以て「本紙ノ名稱、發行ノ年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ」と規定し、昭和十三年四月の郵便規則は

初頁上部ニ本紙ノ題號、發行年月日、「何年何月何日第三種郵便物認可」及「號外」ノ文字ヲ、次頁以下ニハ本紙ノ題號又ハ略稱、發行年月日、「第三種郵便物認可」及「號外」ノ文字ヲ記載スヘシ但シ官報ノ號外ニ付テハ次頁以下ニ記載スル文字ハ終頁ノミニ記載スルヲ以テ足ル

と詳細に規定した。

第六項 取扱方

第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物の一部を切離したものの取扱方に就いては、別段の規定がなかつたため、局に依つては之を第三種或は第四種として取扱ふ差異を生ずるに至つたので、明治三十五年六月神戸郵便電信局から「第三種の形式條件を具備するものは、尙第三種として取扱差支なきや」を伺出で、通信局から差支なき旨の指令

を發したが、同四十年十一月通業乙第八千七百九十九號を以て「定期刊行物にして其の一部を欠缺せるものを郵便に差出したときは郵便規則第二十條の形式を備へ、且つ第三種郵便物たる主要部分を有するもの限り、第三種として取扱ふべき旨」の通牒を發して取扱方針を明にした。

又新聞事業の發達に伴つて有力なる新聞社は各地方毎の地方版を發行するに至つたが、該地方版の取扱方に就いては、昭和二年二月郵業第七十九號を以て、其の地方版が本紙の一部として發行せられたると、又は附録として發行せられたるとに拘はらず、郵便規則第二十條の形式（本紙の名稱、發行年月日、第三種郵便物認可の文字）を備へ、且つ第三種郵便物たる主要部分を有する場合に限り、第三種として取扱ふこととした。

第五款 第四種郵便物

第一項 序 説

郵便條例制定以前に於いては、郵便物の種類を第何種と云はず、従つて第四種郵便物なるものもなかつたが、實質上之に該當する物を低料に取扱つてはゐた。而して其の最初は明治四年十一月制定の郵便規則で、其の中に「上木寫本ノ書類并印刷致シ候引札直段書類其他ノ廻文類寫眞繪畫面ニ至ル迄無封歟開キ封ニテ差出シ候ハハ左ノ賃錢ヲ以輸送可致尤春畫ハ勿論總テ淫奔猥雜之書娼歌淨瑠璃唄本等遊興洒落ノ書類并妓樓娼家等之引札類ハ此例ニアラサル事但寫眞ハ硝子板并箱縁等ノ附屬品有之間敷若シ其附屬品損破候共決シテ償ヒ不致事」と規定した。明治五年の郵便規則では、右の内上木寫本の書類を上木寫本の書籍に改め、翌六年には寫本の書籍を削除したが、七年には又之を加へ、

筆書及寫本は必ず文章の體裁書籍の性質を有するもの、及表紙の罫紙に地名物名數字等を記入するものに限る。勘定帳日記帳等の如き帳面類は此の限にあらざるとなし、又印刷した報告書をも加へ、翌々九年には之が面目を一新して

上版或ハ筆書ノ書籍并ニ不定時刊行物(布告布達其他ノ官報ノ文書及ヒ人民ノ報告等臨時ニ刊行スルモノヲ云フ)稀ニ發行スル定時刊行物(一日一回以)并ニ印刷筆書ヲ混シタル文書罫表及ヒ罫表記載ノ筆書モノ圖書寫眞ニ至ル迄無封力開キ封ニテ差出ストキハ左ノ割合ノ稅ヲ以テ遞送可致

と改め、翌年以降の郵便規則も略々同様に規定した。明治十六年施行の郵便條例は「書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞、書畫繪圖面罫紙營業品ノ見本及雛形」と簡潔に制定したが、後營業品の見本及雛形を削除して第五種に移した。明治三十三年三月公布の郵便法即ち現行法は「書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品見本、及雛形、博物學上ノ標本」と其の内容にも著しい改正を加へ、此の條項は其の後商品見本の文字を商品の見本と改正したのみで今日に至つてゐる。

又有價證券類に就いては、次項に擧げた明治十七年十二月の驛遞總官達に示すやうに印刷物として取扱つた時もあるが、明治二十四年十一月公達第四百七十七號を以て「郵便切手葉書各種ト印紙又ハ公債證書株券爲替手形約束手形其他金錢ニ代用スル證券ハ有效ノモノト無効ニ歸シタルモノトヲ問ハス第一種郵便物トシテ取扱フ可シ」とし、爾來其の有效のものに就いては、此の趣旨に依つて來たが、昭和十三年四月の郵便規則では(一)郵便切手、返信切手券及政府の發行する郵便葉書料額印面を刷出したるものに限る(二)收入印紙其他之に類する證券(三)紙幣及銀行券(四)公債證券、社債券、株券、貨物引換證、船荷證券、倉庫證券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替證書、商品券、其他之に類する證券又

は證書は印刷物又は業務用書類として取扱はないことを明示した。

尙明治二十七年十一月通總甲第七千六百五十八號通信局長から一等局長へ發した通牒は、各種の印刷物若しくは書畫繪圖に或る作爲を加へ、又は他の物品を附著したるものと其の作爲輕易であつて、尙印刷物若しくは書畫繪圖と目し得るものは第四種として取扱ふとなし、其の例として(一)双六、碁盤、十六武藏、糸指の類は附屬品を添付せざる時は第四種(二)花骨牌、假面の類は第一種(三)神佛守札は封緘せざるものは第四種(四)書畫繪圖は掛軸又は扁額となしたるものは第一種又裏打若しくは假綴等をなしたるものは第四種とすることを擧げてゐる。

第二項 印刷物及業務用書類

印刷物は最初から繼續して第四種として取扱はれて來たが、業務用書類に就いては必ずしも同様でなかつた。前に掲げた明治九年の規定中には印刷筆書を混じたる文書云々の字句を見るが、郵便條例中には之等の字句は跡を絶つてゐる。併し明治十七年十二月乙第十八號驛遞總官達は「地券證書公債證書及物價表等ノ如キ印刷物ニシテ全面不動文字ニ成立チ僅ニ數字氏名其他音信文ノ性質ヲ含有セサル文字ヲ筆書加記スルモノハ爾後第四種郵便物トシ可取扱」とし、今日の業務用書類の一部と見られるものも取扱ひ、其の明瞭に第四種となつたのは明治三十三年十月一日から施行の郵便法に於いてであつた。

印刷物の定義は昭和十三年四月新郵便規則制定迄は別に定められてゐなかつたが、昭和五年五月名古屋驛遞信局へ與へた指令に「第四種に屬する印刷物に付同一形象を多數複寫し得べき機械的又は化學的手段に依り刷成せられたる文書圖書又は之に準すべきものにして第一種乃至第三種若是有價證券に屬せざるものを謂ふ」とあり、此の定義は古く

から存続されたものと推定されてゐる。昭和十三年四月の郵便規則制定の際明文を以て「印刷物トハ特定ノ人ニ宛テタル通信文ノ性質ヲ有セザル事項ヲ紙又ハ之ニ類スル物ニ全部印刷活版、石版、銅版、木版、寫眞版、謄寫版、其ノ他之ニ類スル装置ヲ用ヒテ一時ニ多數複寫スル方法ヲ謂フシタルモノヲ謂フ」と規定された。又業務用書類に就いては、明治三十三年九月の郵便規則中に「業務用書類トハ全部若ハ一部ヲ筆書シタル各種ノ文書ニシテ特定ノ人ニ對スル通信文ノ性質ヲ有セザルモノヲ云フ」と規定し、昭和十三年四月の郵便規則を以て「業務用書類トハ特定ノ人ニ宛テタル通信文ノ性質ヲ有セザル事項ヲ紙又ハ之ニ類スル物ニ全部又ハ一部筆書印章又ハタイプライターニ依ルモノヲ含ムシタルモノヲ謂フ」と定義した。

盲人用點字は通信の性質を有するもの以外は之を印刷物とすることに明治二十六年二月公達第九十一號を以て達せられたが、點字に依つて通信文か否を判断することは困難なので、明治四十五年六月名古屋逓信管理局の照會に對し「盲人用點字を以て記載した開封郵便物は明かに他の種別に屬すと認めらるる場合の外總て印刷物として取扱ふべき旨」を指令し、昭和十三年四月郵便規則制定に際しては盲人用點字の書狀も第四種中の盲人用點字印刷物と同一の取扱をすることとした。

第三項 名刺

名刺が第四種郵便物に屬することを示したものは、明治十五年十二月二十二日梓調第一百五號驛遞總官達郵便心得である。但し此の達に依れば「印刷シタル名札」とあつて筆書したものは含まれてゐなかつた。而して右郵便心得は同年十二月公布された郵便條例に伴ふものであり、其の郵便條例中には、之に就いて直接何等の規定もなかつたが、恐らくは右筆書のものを除いた點から見て、印刷物の中に入れてゐたもののやうに解される。明治三十三年九月

の郵便規則中にも名刺を第何種とするかに就いての規定はなかつたが、同年三月制定の郵便法を以て第四種中に業務用書類なる一種類を新に加へられ、業務用書類が特定人に對する通信文の性質を有しないものである點に於いて、印刷物と性質を同くする點から推察して、此の時から筆書の名刺は第四種の中に入るものとしたものと推定される。

第四項 商品の見本及雛形

商品見本を低料を以て取扱ふことは、明治四年十一月公布の郵便規則を以て「其本業ノ商品見本トシテ同業へ差送り候分モ前同様無封歟開キ封ニテ差出シ候ハハ左之賃錢ヲ以テ遞送可致事」と定め、翌五年正月十日から實施することに定められた。次で明治十六年一月一日から施行の郵便條例は之を營業品の見本及雛形と改め、雙方又は一方營業者と往復するものに限ると定めた。明治三十三年九月制定の郵便規則は此の發受人に就いては略々同様に規定したが、明治四十五年一月の改正を以て、勸業のために官公署若くは公共團體と往復するものを加へて二月十一日から實施し、爾來其の範圍には變りはない。但し此の以前に於いても明治二十六年六月松江郵便電信局への指令に依り、監獄囚人の制作に係る工品をも商品見本とし差出すことを得せしめ、又同二十六年九月東京郵便電信局への指令は、工業學校、美術學校生徒の作品に就いて、又同二十八年十月廣島郵便電信局への指令は工事受負營業人から工事に使用する木材等の小形を差出したるときも同様取扱ふことを定めてゐる。

商品見本となし得るものに就いては、明治十三年の郵便規則中に商品の見本は、一種一箇に限るとの規定を置いた外には別段の定めがなかつた。明治二十四年九月一(原質又は形狀を示すに足るべき或る物品の内一箇又は一部分若くは少許の分量)二(重量百匁を超過せざるもの)三(直に其の物品を賣買する等のためにするもの)にあらざるものなることを

要する旨、郵計乙第九百三十八號を以て郵務局長から一二等局へ通牒してゐるが、明治三十三年九月の郵便規則は、之を簡單に其の性質又は形狀を示すに足るべき箇數又は分量に限ると規定し、昭和十三年四月の郵便規則に至つて右の外に見本若くは錐形又は其の容器に「見本」、「錐形」又は之に相當する文字を明瞭に表示したるものなることの條件を附加した。

商品見本在中の郵便物が商品見本として差出されたものか否かを知るためには、何等かの表示をなさしむることは極めて必要のことであり、之に關する規定は商品見本の低料郵送を認めたと當初から必要であつたと思はれるに拘はらず、明治二十四年になつて漸くそれを設けられた。即ち同年九月省令第十四號を以て「第四種郵便物トシテ差出スハ半營業品見本及錐形ハ其帶紙包紙等ノ表面ニ營業品見本若クハ營業品錐形ト記載シ且ツ差出人受取人雙方氏名ノ上又ハ傍ラニ業名ヲ附記スヘシ若シ差出人又ハ受取人ノ一方營業者ナルトキハ其一方ニノ業名ヲ附記スヘシ此記載ナクシテ差出ストキハ前記ノ郵便物ニアラサルモノト見做シ取扱ヒヲ爲スヘシ」とした。此の規定は明治三十三年九月の郵便規則では「其ノ外部ニ差出人又ハ受取人ノ營業名及其ノ表面ニ商品見本又ハ錐形ノ文字ヲ記載スヘシ」と改められ、更に昭和十三年四月の郵便規則は

「商品見本」又ハ「商品錐形」ノ文字及其ノ外部ニ差出人又ハ受取人ガ營業者ナルトキハ其ノ營業名、官公署又ハ公共團體ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スベシ

と改正された。

商品見本に非ざる物例へば註文品、進物等を商品見本として差出したときは、最初は書狀の二倍の料金を以て取扱

ふこととして來たが、明治三十三年郵便規則以降は差出人に之を還付することとした。但し之は過失で差出したものに限るもので郵便料金を免れんがために仕方をもつたものに對しては、別に刑罰を加へることとしてゐる。

第五項 其の他の物

書は明治十六年の郵便條例から第四種に加へられ、博物學上の標本は明治三十三年の郵便法を以て新に第四種となつた。又郵便條例を以て第四種となつてゐた未使用の帳簿及罫紙は郵便法に至つて削除せられた。但し明治三十三年十二月告示第五百八號を以て、筆書を加へざる私製葉書當用日記の類であつて、文字又は繪畫を印刷せるものを印刷物として取扱ふ旨を示したのは、此の改正の趣旨に悖るやうに考へられる。

畫、圖等に作爲を加へたものの取扱方に就いては前に述べたが、明治三十三年九月の郵便規則は新に「寫眞、書、畫、圖及博物學上ノ標本ト掛軸扁額トナス等裝飾又ハ作爲ヲ加ヘサルモノヲ言フ」と規定し、四十年三月には之を扁額其の他特殊の裝飾を加へざるものと言ふ、但し掛軸となすは此の限にあらざと改め、同年十一月通業乙第八千九百九十七號を以て繪畫、印刷物等を送付することを認定し得るものは、之に些少の加工、又は美術的裝飾を施すも便宜第四種として取扱ふ、但し其の臺紙等が繪畫、印刷物等を離れて尙市價を有するものは不可なる旨を通牒した。而して此の規定は昭和十三年四月の郵便規則中には置かれなかつたが、それは寫眞、書、畫等の觀念が既に明かであるためであり、特殊の裝飾を施して寫眞、書、畫等の送付を目的とするものと認められないものは第四種として取扱はれないことは從來の通りである。

第六款 第五種郵便物

農産物種子を低料郵送することに就いては、明治九年の郵便規則商品見本の項に勸農寮及地方官の間に互送する種子類を無封、開封にて差出すときは、左の割合の税を以て遞送すべしと併せて規定し、早くも其の片鱗を現したが、翌年以降の郵便規則には、又其の姿を没し、其の後明治二十二年八月法律第二十一號を以て第四種中に加へられた。而して同二十八年三月法律第十八號を以て第五種と改正され、明治三十三年三月制定の郵便法に於いても同様之を第五種とした。

如何なる物を農産物種子として取扱ふかに就いては、最初には規定がなく、例へば明治二十三年一月石見國津和野局の照會に對し林産に係る漆、桐、樺、松、杉、櫟等の木實、同二十四年十一月東京郵便電信局の照會に對し蠶卵紙、同二十九年一月千葉縣の照會に對し、農事試験人の種子交換、品質識別のために差出す玄米、同三十一年十一月大阪郵便電信局の照會に對し、苗にて移越するを培養に便なりとする杉檜苗、同四十年九月高松郵便局の照會に對し、米穀検査所、検査員間に産米標本として郵送する玄米をいづれも第五種として取扱ふ旨の指令をなした等、隨時之が性質を判斷して第五種に加へて來たが、昭和十三年四月の郵便規則に於いては、之に定義を附するを便として

農産物種子トハ栽植ノ用ニ供スル植物種子ヲ謂フ、左ノ物ハ之ヲ農産物種子ト看做ス、一、苗、球根、地下莖、根、樹皮及茸ニシテ栽植培養ノ用ニ供スルモノ、二、蠶種、家禽ノ卵、養蜂及食用蛙ニシテ繁殖飼養ノ用ニ供スルモノ、三、穀物検査所相互間又ハ穀物検査所ト検査員トノ間ニ發受スル産米標本

なる規定を設けた。

第三節 小包郵便物

第一款 制度の創始

郵便制度の一部分として小包郵便制度を設くるの議は既に明治八、九年頃から當局者の間に起つてゐたが、其の具體化したのは尙後のことに屬するやうである。即ち明治十八年六月に至つて驛遞二等屬若宮正音外四名は小包郵便法調査委員を命ぜられてゐる。而して小包郵便法案は明治二十四年第二回の帝國議會に提出されたが、同法案の議事に上らない中に議會は解散せられ、改めて翌二十五年第三回帝國議會に提出された。其の提案の理由とする處は、次の説明書及同年五月十日遞信大臣伯爵後藤象二郎の貴族院に於いて行つた説明に依つて明かである。

小包郵便法成按説明書

郵便業務ヲ擴張シテ公衆ノ便益ヲ達センニハ主トシテ小包郵便ノ法ヲ設ケザルベカラズ。抑モ現行郵便條例ニ於テ郵便ト爲ン得ベキモノハ書狀葉書新聞紙雜誌書籍農産物種子等ノ四種ニ止リ其交通上必要ナル小包ヲ送達スルコト能ハザルハ未ダ以テ郵便事業上完全ヲ得タルモノト云フベカラズ。是レ當ニ官私一般ノ不便ヲ感セシムルノミナラズ、此施設ナキガ爲メ非營業品見本ヲ強テ之ヲ營業品トシ郵便ヲ利用セントスルガ如キ弊風往々有之、是レ畢竟他ニ定期速達ノ途ヲ求ムルニ由ナキヲ以テ斯ル所爲ニ出ルモノナルニ依リ、新ニ小包郵便ヲ開キ以テ郵便事業ノ完全ヲ計ラントスルニ在リ。

價格表記ノ法ヲ設クルハ現行郵便條例ニ於テ遞送シ得ザル金銀珠玉其他貴重ノ物品ヲ遞送シ得ベキ便ヲ與ヘン欲スルニ在リ。賠償ノ法ヲ設クルハ郵便事業ノ信用ヲ保シシ公衆ノ安依ヲ持センニハ必ズヤ保險賠償ノ法ヲ設ケザルベカラズ。現行郵便條例ニ據レバ讒ニ書留郵便ノ一法アリテ公衆ノ信依ヲ繋グト雖モ、固ヨリ之ガ賠償ヲ爲スニアラザルヲ以テ、其保安ヲ求ムルニ由ナシ。然ルモ尙ホ之ニ頼ルモノノ頻繁ナルハ畢竟他ニ之ヲ求ムルノ途ナキニ由レリ。況ンヤ今價格表記ノ法ヲ設クルニ於テハ、賠償ノ法併ビ行ハルルニアラズンバ、小包郵便ノ制ヲ立ルモ尙ホ徒法タルヲ免レザルニ依リ、公衆ヲシテ充分ノ信憑ヲ措カシメントスルニ在リ。

後藤國務大臣ノ貴族院ニ於ケル説明

諸君、小包郵便法案ノ提議ヲ致シマス。細密ナ事ハ即チ理由書ニモ認メテアリマスカラ敢テ贅論ヲ須キマセヌデゴザイマス。唯此肝要ナ事ヲ一應諸君ニ御告ゲ申シテ置キタイ、就キマシテハ此郵便事業ノ種類ヲ諸君ニ陳述致スハ敢テ無益デハゴザリマス。スミイト存ジマス。扱郵便事業ノ種類ト申スノハ第一ニ信書ノ運輸デゴザリマス。是ハ書狀、葉書、新聞紙、雜誌、書籍、印刷物、營業品ノ見本ト云フノガ信書ノ運輸ニ屬スルモノデゴザリマス。第二ニハ金錢ノ運輸デゴザリマス。是ハ則チ郵便爲替、掛金取立郵便、代金引換渡郵便、切手代用郵便、貯金利金配當媒介郵便ト云フノガ凡ソ金錢ノ運輸ニ屬スルモノデ、我邦ニ於テハ此五種ノ中ノ只郵便爲替ノミヲ當時施行致シテ居ルバカリデゴザリマス。夫デ一體此各國ノ今日ノ郵便ノ發足ヲ致シテ居ルコトニ比較致シテ見マスレバマダ餘程不足ヲ致シテ居リマス。第三ニ物貨ノ運輸ト云フ是ガ今日提出致シタル所ノ小包郵便法ヲ設ケテ物貨ノ運輸ヲ行フノ必要デアリマス。大體郵便事業ノ種類ヲ申セバ斯ノ如キモノデアアル、夫レデ此上三種ノ郵便ノ一ヲ缺キマシタラ交通ノ道ガ完全ト云フコトハ出來マセヌ、固ヨリ此小包郵便ノ事タルヤ國家ノ事業ト云フコトハ今日各國ニ於テモ確定サレテ居ル事デアリマス。又其本意デ無クテハナリマセヌ。其國家ノ事業……公共ノ事ニ於テ均一速達ヲ要スルコトハ凡ソ何々デアアルカ、是モ三箇條バカリアリマス。第一ニ都鄙ヲ問ハズシテ之レヲ全國ニ行フガ一箇條デアリマス。平

均ヲシテ全國ニ行ハナケレバナラス、第二ニハ貧富共ニ之ヲ需要シテ便利ヲ達スルト云フコトガ第二デゴザイマス、ソシテ第三ニ速達ニシテ此事ノ正確ニ行ハルルト云フコトガ第三デゴザイマス、右故ニ歐洲各國ニ於キマシテモ、或ハ小包ノ運送ヲ以テ政府ノ専有事業トスル所モゴザリマス、或ハ又政府ノ専有ニナラナクテモ天然自然ニ政府ノ専有ニ歸シ國家事業トナツテ居ルト云フコトハ歐洲各國ニ於テモ皆共通デゴザリマス、ソコデ萬國聯合條約ニ於テ之ヲ萬國共通法ノ下ニ置イテアリマスルデゴザイマス、各國互ニ交渉ヲシテ此小包郵便ノ事業ト云フモノヲ立テ、ソシテ條約上ヨリ成立ツト云フコトハ萬國共通法ノ下ニ置イテアリマスル、昨年澳國ノ維也納ノ會議ニ於テ此小包郵便ノ條約ニ調印致シマシタ國ハ總テ三十五箇國デゴザイマス、五ニ共通スルノ條約ヲシタノガ三十五箇國デゴザリマス、尤モ此聯合條約ニ加盟シマセヌ國ノ……英米ノ如キハ加盟シマセヌ、併シナガラ各國ト特別ノ條約ヲ結ンデ互ニ共通ヲ致シテ居リマス、我政府ハ數年來此聯合條約ニ加盟センコトヲ勸告ヲ受ケタコトハ度々ゴザイマス、又各國ト特別ノ條約ヲ結バナイカト言ツテ頻リニ促シタコトハ國々隨分多イコトデアリマシタ、扱ソノ此條約ヘ入ツテ居ル國々ハドウカ悉ク彼ノ文明ノ國デ郵便事業ノ發達ヲシ盡ク備ツテ居ル國ノミデアアルカト申スニ、或ハ此條約ニ入ツテ居ルノニ土耳其、埃及、利比亞、暹羅、突尼斯、ベネジユラ、斯ノ如キ隨分文明上ノ利器ヲ今日利用スルニ於テ、我國ニ比較シテ視レバ或ハ劣ルト云フ斯ノ如キ國デモ、諸國ト聯合條約ニハ加盟ヲ致シテ入ツテ居リマス、夫デ若シモ特別ノ條約ヲ結バカ或ハ聯合條約ヲ致スカ斯ウ致サナケレバ、即チ本邦人ノ在外ノ人及ビ本邦ヘ在留致ス外國人ハ目今ノ處デハ非常ノ高價ヲ拂ハナケレバ小荷物ヲ外國ヘ送ルコトハ出來マセヌ、又小荷物ヲ外國ヨリ輸入スルコトハ出來マセヌ、唯日本ニ於テ今日外國ト交通ヲ致ス條約ノ成立ツテ居ルト申スモノハ加拿太デゴザリマス、加拿太ハ二十三年ノ十月ヨリ實施ヲ致シテ小包ノ運送ヲ共通致シテ居リマス、ソシテ香港デゴザイマス、是レハ十三年ノ一月カラ實施致シテ居ル、此兩國バカリデアリマス、所ガ未ダ此内地ニ小包ノ法律ト云フモノハ行レテ居リマセヌ、夫デ今日之ヲ提出スル所以デゴザリマス、内地ニ行レヌ以上ハ各國ノ特別條約ト言ヒ、又ハ聯合條約ト言ヒ、外ニ向ツテハ之ヲ爲スノダガ、即チ我國ノ人民ハ未ダ此利ヲ得用ヒヌト

云フコトハ甚ダ遺憾ト存ジマス、既ニ信書及金錢ノ運輸モ稍々整頓致シテ居リマスル、獨リ小包郵便ノ一用ヲ缺キマスルハ實ニ本大臣ニ於テ遺憾トスル所デゴザリマス、諸君ニ於テモ亦御同感ノコトト心得マス、願クハ諸君ニ於キマシテ本案ヲ賛成サレマシテドウゾ此提議案ガ通過致ス様ニ希望ヲ致シマス。

而して小包郵便法は同議會の協賛を経て、同年六月法律第二號を以て公布せられ、同時に料金、容積、重量、賠償金額等を規定した勅令第五十七號を、及同九月に小包郵便法施行規則を省令第十三號を以て公布せられ、同年十月一日から施行せられた。時の郵務局長たりし古澤滋氏の後年なした下記の談話は同法制定當時の社會事情を示すものである。

其の時分は、一般に政治思想が甚だ幼稚であつたといふことだけは言ひ得る。二十三年に議會が開けた時分のことである。尤も議會に現はれなかつたが新聞紙などでは、郵便電信の事業を民業に移すが宜いと云ふことを頻りに主張したことを覚えて居る。それから私が遞信省へ入つて小包郵便の制度を企てた。其時にも矢張り之を民業を奪ふものだと云ふことを主張して居つた。併し幸に英吉利でフォーセットと云ふ驛遞總官が、小包郵便で成功したと云ふことがあつたから、其時分の事蹟を調査し且フォーセットの演説などを翻譯して資料に供し、さうして以て小包郵便制度の施行に障礙を生ぜざるやうに努めた。今日に於ては郵便電信の事業や小包の事業を政府の事業として行ふことは、誰も當然のことと考へてゐる。若し之を民業に移すと云つたらば却て怪しむと云ふ有様であらうと思ふが、二十三年頃の有様は今言つた様な譯で、民間の政治論が如何に幼稚であつたかと云ふことが分る。

第二款 創業當時の小包郵便制度

斯くて小包郵便制度は明治二十五年十月一日を以て布かれたが、當時之に伴ふ經費がなかつたので、小包郵便を取

扱ふ郵便局は、遞信大臣隨時之を告示する旨を勅令中に掲げ、開始當時は只東京郵便電信局郵便區内に送達するものに限り取扱ふの已むなき状態で、徒に法の完備のみを誇るに過ぎなかつたが、翌年二月一日から左の郵便電信局及郵便局で之を取扱ふこととなり、其の後に於いても漸次取扱局を増加して需要に應じて來た。

國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名	國名局名		
武藏品川	武藏神奈川	武藏橫濱	相模橫須賀	相模藤澤	相模大磯	相模小田原	駿河沼津	駿河靜岡	駿河藤枝	遠江掛川	遠江見付
遠江濱松	三河豐橋	三河岡崎	尾張熱田	尾張名古屋	尾張一宮	美濃岐阜	美濃大垣	近江長濱	越前敦賀	近江彦根	近江八幡
近江大津	伊勢四日市	伊勢津	伊賀上野	山城伏見	山城京都	攝津高槻	攝津大阪	和泉堺	大和奈良	紀伊和歌山	攝津西ノ宮
攝津神戶	播磨明石	播磨姫路	播磨龍野	備前岡山	備前倉敷	備中笠岡	備後福山	備後尾ノ道	備中玉島	安藝吳	安藝廣島
周防三田尻	周防山口	長門赤間關	豐前門司	豐前小倉	筑前若松	筑前直方	筑前福岡	筑後久留米	筑前大牟田	肥後高瀬	肥後熊本
肥前長崎	肥前佐賀										

當時に於ける制度として特記すべき事項は距離制に依り料金を徴收したること、取扱局が一部の局に限られた結果として、之を取扱はない郵便局の區内宛の小包郵便物は最寄郵便局の特別留置として差出さしめ、郵便局では小包到

著の旨を受取人に通知し、別に差出人に留置證を交付し、差出人は之を受取人に送付し、受取人は其の留置證を郵便局へ持参して其の正當受取人であることを證明して、之を受取ることとしたこと、郵便區市外に送達する小包郵便物に就いては、其の重量に應じ別に料金を徴收することとしたこと（尤も之は明治二十九年六月末日限り廢止された）、初度配達の際、小包郵便物の受取人不在等の事故に依つて、之が配達の出来なかつたときは、一週間内便宜配達を試み、尙之を配達し得ないときは差出人に還付すること等であつた。尙郵便法施行以前には今日の價格表記制度がなく、通常郵便物に就いては貨幣封入郵便なる制度を設けて、其の遞送配達を通運會社をして當らしめてゐたのであつたが、小包郵便法には價額登記なる名稱の下に今日の價格表記に相當する制度を設けて百五十圓迄のものを取扱つたこと等が擧げられる。

小包郵便法は其の後廢止される迄改正されなかつたが、其の附屬勅令及小包郵便法施行規則は屢々改正され、種々制度の改善を行ふ處があつたが、之等の法令は明治三十三年十月から小包郵便を包含する郵便法及郵便規則の實施されるに當つて廢止された。

小包郵便制度創始後五箇年間に於ける取扱局所、取扱數等は遞信史要に依れば左の通りである。

局所	取扱數			平均量目
	局	所	通	
明治二十五年	一九	一	四一九	〇貫一六二
同 二十六年	六二六	一四四	五四六、〇七六	〇、三三四
同 二十七年	六二八	一四四	一、〇七一、二二四	〇、三四九
			常	
			價格表記	
			免料	
			合計	

同 二十八年	六二七	一五一	一、五五一、六六二	一、四三一	二〇、〇九三	一、五七三、一八六	〇、三七三
同 二十九年	二、〇二七	二五二	二、三二八、二九一	二、二八五	三三、九六〇	二、三六四、五三六	〇、三九八

創始當時の小包郵便制度が如何に不便なものであつたかは、明治三十年七月福澤諭吉が時事新報社へ宛てた次の書翰に就いて之を見ることが出来る。

入用の百話を小包郵便にて御遣し被下、沼津郵便局に留置の旨同局より通知有之候處、之を請取るには留置證書を持参せよと言ふ。其證書は御送り不被下、何の事やら少しも不相分に付電報差出候處、其電報の解釋にも種々御苦しみの上、證書必要の義御發明に相成、早速御送附今朝到來請取申候。是れより使の者を人力車に乗せて沼津へ往復、然る後實物に接することならん。十冊の製本を靜浦まで送るために

- 第一 2 靜浦より郵便を社へ送る
- 第二 2 社より返書到來留置證を忘る
- 第三 25 靜浦より電報二音信を送る
- 第四 1 社より葉書を發して誤りたり
- 第五 2 其誤を自から發見して郵書を送り留置證を封入す
- 第六 24 靜浦より人力車を仕立沼津へ往復

2 2 25 1 2 24 56 此小言の郵便も二錢費したり
實物の到着は後れて金を費したること數字の如し。新聞社の商賣柄には少々不似合かと被存候。乃御返詞旁々小言まで勿々如此御座候。

第三款 其の後に於ける變遷

小包郵便物は最初は普通、書留の區別がなく、總て今日の書留の如くに取扱はれたが、明治四十年四月一日から之を普通、書留の二様に區別し、又料金は明治三十三年十月郵便法及郵便規則實施後に於いても距離制に依つたが、明治三十五年十二月十六日から、之を均一料金に改め、同時に同一郵便區内のもの料金を別に定められ、大正八年四月十五日から同一郵便區内は同一郵便區市内と改正された。小包郵便物の轉送又は還付に就いては、最初から別に料金を徴収する定めであつたが、之は明治四十年三月末日限り廢止された。

第四款 信書合送及記載事項

信書を小包郵便物となし又は小包郵便中に挿入することは之を禁止されてゐるが、之は小包郵便制度を創始した際に小包郵便法を以て定められた。即ち信書又は信書の性質を有するもの、若くは音信文記入の物品は小包郵便物として郵便に差出すことを得ないものとせられた。次で郵便法に於いては書狀は小包郵便物となし、又は小包郵便物に合装することを得ず、但し無封の添狀又は送狀は此の限に在らずと規定し、無封の添狀又は送狀の添附を認めた。尙右郵便法中に「書狀」とあつたために通信文を記載した郵便葉書を小包郵便物に入れ得るか、否の問題を生じてゐたが、之は大正五年三月法律第十七號を以て「書狀」を「信書」と改正して解決された。又小包郵便法には無封の添狀又は送狀を小包に添附し得るものとする規定がなかつたが、之に就いては、明治二十六年四月十三日赤間關郵便電信局か

ら岩國裁判所差出の小包に「一手帳二冊是れは川村房五郎外一名窃盜事件證據品」と記載した附箋が貼附してあつた件に就いて、其の取扱方を伺出でたのに對して、右は小包郵便法に牴觸しないから直に配達すべしと指令され、同年八月神戸郵便電信局の伺に對し送り狀を無封にて遞送中離れないやうに附著せしめて差出すは差支なしと指令して之が添附を認めてゐる。

小包郵便物の外部に記載し得る事項に就いては、小包郵便法施行細則第十條第一項に「小包郵便物の表書は差出人受取人の宿所氏名、職業、家號、符號、商標及年月日に限るべし」と規定したが、明治二十八年九月名古屋郵便電信局に對し、明治二十六年公達第三百八十八號(本章第二節第三項參照)に準據し牴觸しないものは、之を表書するも差支なしと指令してゐる。明治三十三年の郵便規則以降の記載事項に就いては本章第二節第三項に於いて併せて之を述べた。

第五款 容積及重量

小包郵便物の容積は小包郵便創始の際、其の長、幅及厚各二尺迄と定め、明治四十年三月の改正で、幅及厚各五寸以内のものは長三尺迄のものは差支なしとして、之を二種に區別し、昭和六年八月からは(一)長、幅及厚各六十センチメートル、(二)幅及厚各十五センチメートル以内のものは長九十センチメートル迄に、同十三年五月からは右(二)を幅及厚各二十センチメートル以内のものは長さ一メートル迄と擴張した。

尙昭和三年十月郵業第九百四十八號を以て容積の制限に關する寸尺は郵便物自體に就き測定すべきものであつて、

假令規定の最大寸尺の容積を假想するときはその容積内に納まるものであつても、之は取扱ふべきでないと同牒した。小包郵便物の重量は小包郵便物制定の際、其の附屬勅令を以て一貫五百匁と定め、郵便法制定の際、之が規定を郵便規則中に置くこととしたが、内容に就いては改正はなかつた。明治四十年三月郵便規則を改正して、内地相互間に發着するものを一貫六百匁とし、同四十二年十月一日から内地、外地間に發着するものも同様一貫六百匁迄と改正し、昭和六年八月之を六キログラムに改めて今日に至つてゐる。

又速達小包郵便物は明治四十四年二月制度創始の際四百匁迄とし、同四十四年七月六百匁に、昭和六年七月二キログラムに改正し、航空小包郵便物に就いては、昭和四年四月制度創始の際には制限を置かれなかつたが、昭和八年十一月から二キログラム迄となつた。

第六章 郵便物の特殊取扱

第一節 序 説

郵便物に就いて、特殊取扱なる字句を初めて用ひたのは、明治三十三年三月公布の郵便法に於いてである。即ち同法第十九條は「小包郵便物ノ料金並郵便物ノ特殊取扱ニ關スル料金ハ命令ノ定ムル所ニ依ル」と規定し、同年九月制定した同法の施行規則である郵便規則中に郵便物の特殊取扱なる一章を設けて、別配達、留置、配達證明、書留、價格表記、代金引換、現金取立、約束郵便及郵便私書函に關する規定を之に屬せしめた。併し郵便法及右郵便規則の施行前の法令である明治初期毎年改定された郵便規則及明治十五年制定の郵便條例中には特殊取扱なる字句こそ用ひられなかつたが、或種の取扱を特殊取扱として考へてゐたことは今日と同様であつた。例へば明治五年の郵便規則中に別段書留郵便、郵便役所留置書狀、金子入書狀に就いて別章を設け、又郵便條例中に書留郵便、別配達郵便、郵便私書函、留置郵便及貨幣封入郵便なる各一章を設けて、其の取扱内容、料金等を規定したのがそれである。即ち特殊取扱なる觀念は早くから存在したものと見ることが出来るのである。

特殊取扱制度は必要に應じて漸次設けられ來つたが、之を設けるに當つては、明治三十三年郵便法及郵便規則の制

定以前に在つては、郵便條例を改正することなく單獨の省令、又は單なる公達に依つて之を創始したものがあつた。例へば配達證明郵便、代金引換小包、年賀郵便の如きが之であるが、之は當時の法律である郵便條例の改正を避けるための便宜の手段に出たものであると云へよう。而して郵便法及同法附屬の郵便規則は郵便體系を整然たらしむるために、之等の制度を可及的に其の中に包含せしめたが、其の後に於いても社會の實情に應じ諸種の特殊取扱制度を設け、其の或るものは郵便規則中に、又或るものは單獨の省令を公布して之を創始したために、特殊取扱の範圍は再び不明瞭となるに至つたのである。

然らば特殊取扱とは如何なるものを指すかと云へば、前に述べた通り、明治三十三年九月の郵便規則は當時に於ける特殊取扱の範圍を一應規定したものと見ることが出来るが、其の後年賀郵便、訴訟、審判、審査書類郵便、速達郵便、航空郵便に就いて各單獨の規則を設け、別に市内特別、約束郵便等の規則が存して、其の何れが特殊取扱であるかが、次第に不明瞭となつて來たので、昭和十三年四月現行郵便規則制定の際、從來郵便規則以外單獨に公布されて來た諸種の規則を廢して、之を郵便規則中に集成規定し且つ特殊取扱の意義を明瞭ならしめるために各々其の本質を檢討して、之を整理した。

即ち現行郵便法令上特殊取扱と云ふのは書留、價格表記、引受時刻證明、配達證明、内容證明、代金引換、集金郵便、速達郵便、航空郵便、別配達、年賀郵便及訴訟、審判、審査書類郵便の十四種であり、之等はいづれも其の郵便物の受授又は送達上特別の取扱を附加する色彩が濃いもののみである。又從來から特殊取扱となされて來た留置、郵便私書函、料金別納、約束郵便、市内郵便などが、特殊取扱から除かれたのは、之等の取扱の内容は前二者に在つて

は、其の送達方法に就いても別段附加的取扱をなすものと認められず、又後の三者は郵便物の取扱方に就いて別に特殊取扱をするものでなく、單に料金の納付方法を異にし又は料金を低減するものに過ぎないものと認められたからである。

第二節 書留郵便

第一款 制度

書留郵便の制は明治四年十二月五日東京大阪間の郵便を長崎迄延長するに當つて公布した郵便規則を以て設けられた。即ち同規則中に別段書留郵便と名付けた。

書狀新聞紙書籍并見本品トモ元ヨリ繼立方届ケ方共相違アルヘキ筈ハ無之候ヘトモ、多分之書狀多分ノ箇所ニテ取扱候事故、屹度間違無之ト難受合候ヘハ、總テ大切之品ハ一封或ハ一箇ニ付本途賃錢之外ニ、貳拾五里以内ハ錢貳百文、其他ハ悉皆四百文宛之手數料ヲ拂ヒ別段書留郵便ニ可致事

と定め、同五年正月十日から之を取扱ふことに定められた。而して尙同規則中には「金銀寶石等ノ細工物總テ高直ノ品物等ハ書留手數無之テハ自然人之邪心ヲ引起シ賊難免レ難キモノナレハ人ヲ害シ己ヲ損シ官之手數モ掛リ候故彌右様之品其封中ニアルト見受候節ハ書留郵便ニテ差出シ届先ヨリ一倍之手數料ヲ可受取事」との一條を設けたが、之は

後に明治八年の郵便規則中に「總テ大切ナルモノヲ郵便ニ差出ストキハ書留手數ヲナスヲ好シトス、萬一途中ニ於テ賊難等有之紛失ノ禍ニ罹ルノ時アリトモ速ニ其報知ヲ得テ是ヨリ生スル損害ヲ防クヘキノ利益可有之事」と定め、其の利用方を奨めたのと表裏をなし、貴重品を萬一書留に依らずして差出した場合に制裁を加ふることとしたものであつた。又明治八年の郵便規則は書留郵便の取扱方法を詳しく説明して

夥多ノ郵便物ヲ數多ノ郵便局ヲ經テ取扱フヨリ、必ス誤達遺失無キヲ保シ難ク且遞送ノ際賊難ニ罹リ紛失スルノ憂モ有之ニ付、此手數ヲ爲シテ差出スモノハ出發ノ地ヨリ到着ノ地ニ達スル迄、繼立ノ局々ニ於テ之ヲ書留メ、其取扱ノ蹤跡明瞭ニシテ誤達遺失ノ憂無カラシメ、賊難紛失ノ節モ直ニ之ヲ其差出人或ハ請取人へ報シテ是ヨリ生スル損害ヲ防クノ手立ヲナシ易カラシムルノ方法ヲ云フ

とした。此の規定は後に郵便條例に於いて「書留郵便物ハ郵便局ノ帳簿ニ登記シ遞送配達ノ受授ヲ證スルモノトス」と改正せられ、明治三十三年九月の郵便規則に至つて廢止された。而して別段書留郵便は郵便條例に於いては書留郵便と改稱せられ、其の取扱の内容も別に變化なくして今日に及んでゐる。

又如何なる物を書留郵便となすべきかに就いては上述の通り、明治四年十一月の郵便規則は「總テ大切之品」又は「金銀寶石等ノ細工物總テ高直ノ品物等」は書留となすべしとし、翌年の郵便規則からは單に「價貴キ品物」と改め、郵便條例に至つては、物の如何に就いては別に規定する所がなかつた。明治三十三年九月の郵便規則も亦同様であつたが、同規則に於いては價格表記の節に於いて述べた如く、金銀、寶石、珠玉其の他の高價の物は價格表記となすべしと規定せられ、此の規定は同四十二年十二月迄存置せられ、翌四十三年一月から之等の物は再び書留、又は價格表

記となすべしと改正された。

第二款 受授の手續

書留郵便物を引受けた際に郵便物の受領證を交付し、又配達の際に受取人の證印を徴することは今も昔も變りはないが、明治十六年の郵便條例を以て、初めて受取本人不在のときは代人に於いて受取證書に記名調印すべしと規定し、代人に於いて受領する場合の手續を明にした。現在は明治四十年三月改正當時の儘代人は其の配達證に資格及氏名を記入し證印することとなつてゐる。

官公署學校等多人數の集合する場所に宛て、又は之を肩書した郵便物の受授方に就いては、明治初年の郵便規則及郵便條例中に別段の規定は置かれなかつたが、明治四十年三月郵便規則を改正して、官廳、艦船、學校、會社、旅館、其他多人數の集合する箇所、又は之を肩書したものに配達若くは還付する書留郵便物を其の受付に引渡したときは、本人に送達したものと看做すと規定し、昭和十三年四月の郵便規則に於いては、同様規定する外、此の場合に於いては、受付は代人と同一の手續をなすべしとの條項を附加した。

第三節 價格表記郵便

第一款 金子入書狀

第一項 制度の創始

價格表記の前身とも見られる金子入書狀の取扱は、明治四年七月十五日東京横濱間の郵便實施に當り開始された。明治六年の郵便規則中此の取扱開始の趣旨に就き

郵便ヲ以テ金子入書狀ヲ遞送スレハ賊難甚タ防キ難ク唯其書狀ヲ失フノミナラス、是レト共ニ遞送スル他ノ書狀ヲモ相失ヒ公私ノ大害ヲ生スヘキ故、嚴シクコレヲ禁止スレトモ金錢ノ遣り取りモ亦人ノ交際ニ於テ缺クヘカラサルノ要件ナレハ、遣テ郵便爲替ノ法ヲ開キ、小數ノ貨幣自在ニ往復スルノ道ヲ通スルノ日迄、陸運元會社へ申付ケ國內遍ク其土地土地ノ模様ニ隨ヒ、或ハ毎月五六回、若シクハ二回一回ツツ左ノ割合ノ遞送料ヲ以テ金子入書狀ヲ遞送セシメ候事

と説明し、又明治八年の郵便規則には「但郵便爲替開ケタル地ノ遣り取りハ可成丈ケ爲替ノ方ヲ可用事」又明治七年の郵便規則中に「小數ノ金へ端錢ヲ取交セ郵便ニテ送ルトキ運送料ノ費ヲ省カント欲セハ其錢ノ代リニ郵便切手ヲ以テストモ妨ケ無之事」との記事がある。當時如何なる事情の下に於いて本取扱を開始したかを想像できよう。而して尙茲に注意すべきは、書狀の封入なく金子のみ在裡のものは一切取扱はなかつたことで、此のことに就いては明治七年の郵便規則中には

貨幣ノ遞送配達ハ驛遞頭ノ權限外タリ故ニ金子ノミヲ送ル者ハ郵便役所へ差出サス直チニ陸運會社へ相托シ或ハ他ノ飛脚等へ相頼ミ候儀ハ勝手タルヘシ然レトモ書狀中ニ封入スルトキハ其權限中ノ者ト相成候ニ付必ス郵便役所へ可差出事と記されてゐる。

此の金子入書狀の取扱は郵便條例實施後に於いても尙貨幣封入郵便の名稱の下に引續き行はれて來たが、明治三十三年十月郵便法及郵便規則の施行に依つて廢止された。

第二項 金額の制限

金子入書狀の最高金額は最初の東京横濱間の郵便では百圓と定めたが、明治六年の郵便規則以降五十圓と改正し、明治十六年の郵便條例では更に三十圓と漸次低下し、且つ同一の差出人から同一の受取人に差出す貨幣封入郵便物は一日一回に限るとの制限を設けた。併し五十圓時代にも例へば明治八年一月濱松局へ

五拾圓以上ノ金子送達ノ時其添狀へ郵便切手ヲ附シ郵便局ニ於テ消印致シ遣シタルモノハ内國通運會社ハ勿論誰人ヲ以テ遞送配達セシムルトモ差出主ノ都合ニ任セ不苦

又同年二月磐城矢吹郵便局へ

五拾圓以上ノ金子差立ノ書狀ニテ金子別封ナレハ書狀ノミ郵便ヲ以テ差立テ金子ハ内國通運會社其外誰人ヲ以テ遞送ナサシムルトモ差出人ノ都合ニ任スヘシ若シ書狀ト金子ト同封ナルカ或ハ引放シ難キ故アラハ切手ヲ消印セシ上差出人ノ存意次第ニ可爲取計

と指令し、又郵便條例時代に入つても、例へば明治十六年七月十六日東京府から驛遞局へ向け

當府所轄小笠原島郵便事務取扱ノ義ハ明治十一年七月中舊内務出張所へ御達ニ基キ是迄取扱致來候處（中略）現在郵便物ノ

取扱ハ定期船入港後僅カニ一週間乃至十日間ノ碇泊中ニシテ常ニ取扱候義ハ曾テ無之故ニ三箇月或ハ四箇月間ノ食物等ヲ購買スルモ總テ府下ノ商人へ送金セサレハ其物品ヲ調達スル能ハス現ニ家族及雇人ノ多キ者ハ一航海ニ食費等三百餘圓ヲ差出スモノモ有之右ヲ規則ニ照シ取扱候トキ八十日間ヲ經又一時ニ差出ストキ八十餘名ノ宛無之テハ難相成義ニ有之然ルニ定期船入港前ニ於テハ絶テ金錢ノ取引等不致ヨリ缺ク可カラサル食物等モ之ヲ購買シ能ハス實ニ島民ノ爲メ容易ナラサル差支ヲ生シ候ニ付夫是御評議ノ上該島ニ限り特ニ金三十圓以上ト雖郵送相成候様御取計相成度云々

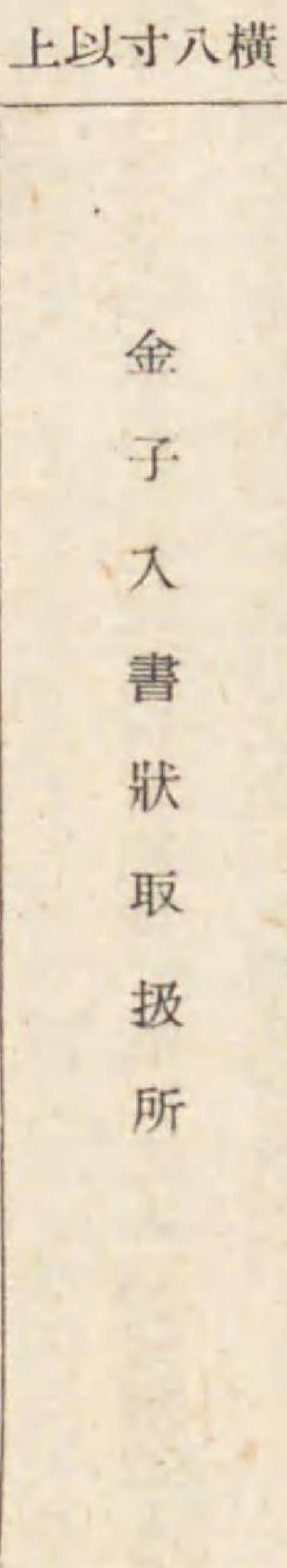
と照會し、八月十八日當時の郵便主官廳たる農商務省は該島より發し東京府下に宛てたる貨幣封入郵便物に限り、三十圓以上の金錢を封入したるものにも取扱ふこととした旨を上申し、許可を受けてゐるが如き例があり、右金額の制限は當時に於いても多少低額に失したるものやうに思はれる。

第三項 取扱方法

金子入書狀の取扱局は最初は一部の局に制限された。明治六年三月の驛遞寮達に依れば、

- 一 金子入書狀取扱免許鑑札相渡シ候間其取扱所前へ大字ニテ左ノ雛形ノ通金子入書狀取扱ト認メタル看板ヲ差出置可申事

竪三尺以上



板紙ノ内勝手ニ相用ヒ可申事

- 一 當四月ヨリ金子入書狀ノ遞送御開相成候處御都合ノ次第モ有之候ニ付唯遞送便宜ノ地ヘノミ其取扱方申付金子入書狀取扱免許鑑札相渡候條此免許鑑札無之向ハ一切取扱不相成若シ犯シテ取扱候者ハ一通ニ付金二十兩ノ罰金可申付事

但免許有之最寄ノ郵便取扱所ヨリ頼ミテ受ケコレヲ配達致シ候儀ハ勝手タルヘキ事

- 一 其土地ノ便宜ヲ謀リ右書狀取扱致シ度向ハ其段東京本寮及ヒ大阪出張所へ申出免許鑑札可願受事

但鑑札税等ハ一切差出スニ不及事

となつてゐるが、明治十四年一月二日から一般郵便局(開拓使沖繩縣管下並大隅國大島郡郵便局は從前の通り)に於いて總て之を取扱ふこととし、同時に該書狀取扱所の掛札は掲出せざることとなつた。尙郵便受取所では依然右の取扱はなさなかつたし、又右書狀取扱所の看板は郵便局の分局に於いては依然之を掲げることとし、郵便條例施行後に於いては其の文字を「貨幣封入郵便受付所」と改められた。

又明治七年迄の郵便規則には金子入書狀の封緘方法に就いて何等の規定もなかつたが、同七年三月三十一日に左の一項を追加し、初めて之を明にした。

- 一 金子入書狀ハ其封印ヲ證トシテ受渡スヘシ故ニ之ヲ差出ス者ハ必ス其封シ目ヘ三ツ以上ノ印形ヲ押シ且ツ左式ノ書面ヲ差出スヘキ事(書面省略)

取ル者ハ屹度封印ヲ檢スヘキ事

次で明治十六年の郵便條例では四箇所以上に封印を捺することに改めた。尙金子入書狀の受授は總て右の證印の正否を基として行ひ郵便局では在中金額を確めた譯ではなかつた。又明治五年七月の東京横濱間郵便では、金子入書狀は賊難紛失を避くるため之を配達せず、郵便物の受取人へは右書狀到着の旨を通知し、受取人の出局を俟つて交付することとしたが翌六年から配達をなすこととした。

第四項 違則郵便物の取扱方

明治五年三月郵便規則では、書状中に通貨ありと認められた時は、其の書状を差立てず、其の地に留置き差出人を召喚して受取るべき旨を達し、若し半箇年内に受取人出頭せざる節は再び其の旨を達し、其の後更に半箇年内に何等の返書もなき時は右金子は政府の所有に歸すべしとしたが、明治六年金子入書状の取扱開始後に於いては、右金子入書状は之を郵便局に留置き、金子入書状遞送の序を以て差立、届先より郵便料金及金子遞送料の二倍の料金を支拂はしめて之を交付し、若し受取人右料金を支拂はざる時は差出人から三倍の料金を支拂はしむることに定めた。翌七年以後は金子入書状遞送の序を以て受取人に送達し、立會の上受取人に開封せしめ、果して通貨の在中したる場合は相當の金子遞送料及配達料を拂はしむることに改めた。但し差出人に於いて規則を辨知せず、封紙に金子入と表記したるもの如きを郵便函から発見した引受局に於いても、之を看過し其の儘遞送し、配達局に於いて氣付いたるものは受取人市内居住者ならば之を呼出して交付し、市外居住者ならば通運會社に託して遞送料先拂を以て配達せしむることに、明治八年濱松局へ指令してゐる。

第二款 價格登記小包

明治二十五年六月公布の小包郵便法中に於いて價格登記の制度を設けた。此の制度を設けた趣旨は小包郵便法成按説明書に明かなやうに金銀、珠玉其の他の貴重品の送達に便し、加へて賠償の方法を設けて、公衆をして信憑を措かしめんとするに在つた。

此の制度に依る登記價格の最高制限額は百五十圓であつて、郵便物の包装に就いては「價格登記ノ小包郵便物ハ其ノ外部ヨリ容易ニ内品ヲ察知シ能ハサル様堅固ニ包装シ之ニ三箇所以上封印ヲ施スヘシ」と規定したのに止まつてゐる。

第三款 價格表記

第一項 制度

現在の價格表記制度は、明治三十三年十月郵便法の施行に伴ひ、郵便規則を新に制定したる際設けられた。勿論前に述べた金子入書状及價格登記小包制度の内容を採り入れたものであるが、金子入書状制度が受付のみを郵便局で取扱い、遞送配達を民間の運送會社をして行はしめてゐたやうな舊套を脱して、其の取扱の全般を遞信省に於いて行ふこととしたことは極めて重要な改正であつた。

價格表記制度を設けた最初は、通貨、金銀、寶石、珠玉其の他高價な物は必ず價格表記としなければならぬこととし、明治四十三年一月からは通貨のみは必ず價格表記としなければならぬが、爾餘の物は書留、價格表記のいづれにしても差支なく、又通貨價格表記と合装としても差支ないこととし其の後も同様になつてゐる。

價格表記制度を通貨價格と物品價格とに區別したのは、同じく明治四十三年一月からで、此の時から料金等をも區別されたのである。

此の通貨の意義に就いては、明治四十三年六月上海郵便局へ通貨とは強制通用力を有する本邦貨幣及之と同等の取

扱を受ける本邦兌換銀行券の類を指し、尙在外本邦郵便局に於いて引受のものに就いては、當該郵便局の受拂に使用する、各種外國貨をも尙通貨として取扱ふべしと指令し、又大正四年九月通外第四千十三號通牒を以て、地方遞信官署へ朝鮮に於いて強制通用力を有する貨幣及之と同様の取扱を受ける銀行券包有の内國、又は日支郵便物は價格表記として取扱ふべしと達示し、同十四年十二月郵業第八百一號通牒を以て、遞信局、通信官署へ貨幣、紙幣又は兌換銀行券と雖も、既に通貨の要件たる強制通用力を欠き、且つ通常の觀念に於いて其の要件を認識し得る程度のもものは、通貨と見ざるを妥當とする。従つて左記のものは通貨價格となすことを要しない。但し眞實不明のものは尙通貨價格表記となすべき旨を示し、其の左記として、(一)内地に於いて強制通用力を有しないもの。但し名宛地に於いて強制通用力を有するものは此の限りでない。(二)截斷した細片但し半截した兩片を一箇の郵便物に納めた場合のやうに其の接合等に依つて流通し易きものは此の限りでない。(三)磨損汚染又は毀傷の程度著しく、通用し難いものを擧げた。

又通貨と他の物品とを合裝したものに就いては、明治四十二年十二月通業第八千七十九號郵便局宛通牒に於いて、總て通貨價格表記の規定を適用する旨を示したが、昭和十三年三月の新郵便規則に於いては通貨價格表記とすべきことを明示した。

表記金額の最高制限は最初から千圓迄と定められ、其の後に於いても異動はない。又在裡品の價格と表記金額との關係に就いては、最初は何等の規定もなかつたが、明治四十三年一月からは通貨は其の金額通りの價格表記とすると、物品は其の市價以上の額の價格表記とすることを得ないこととなつた。

第二項 包 裝

明治三十四年十二月省令第五十七號を以て公布した郵便物包裝規則に於いては、價格表記通常郵便物は、其の内品の種類に従ひ適當に包裝し、尙之を遞信省發行の封皮に納むべし、但し形狀に依り遞信省發行の封皮に納め難いものは、適宜之を包裝し郵便局所の承認を受くべし、價格表記郵便物は其の封目に遞信省發行の封緘紙を貼附し、其の封緘紙と封皮とに掛けて鮮明に封印すべしと規定し、價格表記封皮及同封緘紙を發行した。

明治四十二年十月郵便物包裝規則を新に制定した際には、通貨を封入する價格表記通常郵便物は、適宜に包裝した上、前掲の價格表記封皮に納めなければならぬが、其の他の通常郵便物は其の封じ目に前掲の封緘紙を貼附するのみで差支ないこととした。現在も尙其の通りになつてゐる。

價格表記金額の郵便物表面への表示方は最初は「價格表記金何程」、次で明治四十三年一月通貨價格表記と物品價格表記とを區別した際には、通貨は、「通貨價格表記金何程」、其の他の物は「品名、價格表記金何程」、大正七年四月には通貨に貴重品を合裝した場合には「價格表記合計金何程、内通貨、表記金何程、品名、表記金何程」と表示せしむることとし、昭和十三年三月の新郵便規則に於いては、此の通貨に他の貴重品を合裝した場合の表示を「通貨價格表記金……内通貨金……品名金……」と改正した。其の他の表示方は總て従前の通りである。

第四節 引受時刻證明郵便

第一款 制度

引受時刻證明郵便は、明治二十四年十一月に初めて鑛業關係郵便物に就いて取扱はれた。當初は制度として行はれたものではなく、従つて料金も徴收しなかつた。即ち明治二十四年十一月十八日に公達第四百五十五號を以て「鑛業ニ關スル書留郵便物ヲ差出ス場合ニ於テ其ノ受取證書ニ受取ノ時刻記入方差出人ヨリ請求アルトキハ其請求ニ應ジ該證書ノ備考欄内ニ引受時刻ヲ記入スヘシ」と達せられ、更に明治三十二年六月公達第三百三十七號を以て、右の鑛業關係に加ふるに特許、意匠、商標に關する場合をも包含することとなつた。

而して明治三十三年九月郵便規則を制定された際、及其の後に於ける數次の郵便規則改正の際に於いても、尙本取扱を制度として認めるに至らず、明治四十一年四月に至つて初めて之を一の制度とした。

引受時刻證明となし得る郵便物は、最初は書留郵便物とし、明治三十三年九月の郵便規則に於いては、書留通常郵便物に限定したが、昭和十三年四月の新郵便規則では、書留又は價格表記となした郵便物は通常なると小包なるとに拘はらず引受時刻證明となし得ることに改めた。

第二款 證明方法

明治二十四年十一月公達第四百五十五號に依れば、引受時刻は當該郵便物受取證書のみに記入したのであるが、明治三十二年六月公達第三百三十七號に於いては、郵便物餘白にも引受月日及時分を記載することとし、明治三十三年九月の郵便取扱規程に於いても、同様に取扱ふことと定めた。又明治四十一年二月郵便規則中に本制度を規定した際には、受領證のみに引受時刻を記入する規定のみを置いたが、別に郵便取扱規程を以て郵便物餘白並に當該郵便物引受帳及同受領證の摘要欄内に印章を押捺し、之に引受時刻を記入するものとしたから、實際の取扱方に就いては變りはなかつた。併し此の郵便物表面への引受時刻を表示することは郵便規則を以て定むることが妥當であるので、昭和十三年四月の新郵便規則に於いては、又其の旨を明示することになつた。

明治三十二年六月公達第三百三十七號に依れば、特許局から差出す配達證明郵便物に就いては、其の配達證明書備考欄に尙配達時刻をも記載することとなつてゐたが、明治四十一年二月には郵便規則を以て配達郵便官署に於いて引受時刻證明郵便物の配達を了したときは、其の旨を差出人に通知する旨を定め、別に郵便取扱規程を以て右通知は配達通知書を（後に配達證明書に改む）調製して、之を差出人に送付するものとした。斯様に引受時刻證明制度は一時は配達證明制度をも兼ねた時代もあつたが、引受時刻證明制度は引受時刻のみを證明するものとし、必要のある時に限り配達證明を請求せしむることを適當と認めて、昭和十三年四月新郵便規則制定の際には、此の附隨的の配達證明方法を廢し、其の料金をも輕減した。

尙引受時刻は分位に止められてゐるが、明治三十七年三月熊本郵便局への指令を以て秒位は切捨てることとし、同三十八年二月東京鑛山監督署の照會に對し一分を經過したものは二分と記入することに通信局から回答し、更に明治四十一年二月郵便取扱規程を以て、一分未滿の端數は之を一分として計算する旨を定め、大正二年五月又一分未滿の端數は之を切捨てることとし、爾來同様に取扱つて來てゐる。但し午後十二時から午前零時一分に至る迄の間に引受けたものに就いては、之を午前零時一分と記載することに昭和十四年八月郵業第八百六十八號を以て東京地方遞信局へ通牒せられた。

第五節 配達證明郵便

第一款 制度

明治四年三月郵便制度の開設されたとき、書狀を出す人の心得の中に「大切ノ書狀ニテ先方ノ返書或ハ請取要用ノ節ハ朱書ニテ先方請取或ハ返書要用ト相記シ倍増ノ賃錢切手ヲ可張置屹度先方ノ返書或ハ請取書可相屆事」との一項を設け、繼立場驛々取扱規則中に「先方受取書或ハ返書要用ト認置候書狀ハ屹度正敷證印有之返書受取書等ヲ取取扱所ニ於テ賃錢切手濟ト申黒印ヲ据郵便ヲ以テ早速差立元へ可相屆事」と記され、之が配達證明郵便制度の先驅をなしたものと見られぬこともないが、此の規定は早くも同年十一月の郵便規則中から削除せられ、極めて僅の命脈を保つたに過ぎない。

而して今日の配達證明郵便制度は明治二十五年三月に創始されたと見るべきである。即ち同年三月二十五日遞信省令第八號を以て定められ、同年五月十六日實施された配達證明郵便規則がそれである。同規則は八箇條から成つてゐる。此の規則は明治三十一年十月省令第二十三號を以て、第八條を「此ノ規則ハ帝國郵便局ノ設置アル清韓各地ヲ除キ其ノ他ノ外國ニ發著スル郵便物ニ適用ス」と改正され、同三十三年九月郵便規則の制定されるに及んで廢止され、同規則中に關係規定を採録せられた。

配達證明となし得るものは、最初から書留郵便物に限られ、明治三十三年十月價格表記郵便制度の開設に伴ひ、價格表記郵便物も配達證明となし得ることとなつた。又書留または價格表記の郵便物を差出した後に配達證明を請求することを得ることとなつたのは、明治四十五年二月十一日からであるが、此の請求期間は最初は郵便物差出後二年以内とせられ、大正五年八月一日から一年、昭和十三年五月一日から六月内と改正された。尙配達證明郵便物の表面に配達證明の文字を記載すべきことは當初から定められてゐる。

第二款 證明方法

配達證明郵便物を配達したときは、郵便局は郵便物配達證明書を調製して之を差出人に送付するのであるが、其の配達證明書の様式は最初は配達證明郵便物取扱手續を以て定められ、現在は郵便取扱規程中に定められてゐる。而して其の最初のもの様式は左の通りで仲々複雑であつた。

第二款 取扱方法

内容証明の取扱を受けようとするときは、最初は内容文書の謄本を添へて差出し、郵便局では右謄本に証明を附して、一通は郵便局に保存し一通は差出人に交付することとなつてゐたが、大正三年十二月五日からは、差出人が右の謄本を必要としない場合は、一通のみの謄本を差出し得ることとした。

内容証明郵便物の謄本には差出人及受取人の宿所氏名を附記しなければならないのであるが、此の附記は大正三年十二月五日からは、其の宿所氏名が内容文書に記載のものと同一である場合には、省略して差支ないこととなつた。又二箇以上同文のものは受取人の宿所氏名を連記し又は別に之を記載して附記すべきものとせられ、同文内容証明郵便物差出後謄本に就いて証明を請求する場合、受取人毎に各別に謄本を作つて之に証明を求めものに就いては、其の各通の謄本に同様附記すべきものとした。之に就いては其の後も改正されてゐない。尙此の同文のものに就いては、大正三年十二月五日から内容文書の名宛人宿所氏名は謄本に記載することを禁ぜられた。

謄本の作製方に就いては、料金徴收上の必要から最初より制限を設けられてをり、初めは一行二十字詰一枚二十行以内に記載しなければならぬこととなつてゐたが、大正三年十二月五日からは、其の行数を一枚二十六行以内に擴張した。又最初は文字を挿入する場合にも之がために謄本一枚の制限字数を超過してはいけないこととなつてゐたが、昭和十三年五月からは此の文字の訂正、又は挿入に因つて謄本一枚の制限字数五百二十字を超えた謄本をも認めることとなつた。但し料金の徴収に就いては之を二枚として計算するものとした。

内容証明の文書は郵便局で其の謄本と對照し相違ないことを確めた上、原本及謄本の各通に差出年月日及其の郵便物の内容を証明した旨、並に郵便局名を記入し、且つ一通の謄本と原本及其他の一通の謄本とに掛けて通信日附印を以て割印をして之を証明する。又文字の訂正挿入、又は削除に就いても通信日附印を押捺して証明するのであるが、之等の証明方法は其の証明文に多少の改正はあつたが、大體最初から同様である。

内容証明郵便物差出後内容文書の謄本を提出して、之に証明を受け又は郵便局に保存する謄本を閲覧することは最初から認められた處であり、其の請求期間も其の差出後二年以内と定められて今日に至つてゐる。

第七節 速達郵便

第一款 制度の創始

我國で速達郵便制度を逸早く創設したのは朝鮮であり、明治四十三年十一月京城に於いて其の取扱を開始した。内地に於ける速達郵便制度は之に遅れること三箇月にして、同四十四年二月十一日紀元の佳節を以て京濱地方に施行したが、其の二月中に於ける取扱は左の通りであつた。

自二月十一日 至二月二十日 十日間	東京市内	横濱行	東京行	合	計	一日平均
	三、一六七	三三八	三六七	三、八七二		三八七

自二月二十一日八日間

三、〇一二

三九〇

三四二

三、七四四

四六八

翌四十五年には之を京阪神地方に及ぼし、其の後京濱及京阪神地方に於ける取扱地域を部分的に幾度か改正したが、増料金を要する斯かる高度の郵便施設を右二地方以外の他の都市に普及することは、當時の状況からして困難とせられ、其の取扱地域は久しく膠著状態に在つたが、年を経るに従つて取扱地域擴張の要望は醗酵されるに至り、昭和八年七月には新たに名古屋市内及關門、北九州地方の諸都市を連結した地域を、同十一年九月には札幌、小樽兩市を、同十月には廣島、吳市を之に加へたが、一般の郵便速達施設に對する欲求は一層熾烈なものがあつたので、昭和十二年八月十六日を轉機として一躍速達郵便制度の全國施行を見るに至つたのである。速達郵便の全國施行とは從來存してゐた速達、航空、別配達の三制度を綜合した、新たなる速達郵便制度を設けて、之を内地全部に及ぼし、航空及別配達の制度は内地、外地間に發着する郵便物に就いてのみ存することとしたことの謂ひである。即ち今日の速達郵便制度は從來の速達郵便制度のやうな地域的な制限を撤廢し、何處から何處へでも自由に速達郵便を差出し得るやうになつた許りでなく、第一種及第二種郵便物は航空郵便線路の開設されてゐる區間は、別段の増料金をなしで之を航空機に依つて輸送することの飛躍的發展を遂げたのである。此の結果として昭和十一年度迄一箇年四百萬通臺に止まつてゐた速達郵便物は昭和十二年度に於いては一千萬通を超え、昭和十三年度に於いては四千萬通に上る急激な増加を來した。以て如何に世人の欲求する處に合致したかを推察することが出来る。

尙速達郵便制度の全國施行以前にも同制度は臨時に地方的に施行されたことがあるが、其の施行地域等は記述する

ことを省略する。

第二款 制度

第一項 送達方法

速達郵便制度の中核を成すものは、其の送達方法である。速達郵便制度を地域的に限つてゐた時代には一般郵便物に對する遞送便以外に速達遞送便を設けて、引受地の郵便局と配達郵便局との間に於ける速達郵便物遞送の迅速化を圖つてゐたが、速達郵便制度の全國施行に際しては、右速達遞送便施行の範圍を幾分擴張すると同時に航空郵便線路の在る區間に於いては、第一種及第二種郵便物並に航空遞送の請求のある第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物を航空機に依つて輸送することとなつて、郵便物輸送のスピード化上一新紀元を劃した。

速達郵便物は配達郵便局に到着したとき、一般郵便物の配達時間に依らないで、即時配達をすることとなつてゐるが、最初は地域的に制限があり、其の地域内の速達遞送便も夜間著しく遅くなるものがなかつたので、到着次第即時配達の制は實施上支障がなかつた。併しながら其の後速達郵便制度の全國化に際して、夜中の遞送便を以て到着するものに就いて考慮しなければならなくなつたので、時間外配達指定のないものは、午後十二時迄に配達郵便局に到着したものに限つて當日配達し、其の後に到着したものは翌朝午前六時（冬期は午前七時）を待つて配達することとした。尙此の午後十二時の配達打切時刻は昭和十四年七月から午後十時と改正され、更に同年十一月二十一日から翌十五年三月末日迄の間は時間外配達指定のない速達郵便物に就いて、左の通り改正された。之は冬期降雪地方に於け

る實況に應じ、且つ日支事變下に於ける勞力不足の對策の一として行はれたものである。

北海道

〔郵便區市内〕 午後八時
〔郵便區市外〕 午後六時

青森縣、岩手縣、宮城縣
秋田縣、山形縣、福島縣
及新潟縣

〔郵便區市内〕 午後九時
〔郵便區市外〕 午後七時

其の他の各府縣

〔郵便區市内〕 午後十時
〔郵便區市外〕 午後九時

尙速達郵便物の配達郵便局を任意特定し得ることとなつたのは、昭和十二年八月の速達郵便制度の全國施行以來のことである。

第二項 特別な利用方法

速達郵便制度創始の際に於いては、差出人の居所に於いて、之を引受ける方法を認めた。即ち速達郵便物を差出さうとする人は電話其の他の方法で郵便物の種類、數量、引渡時刻等を受持郵便局へ通知すると、郵便局からは其の差出人の居所へ出張して之を引受ける方法で、速達郵便物一箇に付三錢（明治四十四年七月十六日からは二箇以上差出るときは内一箇を除き他は一箇に付一錢に改めた）の特別料金を徴收して、之を取扱つたのであるが、此の方法は大正十一年三月限り廢止された。

速達郵便物の差出人は、其の差出した郵便物の受取人からの返信速達郵便物を受取人の居室に於いて待合せ引受けることを豫め請求し得ることは、制度創始の際から認められて來てゐるが、此の方法の細部に就いては、多少の變遷がある。先づ第一は返信料金の添附であるが、最初は必ず適宜の用紙に必要な事項を記入し、之に對する一切の料金を相當する郵便切手を貼附して差出さなければならぬものとしたが、明治四十四年七月十六日からは此の返信用郵便切手の添附は任意とした。又大正十一年四月からは、其の返信郵便物は書留又は價格表記となした通常郵便物及小包郵便物に非ざるものに限ることに制限された。尙右受取人の居室に於ける返信郵便物差出のための待合時間は最初から十分となつて今日に至つてゐる。

速達として差出さなかつた郵便物を受取人から速達として配達方を請求し得るやうになつたのは、昭和十二年八月速達郵便制度の全國施行以來のことであり、其の速達に依る配達方を請求し得る郵便物は書留、又は價格表記となしたものに限られてゐることも今日尙同様である。

第八節 航空郵便

第一款 航空郵便の試行

明治四十四年二月印度で早くも航空機を郵便に利用して成功したと云はれてゐるが、同年九月英國に於いては倫敦、ウインヅル間二十一哩の郵便航空を實施して多大の好果を收め、同年四月又米國に於ても初めて之が試験を行ひ、更に翌年に於いては各地に數十回の試験遞送をなした。我國に於ける航空郵便の試行は遙かに之より後れて大正

八年十月に實施された。即ち遞信省は帝國飛行協會の舉行する東京大阪間往復飛行に際し東京大阪間に發着する郵便物を右航空機に依託遞送することとし、同年十月四日及五日の兩日に於いて之を舉行することとしたが、當日は天候不良のため之を延期し、同月二十二日及二十三日に於いて之を實施した。而して航空遞送をする郵便物は東京市及大阪市内に宛てた第一種有封書状及第二種郵便物に限定し、同月二十一日及二十二日之を引受けたが、其の引受数は次の通りであつた。

地 別	封 書	葉 書	計
東 京	四四〇	五、四四七	五、八八七
大 阪	三六〇	二、九四六	三、三〇〇

同飛行の參加機数は三機であつたが、其の内一機は往航の際進路を誤つて和歌山に著陸し、復航に参加し得なかつた。同機の和歌山著を大阪著と假定した各機の往復所要時間は五時間十二分、六時間五十八分、八時間三十五分であつた。此の航空郵便の試行は郵便物の速達上劃期的な事項であつたので、遞信省では上掲の如き航空郵便切手を發行し、且つ特殊通信日附印を使用した。

第二款 制度の確立

其の後と雖も航空郵便の實用時代に入るには尙多年を要し、大正十四年四月二十日か



ら東京大阪線、大阪福岡線、同五月二十日から大阪、高松、今治線を設け、同十五年五月十七日から大阪、高松、今治線を大分迄延長して、各發着地及其の附近間に發着する郵便物中第一種及第二種郵便物であつて、表面に「飛行」と朱書したものを増料金なしで輸送してゐたが、尙試験飛行の域を脱しなかつたのである。併しながら此の間我國民間航空事業も漸次發達し、昭和二年七月には遞信省に航空輸送會社設立準備調査委員會を置かれ、翌三年十月には日本航空輸送會社の誕生となり、各種航空施設も完備するに至つたので、昭和四年三月航空郵便規則を公布され、同四月一日から施行することとなり、茲に航空郵便制度は確立された。爾來航空郵便線路は昭和四年六月からは朝鮮へ、昭和十年十月からは臺灣へ、昭和十二年十二月からは關東州へ、昭和十四年四月からは南洋群島へと延長せられ、又航空回数の増加等に依つて航空郵便物は其の後漸増し、愈々航空郵便が實用時代から必要時代に移るに至つたので、昭和十二年八月速達郵便制度の全國施行に際して、内地區間に於いては航空郵便制度は速達郵便制度中に融合せられ、第一種有封書状及第二種郵便物は航空郵便線路の存在する區間は當然に航空輸送されることとなり、第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物も航空遞送の請求あるものは、速達郵便制度の附隨的的制度として之を航空遞送されることになつた。現在に於いては航空郵便制度は内地、外地間に發着する郵便物に就いてのみ存在するのである。

現下の我國に於ける航空輸送事業は尙航空郵便業務に依存する處が大きく、大日本航空株式會社に於いても、其の収入の大部分が航空郵便輸送に依る遞送料に在ることは周知の事實である。従つて航空郵便の利用増加と航空事業の發達とは其の表裏をなしてゐる状態である。

尙昭和十一年九月遞信省は航空郵便利用上其の機能を表す標語を募集したが、其の當選作は左の通りであつた。